

平成21年 3月10日

平成21年 3月11日

標 茶 町 議 会  
平成21年度標茶町各会計  
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

## 標茶町議会平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

### 第1号（3月10日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算	5
議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算	5
議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算	5
散会の宣告	25

### 第2号（3月11日）

開議の宣告	29
付議事件	
議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算	29
議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	29
議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算	29
議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算	29
議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算	29
議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	29
議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算	29
議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算	29
総括質疑	
黒 沼 俊 幸 君	29
越 善 徹 君	35
伊 藤 淳 一 君	40
菊 地 誠 道 君	47
後 藤 勲 君	55
林 博 君	64
舘 田 賢 治 君	71
深 見 迪 君	84
田 中 敏 文 君	93

川 村 多美男 君 .....	99
小 林 浩 君 .....	107
末 柄 薫 君 .....	112
閉会の宣告 .....	114

平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成21年3月10日（火曜日） 午後 3時10分 開会

付議事件

- 議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算
- 議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（15名）

委員長	平川昌昭君	副委員長	小野寺典男君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	伊藤淳一君
〃	菊地誠道君	〃	後藤勲君
〃	林博君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(議長 鈴木裕美君委員長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(鈴木裕美君) ただいまから平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 3時10分開会)

◎委員長の互選

○議長(鈴木裕美君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時11分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から推薦することでお諮りをお願いします。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。

末柄君。

○委員(末柄 薫君) 委員長には、平川委員を推薦しますので、よろしくお諮りください。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま末柄委員から、委員長に平川委員の指名がありました。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。  
よって、委員長には平川委員が当選されました。  
休憩いたします。

休憩 午後 3時13分  
再開 午後 3時13分

（委員長 平川昌昭君委員長席に着く）

- 委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長（平川昌昭君） 続いて、副委員長の互選を行います。  
互選の方法について発言を求めます。  
末柄君。

○委員（末柄 薫君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること  
でお諮りをお願いします。

○委員長（平川昌昭君） ただいま末柄委員から指名推選の発言がありました。これにご  
異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、副委員長の互選は、末柄委員からの指名推選に決定いたしました。  
末柄君。

○委員（末柄 薫君） 副委員長には、小野寺委員を推薦しますので、よろしくお取り計  
らいをお願いします。

○委員長（平川昌昭君） ただいま末柄委員から、副委員長に小野寺委員の指名がありま  
した。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。  
よって、副委員長には小野寺委員が当選されました。  
休憩いたします。

休憩 午後 3時14分  
再開 午後 3時15分

- 委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第21号ないし議案第28号

○委員長（平川昌昭君） 本委員会に付託を受けました議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第21号から議案第26号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第21号の歳出は款ごとに行います。

始めに、議案第21号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 基金の積立金について質問いたします。

47ページ、昨年から比べてかなり増額されておりますし、その辺のところの説明もあったわけなのですが、一昨年から引き続きどんどん積立金がふえてきておりますので、その内容というか、その辺を改めてお聞きいたします。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

基金積立金の部分で備荒資金組合の納付金で対前年比4,459万5,000円、財政調整基金で1,244万6,000円の積み立てが多くなっておりますが、これにつきましては長期展望を持ちながら町の基金管理を行いまして、いかに歳出の抑制を図るとともに、それらの整備を図りながら町財政の健全化を図るということで歳入歳出をかんがみながら積み立てということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 50ページなのですが、11目で13節委託料で180万円、この内容をお知らせください。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 町史編さん費の13節と思われませんが、資料収集の委託業務については昨年同様、個人に委託をかけて月15万円でございますが、12カ月分の委託料でございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 昨年同様と言うけれども、ことしはこれでまた新しく予算つけた

わけだから、ことしの計画について知りたいと思っているのですが。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 1節の報酬ともども13節の委託料、人件費に係る部分でございしますが、昨年来町史データ管理及び収集について、3巻発行後も資料収集に当たっては逐次収集をしておりますが、本年考えられる部分につきましてというお話でございしますが、標茶町の社会福祉関係、もしくは役場の沿革、団体、国保、医療関係の修正等を加えながら資料収集に当たりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 52ページの18、備品購入費の内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 備品購入費でございます。1,233万9,000円の内訳というふうに考えておりますが、デスクトップ型のクライアント4台、それからシンクライアント、TS用クライアントでございますが、30台、それから広報用のパソコン、それからプリンター1台と。パソコンは2台でマックでございます。

以上でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 73ページ、児童福祉費の中の総務費の中で報酬、指導員報酬とありますけれども、この指導員というのはどのような役割と申しますか、仕事の内容と申しますか、なっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 児童福祉費総務費の指導員報酬につきましては、ふれあい交流センターに設置しております発達障害者支援センターの指導員の報酬でございまして、いわゆる言葉の発達ですとか、それから子供の成長過程においていろいろな障害等があるということもございまして、そういうことの相談含めての対応するための指導員ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 次、13の委託料のところの学童保育の運営委託料がありますけれども、この内容について詳しく説明していただきたいのですけれども。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お答えをいたしたいと思います。

13節委託料の学童保育所の運営委託料につきましては、町内5カ所で行っております学童保育所の委託料でございます。それぞれ学童の保育人数と、それから開設の日数に応じて、それぞれ委託をしているところでございます。本年度も昨年と同様に5カ所の学童保育の開設を予定しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 次、78ページ、児童館運営費の中の児童厚生員報酬がございませぬけれども、これは先ほどの指導員と違って児童厚生員という名前ですけれども、この厚生員という、先ほどと同じく役割といいますか、その辺ちょっとお教え願いたいのですけれども。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 児童館運営費につきましては、児童館の設置条例に基づきまして設置している児童館の経費になりますけれども、児童厚生員につきましては現在新栄児童館に配置している児童厚生員の報酬でございます。児童館につきましては、児童福祉法の第40条に基づいて設置しております、いわゆる幼児から低学年児童の珠算指導及び一般児童のクラブ活動の指導ですとか、それから児童の遊びの指導、それから勤労青少年の活動の指導ですとか、子ども会等の指導等、いろいろあるわけですけれども、法律上児童館に設置している指導員については児童厚生員という名称を使っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 81ページで2目勤労者対策費、21節で労働者生活安定資金融資貸付金、これ1,000万円計上されていますが、これはどういう条件とか基準とかあるかお知らせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この貸付資金につきましては、釧路の労働金庫釧路支店に預託をいたしまして、労働金庫が基本的に審査をして貸し付けをするということですが、この部分につきましては前回田中委員のほうからもご質問があった内容でございまして、労働者に対しまして1人70万円以内で貸付期間5年以内、そしてこの部分につきましては議会の論議も受けまして、季節労働者の方々にも1年間の収入ではなくて2年間合計した収入で貸し付けをするという新しい制度もつくってございまして、平成20年度の実績といたしましては3件、19年度で3件利用があるということでございます。

以上でございます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） これの金利は幾らになっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 融資利率につきましては、20年度につきましては1.3%ということになってございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 89ページ、15節の工事請負費の中でクリーンセンター補修工事請負費についての内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 塵芥処理費の工事請負費のクリーンセンター補修工事請負費の内容でございますが、スクラバーの循環ポンプの交換、それからごみを投げ入れるクラブバケットのクレーンの補修工事ということで、2件を現在のところ予定をしております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 95ページといたしますか、94ページといたしますか、牧野管理費の関係、ちょっと伺いたいというふうに思います。

まず先に、96ページの飼育委託料120万円というのが計上されているのですけれども、この内容についてまず先に伺いたいと思います。96ページの委託料の中で飼育委託料120万円の内容です。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

飼育委託料につきましては、社会福祉協議会のほうに綿羊の委託をお願いしております。主な仕事は、えさの給餌、あと綿羊の健康状態等々の管理をしていただいております。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 収入のほうもちょっと絡んでくるので、ちょっとここで聞くのはどうかと思ったのですけれども、昨年の12月から哺育センターが新しくできたということで期待しているところがございますけれども、今回その支出のほう、去年と同じ金額が計上ということなのですけれども、その辺の絡みがどういうふうになっているのかちょっと

とお伺いしたい。新しい施設ができたのに関連してということで。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

この飼育というのは、綿羊の飼育でございます。それで、先ほどの哺育センターの部分につきましてはちょっとこれと違いますので、ご理解をお願いします。

○委員（林 博君） 今飼育センターと言った。哺育センター。済みません、哺育センターです。

○育成牧場長（表 武之君） 飼育委託料の120万円と哺育センターの部分については、全く違うものであるということでご理解をお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 104ページの12目13節委託料の中での運營業務委託料3,194万9,000円の中身を教えていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

食材供給施設の運營業務委託料でございまして、これまでどおり売り上げから町のほうが立てかえて払っていた光熱水費、電話料等を差し引き、そして町が負担する部分ということで昨年ご議論いただいた金額を上乗せして算定した金額が3,194万9,000円でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） 済みません、戻ります。95ページの牧野管理費の中で委託料、肥料散布の委託料載っていますが、肥料といっても化学肥料から堆肥からいろいろあると思うのですが、その内容についてご説明願います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 肥料散布委託料の内容でございます。

まず、今年度、昨年と減額分につきましては委託面積を変更しております。その関係で落ちているということをご理解願いたいと思います。まず、春と秋につきまして、400ヘクタールほど一応計画をしております。そのほかに堆肥の切り返し等も含んでおります。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 昨年度、今まで業者に、特に化学肥料なんか委託して、それを自前で行って、かなり予算を減額してきたように思うのですが、今回はそれをやめて、まるっきり外注といいますか、よそに委託するという事なのですか。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 内容につきましては、昨年の面積に対して半分程度今回委託で見えております。毎年そうなのですが、委託部分については想定をして見えておりますが、

あと職員の直営の部分ですが、春の雪の状態、いわゆるばら線の補修等々、いろんな作業の状況の中で、その状態によっては、場合によっては委託部分ふえる場合もありますし、そうでなければ委託分等を減額しながらということも考えられる状況にあります。そういった意味で、特に危険な場所を含めながら委託ということでここに計上しております。考え方につきましては、今後とも直営をしながら、できるだけ経費削減に努めていきたいというように思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 104ページの、先ほど川村委員が聞いた部分の食材供給施設なのですが、運営委託料等も上がってきておりますので、委託先が決まったのだろうというふうに思いますが、その点と、何月から営業されるというふうな形の中で委託が行われたのかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

食材供給施設の委託先につきましては、これまでもご説明しているとおり、現時点ではプロポーザルによって、この先随意契約に入るべき業者を選定しております。契約につきましては、複数年契約でございませんで、4月1日付の契約ということで考えておまして、現在その契約書の内容等については最終的な詰めを行っているところでございます。今回予算で計上している部分につきましては、先ほどもご説明したとおりののですけれども、過去の売り上げ実績、それから今選定した業者から出てきている計画に基づきまして売り上げ等を推計して計上しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。それから、時期につきましては、現在4月20日ごろの営業開始を目指して作業中でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 確認なのですが、そうするとプロポーザルですか、契約内容の横文字がちょっと理解できませんが、まだ正式な契約はされていないけれども、今までの業務内容からいって、およその営業形態というか、営業収益が考えられるので委託料がおおよそ計算されたというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 業者選定に当たりまして、従前の委託料の考え方については、基本的には変わらないということでご説明申し上げております。それに基づいて営業計画も出てきておりますので、過去の実績と、それからその新しい営業計画等から今回の予算額を推計しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 95ページの11節需用費の消耗品費6,857万1,000円についての内訳

をお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 内容について説明をさせていただきます。

まず、消耗品につきましては、事務用消耗品、一般管理用消耗品、家畜管理用消耗品、その場合は敷料、薬剤等も入っております。あと綿羊関係の消耗品も入っておりますし、あと車両の維持管理の消耗品関係も入っております。あと作業機械の維持管理に関する消耗品、あと装置維持管理に関しても入っております。詳しく金額を述べたほうがよろしいですか。

（「いや、いいです」の声あり）

○育成牧場長（表 武之君） そういう項目の中で積み上げて、この金額になっているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 次に、同じ需用費の中で飼料費5,917万5,000円の、わかる範囲内で教えてください。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） まず、飼料費につきましては、家畜管理用としまして配合飼料代があります。これが約3,000万円ほどになります。あと鉱塩が80万円ほどになります。あと乾燥ロール購入、生草の購入、ロールサイレージの生を買うというのを含めて1,200万円ほどあります。それ以外に綿羊関係のえさ代として190万円ほど計上しております。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 1点聞き取れなかったのですけれども、コエーという何かあった……

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 済みません、発音悪くて。鉱塩といいます。牛がなめる塩であります。まことに済みませんです。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 110ページ、19節で一番上に釧路湿原国立公園の負担金とありますが、内容をお知らせください。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

釧路湿原国立公園連絡協議会といいますのは、釧路湿原を取り巻く釧路市、釧路町、標茶町、それと鶴居村、関係町村で構成している協議会でございます、基本的には塘路に

ありますエコ・ミュージアムセンターと鶴居にあります同じエコ・ミュージアムセンター、この2つの管理、運営を基本として、受け皿となって行うところをごさいます、この634万9,000円のうち600万円というのは標茶町のエコ・ミュージアムセンターにあります学芸員といひますか指導員2名分の……1名300万円、その2名分を建設当時から標茶町がその部分を負担するという約束でその建物をこちらに誘致したという経過がごさいますので、それは600万円、34万9,000円の部分につきましては、その維持管理を全町で負担しているということをごさいますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今のことは理解しました。

次に、ずっと下のほうですけれども、釧路空港ターミナルビル内PRコーナーと、私も空港行って、ここはよく存じていますけれども、随分同じ画面というか、ポスターがずっと張られているのだけれども、毎年こういうふう負担するのだから、年毎に新しくなるというようなことにはならないのか、その点お尋ねいたします。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） この空港ビルターミナルのPRコーナーでございすが、この部分については毎年若干の入れかえを行ってございす。基本的には、空港ビルのあいてるスペースを各町村で利用してくださいということでPRコーナーをつくっているのですけれども、なかなか今の現状ですとPRコーナーに足を向けていただく方も少ないという、そういう事情もありますけれども、せつかく空港のところへ来る方、また出発される方も含めまして、パンフレット、それから地場産品、それから観光ポイント等をPRするコーナーとして管内全市町村で共同で設置しているコーナーでございす。この件につきましては、協議会もございすので、積極的な対応を今後もしていきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございせんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございせんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 道路維持費の項目、ページということはあれなのですが、説明のときに昨年までありました工事請負費かな、それで防じん処理事業、これについての項目がなくなっております。聞き落としたのかもしれないが、その辺のご説明いただきたいと思ひます。昨年790万円ありました。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これまで細節の中で防じん処理見ておりました。これにつきましては、いわゆる現道が砂利道の上に、かつては油を引きまして碎石をまくようなほこりどめがもとの防じん

のやり方でございますが、その後舗装形式で一層をかけるという状況に、このほうが長もちするということで変えてきておりました。そのような形で防じん処理を進めてきたわけなんですけれども、地域要望等のありました防じん処理一層舗装等にかかわる部分、昨年度からの経済対策等も含めて、前倒しも含めて一定程度終わった部分等もございますし、最近の要望は新たに砂利道を一層舗装またはほこりどめということよりも、どちらかというで一層舗装したところの再補修といたしますか、クラック補修だとか、そういう項目がふえてきておりますので、現課の考え方といたしましては、いわゆる維持補修費の中で包括させていただきたいということで考えました。結果として、防じん処理という項目で700万円強減額になりましたが、これからいろいろと春先に向けて道路の状況変わってきますけれども、その状況によっては現課といたしましては不足でやらなければならない部分につきましては要求してまいりたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 144ページの工事請負費、プロパンガス気化装置取りかえ工事請負費が141万8,000円上がっているのですけれども、この工事の内容について、わかる範囲内でお知らせ願います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

プロパンガス気化装置取りかえ工事請負費でございますが、学校給食で行っていますガスの気化装置であります。通常の家ですと間に合うのですが、給食センターですとガスの使用料がかなり大量ということで、気化装置がなければなかなかガス化にできないということでこの装置をつけております。それで、今回は老朽化が激しいということで、耐用年数もかなり過ぎておまして、これの入れかえということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 127ページの今回大きな予算になります標小の関係なのですが、継続費で3年ということなのですが、今回金額的にいけば12分の1ということになってしまっていますが、どの程度までの今回についての工事になるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

今回の標小の校舎の改築というか防音工事でございますが、21年から23年の3年間で一応計画を継続費で組んでおります。今回は、1億1,300万何がしの金額でございますが、工事内容としまして基礎工事、それから旧体育館につながってございました渡り廊下の解体部分でスペースをつくって基礎をつくるという、この工事の予定をしております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、12款公債費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、14款職員費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、15款予備費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 19ページ、自動車取得税交付金で前年度9,500万円のが6,000万円にかなり大幅に予算がなったというのは、先ほど一般財源化と新型ハイブリッド車というか、そういうのがこの減額の理由と聞きましたが、1点、ハイブリッド車はどういうふうな免税というか減税の内容なのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） お答えいたします。

自動車取得税交付金につきましては、いわゆる北海道の税金であります。21年度の税制改正の中で委員ご指摘のとおりハイブリッド車に係る分については5%の税率が免除になる予定であります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 38ページの雑入で、まず再生利用品売り払い金ということで、説明の中でちょっと聞き漏らしたので、上限、下限があったという、582万円しか見れないという状況のものをお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） いわゆる再生利用品売り払い金につきましては、リサイクルできる資源の売り払い代金でございますが、昨年、平成20年度の予算策定時と今年度の予算策定時におきまして、いわゆる景気後退による、物によって大きな変動をしております。それで、大きく単価が変わるのがアルミでございますが、20年度当初では155円で予算を調整しておりましたが、本年度は50円ということで3分の1に下がったということが1つございます。それから、鉄につきましても同じく27円で予算を要求しておりましたが、現実には現在の市場価格では釧路地方ではキロ1円というようなことで大きく、アルミでは20年度と比べまして230万円、鉄では70万円ほど等々ございまして、全般的に価格が、景気低迷によって売り払い価格が下がってきているということで今回大幅な減額の新年度予算ということになりました。ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 同じ雑入の中で39ページ、保育受託金2,874万3,000円の内訳について、今知り得る範囲内をお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 育成牧場長、表君。

○育成牧場長（表 武之君） 保育の受託金につきましては、まず昨年よりも大幅に増加しています。その内容につきましては、昨年の4月1日で受託料金の改定をしております。その関係で金額が上がっているということと、昨年よりも月平均頭数で昨年は20頭見ておりましたが、今年度は25頭ということで、頭数の増と受託金の変更に伴ってこういう金額になったということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 30ページの児童福祉費補助金の放課後子どもプラン推進事業費補助金226万5,000円、この事業内容なのですが、どのようなことを考えているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 学童保育所運営に対する道の補助金でございますが、現在、昨年度までと違いまして、道の補助金については小規模な学童保育所の運営については補助金が打ち切られてきております。それで、今回計上しておりますのは、いわゆる250日以上開設する学童保育所の分として、それも人数によって金額が違いますが、予算に計上しておりますのは標茶と虹別の分ということで予算を計上している次第でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君） 歳入の真っ先にある町税についてお尋ねします。

これは、徴収率の見込みでしょうが、資料のほうから見ますと、昨年97%でしたが、今年度は97.5%に上がっております。その根拠とか理由、それからそのほかにも滞納分も率にして結構上がってきております。それらについての根拠をお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 個人町民税の当初予算の関係でございますが、収納率につきましては町税全般にわたりまして平成11年から19年度までの実績及び20年度の見込みにより算定してございます。それから、滞納繰り越し分につきましても同じような手法に、現年度分に倣った形で算定しております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 滞納分についてちょっと聞き漏らしました。再度お願いします。

○委員長（平川昌昭君） 税務課長、高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 基本的に現年度分と同じような考え方で算定しております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第21号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第22号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から12款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平川昌昭君) なければ、以上で議案第22号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第23号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

越善君。

○委員(越善 徹君) 25ページ、委託料の中で特定環境保全公共下水道の4,710万円、これの内訳を教えてください。

○委員長(平川昌昭君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 答えいたします。

これは、磯分内地区での特定環境保全下水道の実施設計を行うための委託料でございます。測量で約1,100万円、それから地質調査700万円、それと管渠の実施設計で1,800万円、処理場の実施設計で1,110万円となっております。

以上です。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員(田中敏文君) 14ページの節、原材料費の中で資材購入費が5万円ほど計上されていますけれども、この資材の品目がわかればお教えください。

○委員長(平川昌昭君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) この原材料費の資材購入費といいますのは、修繕が必要になったときに必要な資材を買うということで、現段階で何を幾ら買うということで計上はされておられません。常に維持管理していく施設でございますので、そういう必要が生じたときに予算がないとご迷惑をおかけするということが計上させていただいております。

○委員長(平川昌昭君) 田中敏文君。

○委員(田中敏文君) それでは、15ページの資材購入費、これも2万円、それと17ページのこの資材購入費の5万円というのも今説明された内容と同じものでしょうか。

○委員長(平川昌昭君) 水道課長、妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) 委員ご指摘のとおり、そういうことで計上させていただいております。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第23号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第24号、老人保健特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款医療諸費及び2款諸支出金について一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款支払基金交付金から6款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第24号、老人保健特別会計予算を終わります。

次に、議案第25号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 保険事業勘定、済みません、18ページはそれに入りますか。いいですね。

○委員長（平川昌昭君） はい。

○委員（深見 迪君） それで、18ページの成年後見制度のことなのですが、この事業はどのような内容で展開するのか伺います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 成年後見制度につきましては、民法で決められている制度でございます。平成12年に介護保険法が施行になったことによりまして、従来の福祉の部分での措置がサービスの提供ということで契約事項に変わっております。そういう意味で、

介護保険法に基づく被保険者、それから老人福祉法に基づく一定の方、それから身体障害者の方、それから精神障害の方々等の関係の法律が平成12年に変わりました、いわゆる後見制度につきましては任意後見と、それから法定後見がございますが、任意後見については申し立てでだれが後見人になるかということは決まりますけれども、法定の場合には基本的には裁判所が選定する部分もございます。福祉の中でサービス給付がふえてくる中では、いわゆる民法では後見の申し立ては4親等以内ということで限られております。ところが、4親等以内に申し立てする方がいないような方で、例えば認知症ですとか精神に障害を持っている方等については4親等以内という規定がございますので、いない場合は市町村長が特別に申し立てをできるというふうに法律が改正されております。今回そういうことで、法律に基づいてそういうことに後見人を立てなければならないというような方が今後大きく出てくる……大きくといいますか、出てくることも予想されるということで制度を利用した形にしたいということが1つ。

それから、申し立てしても、後見人に裁判所で決められた報酬を支払わなければならないということになっております。収入がある場合はその収入に応じて裁判所が来て裁定しますけれども、例えば生活保護等のようにそういう後見人に対する報酬を支払うことができないような方も今後起き得る可能性があります。そういう面では、介護保険、それから障害者自立支援法の中で一定の国、道との補助も含めて後見人に対する報酬を支払うことができるように地域支援事業という中でやるということが可能になっておりますので、今回出る出ないは別にいたしまして、高齢で特に認知症の方でそういうことが必要な方があらわれる可能性があるということでこの金額を計上させていただきました。

ただ、後見人につきましては、裁判所が申し立てのときにだれだれという指定をしない限りは裁判所が指定します。そういう面では、弁護士ですとか司法書士の方がされているということが多いのですが、現在標茶町ではそういう制度を、現在の介護保険で予算要求上げている中では、札幌市と南富良野町でやっているのですが、社会福祉協議会が法人として後見人をできるというふうにやることも可能になるというか、可能な状態にありますので、標茶の場合は社会福祉協議会等とも協議しながら、できれば法人の後見人という形で社会福祉協議会が受けるというような形でできればいいと、協議していただきたいということで協議を今進めている最中でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 実はこれなかなか、制度はできましたけれども、使いづらいというか。今言ったように任意で4親等以内でも、後見制度を活用して後見人になるという、至るまでが大変なのです。だから、私はきっとその大変なことを考慮してこの支援事業があるのかなと思ったのだけれども、どうもそうでないみたいなので、本当に何度も何度も裁判所へ行って、実際自分の身内の方の後見にしても大変な状況になっているのです。そういうのは全然支援の対象にならないのですか、事業として。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 65歳以上の、いわゆる介護保険の被保険者の方につきましては、そういう支援を地域包括支援センターがすることになっております。それから、障害関係のことにつきましては、住民課の社会福祉係がそういう支援をするということになっております。今委員ご指摘のとおり、後見人制度につきましては、いわゆる戸籍を集めるということを含めて大変なことで、個人でやりますと非常に時間の問題、それから現在の戸籍をとる、いわゆる請求権者の問題等々含めて大変な部分あります。そういう面では、私ども一応市町村長が申し立て、4親等以内がない場合、それから4親等以内に親族がいても、本人が申し立てをする意思がないという場合につきましては、総合的にその人の生活状況等を判断しながら市町村長として申し立てをできるということには法律上なっております。そういう面では、後見人制度をせっかくいい制度なので利用したいのだけどもという方々に対しては、介護保険に関しましては地域包括支援センター中心になって支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から5款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君） 21ページの歳入のところなのですが、居宅介護サービスの収入なのですが、これを見ると通所のほうが減るという見込みになっているのですが、これは利用者数が減るということですか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

通所生活介護費の収入のことかと思って、それにお答えいたします。今年の予算については、前年より増額予算ということで8万円の増額予算を組んでいるところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 大変説明のときに説明が悪かったと思うのですが、実は居宅介護サービス費収入では町の訪問介護事業所が廃止になりまして、それで416万5,000円減

になっておりますので、トータルでは、比較では258万9,000円の減ですけれども、21年度の1、2につきましてはそういうことで増えているということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第25号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第26号、後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から3款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） なければ、以上で議案第26号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第27号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） 収入のほうを聞いてもよろしいのですね。

19ページの医業収益の中の公衆衛生活動収益の中の集団健診とか婦人科検診、人間ドックとございますけれども、これの算出の仕方といたしますか、1人当たり幾らで何人分というのをちょっと教えていただきたいのです。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

まず、集団健康診断料1,516万5,000円の関係でございますが、この集団健康診断料の積み上げにつきましては、総合住民健診、それとこれは我々町職員もそうなのですが、人間ドック関係、これは……金額言ったほうがよろしいでしょうか。

(「細かくは要りません」の声あり)

○病院事務長(蛭田和雄君) メニューだけ申し上げます。人間ドックと、それと一般健診、それと……失礼いたしました。一般健診、総合健診、教職員健診含めた、いわゆる人間ドックの関係と、それと社会保険関係の被保険者が対象となります生活習慣病、これも人間ドックなのですが、これらを含めて1,516万5,000円を計上しております。それと、婦人科検診ですが、これは子宮がん検診でございます。それと、人間ドック検査料ですが、これは国保ドック検査料でございます、それと特定健診、国保ドック検査料で525万円をこの中で計上しておりますし、残りが特定健診の予算を計上しています。その他としまして、各種予防健診、予防接種でございます、風疹、麻疹、BCG、インフルエンザ、429万4,000円ということで計上しております。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) 19ページですが、貸付金利息520万円、他会計貸付金とあります。内容をお知らせください。

○委員長(平川昌昭君) 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) 病院会計予算から一般会計、残り5億円を貸し付けしております、それに係る貸付金の利息でございます。それぞれ4億円と1億円に分かれての、これは財政とちょっと打ち合わせしながら予算要求させていただきますが、それぞれ4億円の0.9%、1億円の1.5%ということで、それと20年度の精算額含めまして520万円ということで計上させていただいております。

○委員長(平川昌昭君) 黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) 利率、ちょっと聞き取れなかったので、お願いします。

○委員長(平川昌昭君) 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) 年利率が4億円のほうが0.9%、450万円でございます。それと、1億円が1.5%、150万円。それと、20年度精算額で20万円ということで、計520万円ということでございます。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員(田中敏文君) 20ページのその他の医業外収益ということで437万4,000円上がっているのですけれども、前年度からいいますとかなりちょっと落ちているのかなと思っていますので、その減額された部分をお聞きしたいと思います。

○委員長(平川昌昭君) 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) お答えいたします。

提案説明のときにも少し話をさせていただきましたが、その他医業外収益、総体で420万2,000円、対前年比減っております。その中でも、その他医業外収益、前年度まで予算計上しておりましたおむつ代、これをちょっと組みかえをしまして、医業収益のその他医業収

益のほうに予算の組み替えをさせていただいたということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 何ページということではないのですが、今回の病院事業会計見て、私は入院収益が物すごく大きく伸ばしていると。反面、他会計の補助金、負担金が2,000万円ほど減っているわけです。多分改革プランを初めてつくって、その見通しの上に立った予算書だというふうに思うのですが、その主なものを教えていただければというふうに思います。改革プランの中で、どういう見通しのもとにこういう収入増と……金額大きいですから。それから、その他会計からの繰り入れが少なく、そしてやっていると見通しがあったと思うのです。その主なものを教えていただきたいなど。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今委員のほうからご指摘ありました、特に入院収益でございますが、ご案内のとおり昨年11月1日から、町立病院としてはこれまで最低の入院基本料のランクの位置にございましたが、何とか患者の在院日数も基準値をクリアできるという見通しのもと、10対1に移行させていただきました。そのことによりまして、入院収益の単価で申しますと、昨年度当初予算では1人1日当たり、患者の入院単価につきましては2万2,000円、これが新年度の予算では2万6,400円ということで計上させていただきました。ご承知のとおり、患者数というのは水もの的なものもございまして、1日当たり患者数44人ということで推計を出して、その上で計算をさせていただいておりますが、これが果たしてこのとおりいくのか。期待感も含めて、計画の中では43人ということで、公立病院改革ガイドラインに基づきます病床利用率70%クリアのための、いわゆる病床数の削減の部分もございまして、それで25床削減して60床とした場合、70掛けで42ということで、これは先生方も共通理解しておりますが、42人以上、1日入院患者数については最低限確保していかないとだめだということで共通認識をしております、それで新年度については44人ということで設定をさせていただきました。もちろん病院としても、患者数を確保するための各種取り組みも今後引き続き努力していきたいと思っております。

それと、改革プランの中で委員からもご指摘ありましたが、一般会計からの繰出金、これは負担金と補助金の2つに分かれておりますが、これについては改革プランの中でも4億1,000万円台を、4億2,000万円を超過しないような形での、いわゆる収益の確保、それと経費の節減ということで、努力していくということでの推計をプランに持っておりますので、その方向で今回新年度予算、入院収益、それとそれにかかわります一般会計の繰出金の部分、その辺ちょっと勘案しながら計上させていただいたということでございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 22ページの報酬、医師報酬4,962万円が計上されておりますが、何人分か。

それから、25ページの医業外費用、患者外給食材料費295万円の内容をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

報酬の中の医師報酬でございますが、これは各種医師報酬がございまして、申し上げますと、毎週来ていただいております小児科医の報酬、それと第2週から第4週まで北大第一外科から当直医の派遣をいただいております。その報酬、それと夏季休暇等に伴う代替医師の報酬、それと年末年始の当直医の報酬、それと一月交代で常勤していただいております外科医の報酬、これにつきましても入っております。それと、患者外給食の部分でございますが、これについては職員も含めて患者以外の者が給食を利用しているということでの計上でございます。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第27号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第28号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 工事請負費が1億円ほど上がってはいるのですけれども、この説明資料、今年度やる部分で道路をかなり掘削して管工事をやられるのかなと思うのですけれども、埋め戻した後に地域住民の方々から道路の補修とか要望があるか伺っておきます。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今のご質問の確認でございますけれども、水源変更費にかかわる工事費ということでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 説明資料をいただいたのですけれども、この中で平成21年度施工という形の中で赤線で管を布設、埋め戻しして工事をされると思うのですけれども、この道路を掘削した後にどういう補修の仕方をするのかなということを聞いてみました。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

説明資料でお出ししてあります工事は水源変更に伴う工事でございますが、今の防災ポンプ場から既設の配水池までの導水管の工事でございます。縮尺が小さいので、よくわからないのですけれども、これは既設の道路の下には入れません。道路の横に入れていきますので、後で道路の補修ということは起こりません。ただ、1カ所、既設の流量計のある部分で横断はあるのですけれども、現道砂利でございますので、砂利を敷いての復旧となります。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 田中敏文君。

○委員（田中敏文君） 16ページの補償金という形で12万円、補償費が上がっているのですけれども、この補償内容について伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） この補償費につきましても、水道管で事故あった場合、民地のほう、影響する部分に入っているということもございますものですから、そのときに、修繕するときに補償費が必要になった場合として計上させていただいておまして、現在今この部分で幾らの補償があるということではございません。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 以上で議案第28号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

#### ◎散会の宣告

○委員長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月11日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 4時44分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

年長委員 黒 沼 俊 幸

委員長 平 川 昌 昭

平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成21年3月11日（水曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 議案第21号 平成21年度標茶町一般会計予算
- 議案第22号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第23号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第24号 平成21年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第25号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成21年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第28号 平成21年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（15名）

委員長	平川昌昭君	副委員長	小野寺典男君
委員	田中進君	委員	黒沼俊幸君
〃	越善徹君	〃	伊藤淳一君
〃	菊地誠道君	〃	後藤勲君
〃	林博君	〃	末柄薫君
〃	舘田賢治君	〃	深見迪君
〃	田中敏文君	〃	川村多美男君
〃	小林浩君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 鈴木裕美君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君

平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
商工観光課長	佐 藤 啓 一 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	島 田 哲 男 君
指 導 室 長	川 嶋 和 久 君
社会教育課長	中 居 茂 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議 事 係 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 平川昌昭君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（平川昌昭君） 昨日に引き続き平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第21号ないし議案第28号

○委員長（平川昌昭君） 本委員会に付託を受けました議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号を一括議題といたします。

議題8案の総括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点ほどご質問をいたします。

始めに、標茶町史編さんについてお伺いをいたしたいと思っております。町史は、何度かやっていますけれども、新しいもので第3巻が18年の3月に監修されまして、発行を見ております。お伺いしたいのですが、1巻から2巻、3巻と、1巻は平成10年発行、2巻は14年発行と。この発行部数と、どれだけ、例えば個人の方とか学校とか、いろんなところに配付とか買ってもらったのではないかと思いますけれども、どのような状況になっているかをお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 町史編さん事務のことについてのお答えをしたいというふうに思います。

委員ご指摘のとおり、1、2、3巻それぞれ今委員おっしゃったとおりの年度に各巻1,000部ずつを作成してございます。まず、10年に発刊をいたしました第1巻1,000部の状況でございますが、ことし2月末現在でございますが、1,000部のうち667部の支出がございませぬ。このうち市町村を始め官公庁、関係機関への寄贈という形でございませぬが、503部、一般購入の方については164部ということで、在庫につきましては333部が現在残っているところでございます。14年に発行いたしました第2巻につきましては、1,000部のうち592部が支出されております。内訳につきましては、寄贈等につきましては484部でございまして、販売に至っている部分については108部と。在庫につきましては、現在408部でございます。第3巻は18年度発行でございますが、総体567部支出されておりますが、寄贈についてはそのうち493部、一般販売については74部、在庫につきましては現在433部でございます。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私も2巻、3巻、ずっと目を通す機会がございまして、1,000ページに及ぶかなり詳しく監修されたものだというふうに理解をしておりますが、その反面相当の予算を使ったというふうに私は思っております。図書館で聞きますと、これ幾らするかとお尋ねしますと1冊5,000円ですと。したがって、今課長から説明を受けた残の在庫、単純に計算しましても1,000冊ぐらいになりますから、500万円ぐらいのものが眠ってしまったと、こうなるのではないかと考えます。この点、もったいないというのが私の言い方。これをそのまま倉庫にほこりかぶせておくのはもったいない。18年のやつはまだ2年しかたっていないわけですけれども、10年に発行されたものがそのまま300部以上残っていることについて、そういう観点からこの在庫についてどういうふうにこれからしていくつもりか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

在庫につきましては、委員ご指摘のとおり億単位の支出をして3巻までこぎつけたという経過がございまして、今残りの1,000部についても500万円ほどの全支出、販売に至れば、3巻一緒に買っていただくと1割引きというような形でも支出をしている状況でございまして。先ほどの支出合計について、残高についても申し述べましたが、20年中についての支出については、1巻、2巻、3巻それぞれがまだ現在支出している状況にございまして。ちなみに、1巻については昨年6冊、2巻については7冊、3巻については4冊が出ております。毎年2けたまではいかないのですが、何らかの形で注文が来るという状況であります。次の町史がつくられるときがいつになるかちょっと見当つきませんが、20年になるのか30年後にまで使われるとするまでの間は、この1、2、3巻がそれぞれ在庫としてストックされることによって供給ができるのかなというふうに思っていますので、この状態を維持をしていきたいなというふうに思っています。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今在庫はそのままにしておいて、注文が来るとか問い合わせが来るのを待つというふうに私は受け取ったのですが、そういうことよりも最低のものは残すなりしても結構だと思いますけれども、例えば私釧路にも出て、図書館等でいろんなものを拝見しますけれども、それぞれ釧路だったら釧路市史とかあります。標茶の図書館にも中標津町史もありますし、他の釧路町史もございまして。したがって、なおもっと範囲を広めて、釧路市だって相当の図書館数がありますから、そこに私はぜひこの標茶のすばらしい町史が目につくような手配をするべきだなと。これは、私の意見でありますけれども、申し上げたいと思います。相当の予算、何千万円という予算を送って、その結果がこういう監修された立派な本になって残ったわけですから、これについては私は評価したいと思いますけれども、その点申し上げますけれども、今年の町史編さんの中で、やはり昨年に倍して予算が組まれました。これについては今まで、3巻については相当近年まで詳しく載ってございまして、昭和50年とか60年以降だったらもうほとんどいろんな形で、

例えば磯分内だったら磯分内で、学校でもそうですし、酪農振興会でも、それから公民館のいろんな活動の中でも歴史というのは相当残っております。もう私は、こんなに予算使って、町史はやらなくてもいいのでないかということをお願いしたいのですが、これについてご意見を伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

町史の編さんについては、なかなかその効果についての判断するというのは非常に難しく、どちらかという時間的には長い期間にわたってその評価をせざるを得ないというのと、もう一つは緊急的な状況というよりは、どちらかというもうちょっと時間的には長い時間でこの問題を処理していかなければならない。特に個別の政策的な意図よりは、どちらかというもうちょっと落ちついた意味で収集あるいは編さんをつけていかなければならないという状況にあるのがこの町史編さんに当たっての考え方だというふうに思います。そういう意味で、ご案内だと思いますけれども、実は職員1名と委託1名で資料収集あるいは整理をしてきておりますけれども、ご案内のように職員1名亡くなってございまして、今年度の予算に上がっているのはその職員にかわる分の1名について報酬で上げているということでありまして、総額予算からしますと、職員の在職中に比べますとかなりの減というふうになってございますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私の意見は少数意見かもしれないのですがけれども、他の、例えば釧路市ではもう大体終わっているようなふうに私は承知をしておりますので、この本町の経済情勢とか雇用不安とかを考えると、この面だけちょっと申し上げますけれども、やはり前年に比して多いし、実際に昨年未償還の分もあったわけで、なるべく予算の執行に当たっては節約をして、私の考えでいえば、町史編さん委員会という立派な会はある程度役目を達したのでないかと。したがって、ボランティアとか、そういうあまりお金のかからない組織づくりをして、今後営々と町史編さんを進めたらどうかと、こういうふうに考えますけれども、再度ご意見を伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

後段のご指摘の部分、町史編さんにかかわる必要性等については、私どもも同感でありますので、そういう考えでいきたいと思います。

問題は、経費のかけ方の問題だと思います。実は、昨日の説明あるいは一昨日の説明でもしておりますけれども、一般職の職員の人件費については14款に全部すべて集約されていまして、町史編さん分の職員1名分についても、実は従来からそこに予算が計上されておられません。皆さんにたまたま今年度見えたのは、報酬については14款ではなくて、それぞれ1節の報酬で計上していますから、180万円がそのままふえたように見えるかもしれませんが、実質14款での職員との差し引きの部分でいえば、ちょっと今計算すぐでき

ませんけれども、数字上でいえば400万円程度は下がっているのではないかなというふうに理解しております。経費についてはそういう形で削減の努力をしておりますし、それから少ない意見というような意見がありますけれども、私どもにも町史編さんの、いわゆる業務のあり方についてはいろいろご意見も賜ってございますので、その辺は十分考慮して、これからも町史編さん事務について執行していきたいなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） わかりました。

次に、標茶町の産業まつりについてちょっと、私の知り得る情報と担当している課のほうのお話を打ち合わせしたいと思いますが、去年は緑地公園でたしか9月20日か二十何日だったと思います。ずっと数年前は標茶町農協の駐車場と、今セルフスタンドが建った側の砂地の広いところで行われたわけですが、それは私緑地公園で立派に行われてから問題はないのですが、酪農家の参加が少ないという面で非常に残念だなと、こう思っております。その一因には、9月という日照時間が……非常に日没が早いと。9月の20日になりますと秋の彼岸で、もう4時ごろになると薄暗くなる。ですから、酪農家の方はもう3時ごろには家路について農作業する。春ですと、5月か6月ですと、それがもっとも日長くて、5時ごろまで会場において、飛んで帰っても農作業は1時間以上おくても問題ないというふうに、そういうことが要因でないかと、こう思っています。ここ2年、3年間、酪農家が非常に厳しい環境に置かれまして、本当に今悲鳴を上げて酪農経営に頑張っている、こういう状況でございますから、今年度はこれは農家からもいろいろ希望ありまして、やっぱり馬のほう、ばん馬大会とか、あと共進会とか、その他も6月の第1週あたりに集中しますので、その辺で産業まつりの実行をしたらどうかと、こういうご意見がありますが、そういうご意見は聞いているかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

実は、農林課、産業まつりの直接的な所管ではございません。今産業まつり実行委員会を構成している酪農振興会連合会の事務局という立場で事務局に参画しておりまして、この間の経過について一番わかっているということでご答弁を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、産業まつりは平成12年に従来の農業ふれあい祭と商工観光まつりが一緒になって1つの大きなお祭りにして町を盛り上げていこうという趣旨で実行委員会の中で討議されまして、現在に至っております。毎年実行委員会の中で会場、それから開催時期については大変大きな議論が毎年のように起こっております。それは、事実でございます。また、委員ご指摘のとおり、春先のほうがいいのではないかとということで、従前やっていたように5月、6月の時期にやってはどうかという意見もまだございます。ただ、ここ数年の変遷を見ながら、9月の時期、そして河川緑地公園でということについては、年々会場にいらっしゃる方々の数もふえている。そういう祭りの盛り上がりの経過を見な

がら、開催時期と会場については固定化をしていかなければ、継続的なイベントの発展というのではないのではないかということで、現在実行委員会の中では昨年同様、21年度においても、9月の時期に河川緑地公園で実施するという方針で検討しております。

酪農家の参加が少ないという部分については、酪農振興会連合会のほうでも十分感じておりまして、会員農家に対する事前のファクスを使った宣伝ですとか、あるいは単位振興会の役員さんに出てきてもらって、ご家族も来ていただくようにというようなことをお願いしたりとかしているのですけれども、1つは酪農祭ということであると、それぞれの地域で相当一生懸命酪農祭やっている中で、また市街地で標茶町全体の産業まつりを行うという部分について、なかなか大きな求心力がないのも一つの原因ではないかというふうに酪農振興会連合会のほうでは総括をしております。その辺については、効果的な手当てのしようがないということで、とにかく周知、宣伝を一生懸命やっという話をしていくところでもあります。5月、6月の時期にやっていたことも平成14年、15年あたりはあったのですけれども、実はそのときも今と比べてさほど多かったという実態はないように記憶しております。ですから、時期の問題ではなくて、やはり内容と、それから求心力をどれだけつくっていくのかということだというふうに思います。酪農振興会連合会の役員の中でも、確かに9月は日が短いですが、あるいはもしかすると草が終わっていないとか、そういうことがあるのだけれども、やはり町を挙げてのイベントであれば、1日ぐらい休みをつくって、そこに集中するというのも考えられるのではないかというようなことも確認ありまして、現在の状況に至っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 会場の固定化ということも私は聞いていますし、そういうふうにあったほうがいいなと、こう思っていますけれども、私は農協側からしか聞いていないので、ちょっと私の意見は偏るかもしれませんが、いろいろ商工会と農協と話し合ったところ、今牛崎課長が言ったような意見が議論されて、商工会の力が強くて負けてしまったのだと、こういうふうには私は聞いておるので、それはいいのではないかと。議論して、商工会で緑地公園でやるからいいだろうと言ったらいいよと言ったのだから、それは私はいいと思います。今回私がこういうふうに申し上げたのは、酪農家が非常に環境が悪くて経営が厳しくて低迷状況にある。やっとなんかトンネルが抜けて、今年あたりからまた生産拡大になるような社会環境、酪農環境になってきた。こういうときに、共進会ももうやる段取りがされたようでございますし、やはり農機具屋さんも一生懸命売ろうとしていますし、そういう人たちが発表されるわけですから、その場に、隣の町をうらやんで私は情けないというふうには思っていないけれども、隣の町ではもう標茶からその産業まつりに出かけるぐらい盛大だということなので、やはり産業まつり実行委員会が音頭とるのはもちろんですけれども、私たち行政に携わる者もいろんなそういう背景を知って、この産業まつりが去年に増して盛大になるように考えてほしいと思います。町長にお伺いしたい、どのようにお考えか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

経過等につきましては、課長のほうからお答えをいたしましたけれども、ただいま委員がご指摘になりましたように、私は一番大事なのは、ずっと申し上げていますように、生産者と消費者の信頼関係をどう築いていくかであって、産業まつりはその一つの非常に大きな場だと、そのように考えています。したがって、産業まつりをどう構築していくのかというのは、当然生産者の方もそうですし、町民の方、消費者も含めて、こういった形があればいいのかということで、この間試行錯誤してまいりました。結果としては先ほど、農業祭というのは理想形というのは、イギリスのロイヤルフェアというのが7月の第2週にあります。これは、全国から20万人の方が参加されるイベントです。世界で一番大きいイベントです。それに私は3回ほど行ってきましたけれども、大体10万人の方というのは関係者です。でも、イギリスという国は農業をやはり基幹としてやっていくためにすべてのものをそこに展示するというので、多くの町民の方、子供たちも含めて参加しています。そういった理想形が私はあるのだと思うのですけれども、例えば共進会にしても、実際に生産者の方が本当にそういった形で一般町民まで理解していただくまでに、例えば調教とか、いろんなことの準備が可能かということ、現実問題としてはそうではないわけです。実際に私が合併の当初のころは、肉牛の共進会もされていました。でも、生産者の方にお願ひしても、やはり共進会として見せるためには調教が非常に大変なのです、はっきり言いまして。時間が物すごくかかるのです。そういった意味で、生産者の中の方たちにとっても、この共進会に出陳するというのがそれほど、従前とは違って重荷になっているというのが実態だと私は思います。そういった中で、では調教されていない家畜を一般の町民に見せることに対してどうかということになりますと、そこにはそれぞれの問題もあると思いますし、時期的な問題でいいますと、5月、6月というのはやっぱり収穫物としてないわけですし、一般町民の方たちが農業祭というものに対してイメージを抱くのは、確かに生産者の側からいけば標茶町は酪農ですけれども、一般町民の方はそうではなくて、畑からとれているいろんなものもあるだろう。花も含めてあるのではないのか。そういったものに対する期待というのもありまして、6月ではなかなかそこは提供できない。一つの方向として、9月の収穫祭というような形で農業全体に対する消費者の理解を深める場としての産業まつりというのはどうかということでこの間来たわけで、それがだんだん定着をしてみまして、昨年の実績を見ましても、多分今までで一番参加者は多かったのではないのかなと私は思っております。したがって、酪農の経営環境が厳しいというのは当然そうだと思いますし、だからこそ消費者に対して自分たちは何が提供できるのかということを理解してもらおう場として、生産者みずからがやはりその場を活用することが非常に大事だと私は思っておりまして、そういった意味で産業まつりがこれから先どうあるべきかということを考えてときに、いわゆるここ3年、4年ぐらいの河川敷での産業まつり、9月の産業まつりを見ておきますと、参加者もどんどんふえてきておりますし、この

方向性というのが非常にいいのではないのかなと思っております、ただそれを運営する側として、これから先どういった形の変化があるのかというのは、それは注意していかなければいけませんけれども、基本的な考え方として私は現在の産業まつりが進んでいる方向性というのは、これはこれでいいのではないのかと、そのように考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） よくお話をわかりました。町長が前向きでこのことに取り組んでおられるので、ことしもよろしく願いして、私の質問を終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君） （発言席） 最初の質問でございますけれども、先ごろ標茶郷土館、これは昔の釧路集治監でありますけれども、これと塘路駅通が、ほかの硫黄山と釧路鉄道という、その4カ所が経済産業省の近代化産業遺産に認定をされております。これらにつきましては、明治時代多くの囚人の犠牲のもとに道東の開拓や産業発展が進んだものであるわけでありまして、これらの遺産群は道東内陸部の開拓の歴史を伝えるとともに評価されたわけでありまして、この認定を機会に、これらの遺産につきましてどのような活用を図っていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

この近代産業遺産の部分につきましては、委員のご案内のとおり経済産業省の近代化遺産群として産業遺産の活用委員会というところが昨年までの575カ所に今回の標茶町の遺産を含めた33カ所、合計540カ所が近代化の産業遺産というふうな形で認定されました。産業遺産で認定されたものにつきましては、今委員が説明されたといいますか、指摘がありました釧路集治監、それから塘路駅通、これにあわせまして標茶高校内に旧書庫として使われていました建物が1つございまして、この集治監に附属する建物だということで、この部分につきましても遺産に今回認定されております。それと、関連する部分で弟子屈の硫黄山、それから硫黄を運ぶ鉄道、それから硫黄の産出群というふうな形になっています。この部分につきましては、都道府県が国に対して近代遺産ということで申請をするという制度になっておりまして、北海道のほうが、釧路支庁が中心になって申請をいたしました。そして、2月の後半ですけれども、この産業遺産の委員会のほうから認定書とプレートが支庁長に渡されております。その部分につきましては、そのプレートがどのぐらいの大きさのものかというのは私どもまだ見ておりませんのでわかりませんが、そのプレートを掲示するとあわせまして、今それぞれの建物にその建物の由来、それから歴史を書いた看板等を設置してございますので、教育委員会のほうとその歴史の部分も含めて協議をする必要があると思いますが、訪れる方々にこういう部分の歴史の建物なのだとということと、その産業遺産に認定された建物になったということがわかるような看板の設置を第1次に

考えたいということで考えておりますし、それほどお金をかけるということにはならないと思いますが、産業遺産の由来のパンフレット、小冊子みたいなものを郷土館の学芸員とともに考えながら、来訪者に産業遺産の説明と標茶の歴史、文化を伝える方法で訪れる方に伝えていきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 2つ目の質問でございます。

執行方針の中で、地球温暖化の抑止策として水源保全林、それから資源循環利用林、それぞれに応じた望ましい姿を目指す育成複層林施業や人工林の保育、保護事業を着実に実施すると。そのほかに、林道等の維持整備や治山についても適切な事業検討をしたいというふうに述べております。これ以外に、例えば温室効果ガス、これは二酸化炭素ですけれども、これの排出削減について標茶町として独自の取り組みを考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

町で地球温暖化対策といたしまして、町が設置しています施設等についての排出量を前に確認しております、1つの例でいきますとクリーンセンターのA重油の使用量等もありますけれども、それについてはかなり削減をされておまして、目標設定よりも数値化としては低くなっているというような、公共施設の部分の二酸化炭素削減の常に監視を行いながら抑制を図っていくというふうな対応も行っているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 今は、住宅用の太陽光発電というのが非常に大きな反響、影響といますか、反響を呼んでおるところです。発電量1キロワットについて国のほうで7万円の補助制度があります。そのほかにもいろいろと熱電供給システムとか、そういうものがあるわけですけれども、こういった新エネルギーの導入、それから省エネルギーの普及を図るために、経済産業省では必要なビジョン策定調査などの経費を補助しているわけです。このNEDOの地域新エネルギーあるいは省エネルギー策定等の事業を導入する考えはないかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

平成11年ないし12年の段階ですが、本町新エネルギービジョンの策定を行っております。その中では、風力、太陽光、それとバイオエネルギーというようなものも含めまして、賦存量の調査等も行ったところであります。その中では、標茶町においては家畜ふん尿を活用したバイオエネルギーということが一番多い賦存量というふうになっています。これらの活用についての可能性については、その調査の段階で一定程度把握しているところでありますけれども、今後その活用方法といますか、そういう部分の具体的な部分があれば活用できるという、その素地といますか、基礎情報は持っているところであります。

今後展開によって、それらについても検討する余地は十分あるなというふうには考えてございます。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 次に、上水道の水質検査について伺いたいと思いますが、水道の水質の検査につきましては、水道法及び水道法施行令によって検査の実施と計画の策定が義務づけられておるところであります。本町におきましても、ホームページでこんなふうな形で標茶町上水道水質検査計画というのが、これは出されております。これは、つい二、三日前にちょっと引っ張ったものですが、今出ているのは18年度の水質計画と17年度の水質検査結果だけですが、これは19年度のやつはまだ出ないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

ホームページで公表するというので進めてまいりましたけれども、19年度と20年度につきましてはちょっと資料のほうでもって公表するまでできなくて、一応また21年度からホームページのほうで計画及び過去の水質結果について公表したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 標茶町の水質検査については、これは毎月に行う9項目、これは年間で12回ですね。これについては、釧路保健所、それから3カ月に1回行う検査が19項目、これは年間で検査回数は4回ですが、それからもう一つは年1回行う検査が22項目で年に1回実施していると。これは、釧路市の上下水道部に検査を委託しているところです。そのほか、原水検査というのが年1回、40項目について行うわけですが、これの検査はどこでしているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 原水検査につきましても釧路市上下水道部のほうにお願いしてやっております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） この水質検査については、水道法第20条で定められている厚生労働大臣登録の検査機関では、これは検査実施できないというふうになっていますね。例えば釧路管内で民間の検査を実施できる機関というのはあるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

釧路管内では、釧路町にあります環境コンサルタントが厚生大臣の指定機関として認定を受けておられます。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） それで、平成21年度の予算として手数料で120万4,000円を計上しているわけですが、これらの検査項目の手数料単価というのは、これは北海道また

は国で設定した単価をもとに算定した金額でしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

釧路市の上下水道部につきましては、予算の時期になりますと釧路市のほうから次年度の水質検査について単価これだけでということで町のほうに連絡が来ます。あともう一つ、釧路保健所につきましても、これは道の機関ですので、道の単価があると思いますので、その単価でもって同じように町のほうに連絡がございますので、その単価で積み上げて予算計上しているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 今提示された単価でもって検査手数料の額を出しているということでありませけれども、これは先ほど民間の検査機関もあるということで、これらと、その単価の比較はしていないのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 民間から見積もりをとって単価の比較をしているということではございません。今まで同じ公共機関として、釧路市の上下水道部とは水質検査だけにかかわらず、水道技術職員の研修ですとか、いろいろな面でつながりがございまして、当然委員ご承知のとおり、水質検査を行うためには相当高価な機械も必要となりますので、その辺で釧路市のほうで単価を算定してきておりますので、今までのところは民間から別に競争するための見積もりをとって比較検討しているということではございません。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） いろいろとほかのつながりがあるということはよく理解できますけれども、例えばその見積もりをとってみて民間も安いということになれば、これだけそれは経費浮くわけですから、当然そういうことも考えてみる必要があると思いませんけれども。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 委員ご指摘のように、今後にそういう面で財政的に苦しい状況にあるわけですから、できるだけ安い単価で町民の皆さんに水を供給する上からも、今後はそういうことも検討していくことが必要とは考えております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） それでは、最後の質問になりますけれども、昨日の内容審議の中で磯分内地区の下水道については設計委託についてそれぞれの測量とか管渠施設、それから処理場の施設等について設計委託を進めていくというお話がございました。ご存じのように、磯分内地区というのはほぼ全世帯が地下水を利用しているという特殊な条件のところであります。それだけに、通常の処理場であれば、計画以上の汚水の流入があった場合、予想しないような維持管理費が必要となる可能性もあります。そんな中で、磯分内地区の終末処理場施設については、人口の少ない地域を対象として、また低コストで工期の短縮

が図られ、さらには流入量に柔軟に対応できるというような処理場設計を検討しているということでございますけれども、従来の処理場施設とどのように違うのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今委員がおっしゃいましたとおり、磯分内地区におきましては上水道が整備されていない地区での下水道整備という極めてまれな整備を行う地区でございます。下水事業を実施するに当たって建設費、それから維持管理費を含めた、トータルでの経費を安くするために平成19年度から国土交通省のほうで、今全国的におくれておりますが、下水道の整備率の普及率を上げるためにクイックプロジェクトというのを立ち上げてございます。これは、人口減少化における下水道計画をどうするかと。それから、地域特性を踏まえた新たな整備手法をどうするか。それと、虹別でやっております集落排水あるいは個別の浄化槽の汚水処理施設との連携をどうするかという、この3つを柱に事業を実施しております、本町としましては地域特性という中で上水道がない部分での下水道整備ということで、これの事業の採択を受けて、できるだけ町の持ち出しの費用が少なくなるようにということで道のほうと協議をしまして、1つは言いましたように処理すべき以上の水が入ってきた場合の処理をどうするかということで、調整槽なりそういうものが必要であるだろうと。この事業が採択されることにより、そういう施設についても補助対象として建設することができるということで今進めておまして、本質的に汚水をきれいにして放流するという処理方式自体は、現在のところ塘路と同じ膜処理方式による処理で考えております。ただ、膜処理の場合は特に膜を通して広域分離をするものですから、余分に入ってきた水をどうするかということで今検討を進めておまして、それにつきましてはできるだけ維持管理費のかからないように、できるだけ未処理で放流した場合も環境に与える汚濁賦課が少なくなるような手法ということで、詳細につきましては21年度に実施する実施設計の中で検討していくということで現在進んでおります。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） こういう新しい方式でありますけれども、これは平成20年度内に認可、国土交通省のほうでオーケーを出すのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

クイックプロジェクトの事業が採択されない場合は、年度中、20年度内に可能だったのですけれども、クイックプロジェクトを採用したいということで申請した関係から、このプロジェクトの採択が4月、新年度にならないと採択されないと。このプロジェクトが採択されることによって、その整備の手法が国で補助対象になるとかならないとか、そういうものも変わってくるものですから、その採択通知が来た以降に事業の認可申請ということになりまして、当初考えていた年度中の認可が難しい状況になっております。

○委員長（平川昌昭君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 参考までにお聞きしたいのですが、こういう手法でほかの地域でやりたいというところはあるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 水道課長、妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

道内においては、平成21年度は遠軽町と標茶町が一応手を挙げていると。平成20年度につきましては、道内では苫前町1件だけで、全国的には11市町で実施している状況で、まだそれほど全国的にこのクイックプロジェクトについては多くの市町村でやっているという状況ではございません。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君）（発言席） 後にたくさんいらっしゃいますので、長くならないようにというつもりでやりたいと思います。3つほど総括質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1点につきましては、食材供給施設に関してなのですが、委託等の細かい部分については触れるつもりはありません。基本的なことという部分でお聞きしたいと思っています。しばらく休館といたしますか、休業していたところが再び再開、言葉が適当かどうかわかりませんが、再開する。大変うれしいことだなというふうに思っているところです。まず、予定されている委託先と、委託先から町のほうへの条件とございますか要望。また、従前もそうだったでしょうけれども、町側から委託を予定されているところに対しての条件というものがあろうかというように思うのですが、それについてはいかがなものかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、委託先の名称なのですけれども、これは昨日もお答えしたとおり、まだ契約には至っておりません。この後随意契約に入っていくための作業中でございます、それにつきましてはこれまでもお答えしているのですけれども、商工会を通して業者を募集して、応募があったところから選考しております。現在作業中の相手方につきましては、虹別でヘイゼルグラスマナーを運営している有限会社ラグーンでございます。

それから、委託先、それから受託側の双方の条件というお話なのですけれども、町のほうとしては3つほど町の行政財産である食材供給施設であるので、その目的を発揮するための運営をしてもらいたいということがまず一つの大きなくりでありまして、あとは単なるホテルレストランではなくて、塘路地域の振興施設でもあるというようなこともあるので、それを配慮した上での委託をしてもらいたいということでありまして、町のほうから、基本的には現有の施設をそのまま使っていただきたいと。大きな造作等については考えていないということで条件提示をしておりまして、有限会社ラグーンにおきましては今ある

ものを使いながら最大限の効果を発揮できるようにしていきたいということでありました。これまでもそうだったのですが、年間を通して特に冬期間の経営については非常に厳しいと。それは、今回公募をした中で手を挙げてくださった方々すべてそうだったのですが、やはりそこについては危惧を抱いているということであったのですけれども、有限会社ラグーンにつきましては既に10年ほど地元虹別でホテルレストランを運営していると。そういった中でネームバリューを使いながら客の呼び込みをしていきたい、そういうようなお話がありました。

特に大きな条件というのは、今のところは提示はないのですけれども、1つはこの間食材供給施設、愛称としてピルカ・トウロだったのですが、その頭にオーベルジュという言葉がついておりました。平成10年当時は、管内では余り例を見ない、そういう運営形態だったのですけれども、現在に至っては近隣地域でかなりの、大小合わせてオーベルジュがあります。そういった中で、施設が老朽化しているとか、そういう施設のグレード等を中心に考えると、オーベルジュで果たして対抗できるのかという部分がありまして、その辺についてはオーベルジュという名称だけはちょっと今検討中のございまして、違う名称でホテルレストランをやっているということが周知できるようなことを検討している最中のございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 大枠では、今私聞く部分についてご答弁いただいたかなというふうに思っています。営業していてもいなくても、今回についてもそうなのですから、一般財源化の持ち出しというのは500万円から700万円、ここ数年なっています。さらに、今回については外壁等の、10年近くというか、10年以上たっているということもあって、外壁等の改修にもなってきた、それぞれ町の持ち出し分もあるわけなのですから、今答弁の中にもありましたように私なりに、もしかすると私だけかもしれないけれども、当初の設置目的がかなり今薄れてきて、ただ食事ができるというだけとか宿泊ができるだけとかという感じになってきたというふうに、これは断りましたように私だけかもしれませんが、そんなような気がいたします。そう考えると、単なる宿泊施設というのであれば、憩の家と特別変わらないと。そういう点からいまして、私も多少抽象的かもしれませんが、交流促進というような当時言葉を言われていたのですけれども、そういう点から食材供給施設として行政の役割というものを町側としてどう考えていて、委託を予定されているところにその辺の意識づけというか理解というか、そういう点についてはどのように考えられているかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

ピルカ・トウロ、食材供給施設につきましては、建設以前から建設後、そして振興公社に委託した経過、そしてそれからさらには民間に委託してきたと。さらには、今日を迎える状況になっています。この間には、それぞれ議会を含めて議論をいただいた経過をもつ

で今日の形があるという、ぜひ理解をいただきたいなというふうに思っています。

先ほど課長のほうから言いましたように、あの施設については食材供給施設当時、農水省の考えとして、いわゆるウルグアイ・ラウンドで一定の公共投資をするというときに地元の食材を使った施設と、それと大きなのは都市と農村の交流という形で都市の方々、農村と交流をしていただくというようなテーマを持ってあの施設がそれぞれできたわけでありまして、あの施設の特徴については当時の議会の産建委員会でも相当議論いただきました。ラーメンやそばではなくて、もうちょっとグレードの高いものにすべきだという意見を持って、そして食材の提供の仕方についても大体今日的なような状況の議論をいただいて今日に至っている状況があるかと思えます。

もう一つ重要なのは、塘路地域の支援システムになるということが施設として非常に重要であるということで、この方針は当初からそういった意味で、決して食材供給施設が塘路地域において独立国にならないで地域との連携を図れることが非常に重要だということでありまして、作業的にも今日も同じような考え方で進んでおりました。極端に今の段階としては、町としてはあの施設を例えば研修施設に大きく切りかえるとかということになりますと、農水省との関係もごございますから、施設目的は基本的には当初どおりで進んでいくと。これの運営の仕方については、いわゆる行政が直接手を出すのはよろしくないという過去の議論もございまして、民間の手法でいくべきだという、そういった議論も含めて今日に至っておりますので、引き続きそういった議論を考慮しながら、期待されるあり方についてさらに追及していかなければならないというふうに考えているところであります。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 山村振興の、今副町長言われたようにガット・ウルグアイ・ラウンドの特別な補助事業ができてやったという部分については私も理解しております。ただ、繰り返しになりますけれども、憩の家との当然違いというものを発揮されるというようなことを、その辺を十分業者との間の中でやられるよう期待したいなというふうに思っております。

次、小学校の改築についてお伺いしたいというふうに思っています。講堂とあわせての部分の全体の基本計画につきましては、18年9月の議員協議会で説明を受けました。そのときは、配置等のレイアウトが主だったというふうに思っています。ちょうど1年前の3月の議会のときには、講堂のイメージパーツのみが示されただけだったのですけれども、そういう中で私は3月の議会のときに標茶小学校の設計委託の予算がありましたので、町民の思いとか、それから児童の思いの取り入れ方どうなのではないかというふうに聞いたところです。その後、議会側もその後どうなっているかという説明を受けるということを要求しなかったという点もありますが、実際その後も説明がなかったという点で、あのとき私質問した中では、一定程度の設計の素案ができた段階で、私どもにとということではなかったのですが、提示して意見をいただくというような話もあったのですが、その

点はどのようにで今日までであったのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 先ほど意見だとは思いましたが、憩の家と食材供給施設の違いが不明確になっているというようなご指摘がございました。実は、多分ご案内だと思いますけれども、憩の家については当然温泉がありまして、建設当初は町民の憩いの場としてということで、そういったことで現状も同じような趣旨で利用をいただいております。それから、食材供給施設には、これは経営上の問題点と、実は先ほども説明しましたように都市と農村との交流ということで、都市住民の方々には、特にあのロケーションを含めて、あの施設のよさを含めて非常に引き合いが多いのも事実であります。ただ、経営数字とのミスマッチが起きているという事態で変わっておりますけれども、町内の皆さんの利用もあるのですが、宿泊含めて、どちらかというところ府県の方々の利用で引き合いが多い。ですから、当然当初からあそこには温泉を掘らないと。温泉を掘ってしまうと、憩の家とのまさしく違いがわからなくなってしまうと。途中の段階でも温泉掘削の、あるいは温泉の併置の話については要望としてはあったのでありますけれども、まさしく利用される方々について言えば、温泉がどうというようなご意見も余り聞かれませんが、そういった面で現状的には多分利用者の皆さんからすれば違ったご利用をいただいているというふうに考えますし、先ほど申しましたように食材供給施設の当初の考え方を素直に引き続き持続することが、この憩の家との利用の明確化になるものだというふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

前に伊藤委員からご質問いただきまして、小学校の改築に当たっての、町民あるいは児童生徒、学校等のそれぞれのご意見をいただきながら進めていくという部分ではお答えした経過がございます。それで、昨年3月の部分で説明をいたしました以降、昨年の、ちょっと日にち忘れましたが、9月だか10月だと思いますが、議員協議会のほうに設計をできた段階でご説明をいたしました経過でございますが、その中でそれぞれ以降学校のご意見もいただきながら、それを反映した設計になったことご説明いたしましたところであります。実際には、小学校から概略の設計ができた段階でそれぞれ設計書を提示しながら学校のほうのご意見をいただいております。4回ほど学校とのご要望いただきながら協議を進めた経過がございます。それから、PTAの役員の方々からも設計をした内容で、それでご意見をいただきながらそれを学校の建設の中に、きめ細かな部分でかなり出ていましたけれども、その辺で反映しているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 細かい部分聞いても私もわかりませんが、私どもいただいたのは今回のこの図面だというふうに思っていますので、今そう言いながらも、一々聞いてもわからないと言いながらも、今直接でいえば関係者というか、小学校の教職員の方々、それ

からPTA通して数回されたと言いますが、意見の取り入れた部分というのは、大まかな部分で結構ですが、どんなような……当初基本設計で考えていた部分からどのような部分が変わったかお伺いしたいというように思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

設計段階でそれぞれ学校の、いろんな先生方ですから、各学校を回ってこられた先生方が多くありまして、いろんな子供たちへの負担のかからないきめ細かなご意見をいただいております。特別教室に当たってのフローリングのあり方、あるいは放送設備が全教室にVTR放送を可能にさせていただきたい、あるいは音楽教室の楽器の整理整頓の中のあり方、それからトイレのウォシュレット化等、きめ細かな部分で意見をいただいております。それから、当初2階にありました特別支援教室を1階に移して設計を変更しております。それから、講堂と校舎の間の渡り廊下がちょっと長かったのですか、そちらのほうの横に図書室をつくりながら、渡り廊下の有効活用といいますか、そういった部分ではスペース的には使い勝手になっているという部分であります。また、前に講堂を建てたときにトイレの位置の問題がございました。校舎のトイレとの兼ね合いも含めまして、講堂の横の廊下の校舎と講堂の間にトイレを設置するという設計にもなっております。一定程度細かな部分で、エレベーターも実際には補助対象外でありますけれども、エレベーター設置を設計の中に組みながら、単独費でありますけれども、その部分の設置を見たところでありませう。特別支援教室あるいは開かれた学校づくりの上でそれぞれ保護者あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが学校に来たときに、いかに負担がかからないような学校づくりをしようということできめ細かな打ち合わせをしたところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今言ったように細かいところは私も聞いてもわからないのですが、図面見るとエレベーターについては配せん室のエレベーター部分かなというふうに思ったのですが、人のエレベーターなのか配せん室エレベーターなのか、その点だけお伺いしたいと思っています。

それから、3月で聞いたときには、現状の改築なのだというような話がありましたし、そういう意味で防衛省の防音の補助対象ということだから、それからはみ出た部分、いわゆる何がしかでグレードアップした部分については、当然うちの持ち出しというふうになるわけなのでありますけれども、今回も3分の2が国庫補助だということで大変ご苦労された部分があるかと思いますが、その対象からはみ出た部分、それから当然グレードアップになった部分というか、そういう部分についてのものと、それからそれに対する金額的なのが予算上どれぐらいあるのかお伺いしたいというように思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 1点目のエレベーターの利用でありますけれども、車いすでも入って方向転換できるエレベーターの大きさになっておりますので、通常は給食の

部分を含めまして利用しますけれども、広さ的には通常人が使える大きなエレベーターとなっております。

それから、現状のグレードアップの部分でありますから、先ほど申し上げたエレベーターについての分は補助対象外でありますけれども、あと外断熱をする予定になっていきます。外壁を外断熱で断熱効果を高めるといことで、これによって大きな燃料費の節減等を含めている。また、維持管理も含めて、通常10年何がして壁の塗装等を含めてしなくてはならないのですが、この辺ではかなり長もちということで、維持管理上の問題から外断熱の外壁を使うということにしております。

あとその単独費の予算の部分でございますけれども、大体全体で12億8,000万円ぐらい、それで補助対象が11億3,000万円ですので、約1億5,000万円ほど単独費で出ております。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 多少繰り返しになるかもしれませんが、今エレベーター等の話とか外壁がありましたけれども、それ以外で特別意を配されたら、ここぞ100年というか、しばらく建たないだろう。今のいろんな耐震構造なり鉄骨ですので、耐用年数もかなり長いので、今後建てかえるというあてもないというように思うのですが、そういう部分で特別意を配された事柄があるとするならば、それについてお話しいただきたいと思いません。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 委員にぜひともご理解をいただきたいと思っておりますけれども、今回の標茶小学校の改築といいますか、本来的な目的が防音工事でございます。通常現在の校舎をどういうふうにするかというのは、補助対象事業は防音対策ですので、防音についての部分であります。ただ、この際ですから、どういった部分でよくするかというのは当然あるべきことございまして、ただいろんな現状から、現在の子供たちへの影響あるいはスペースの問題、そういった分をこれまで説明してきたとおりで、いろんな問題を抱えながらしてきた経過でございます。通常の、新たに文科省の使った補助で建てかえるという部分と、場所の制約のない中で、場所の選定から含めていろんな大きなプロジェクトでやる部分とちょっと意を違いますので、現状の中の建てかえといいますか、防音工事の中で最大限いろんな部分でその校舎によいものを入れてきたという部分ではなかったのかなというふうには私も思っていますので、特別にこれはやったということはないので、きめ細かな部分で子供に配慮したということでご理解いただきたいと思いません。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 私なりというか、皆さんもそうだと思うのですが、100年とか1世紀もつだろうと。そういう意味で、標茶のシンボルとしてこれからもなっていくという部分で、その存在というものを期待していきたいというふうに思っています。

最後、1点なのですが、先ほど越善委員が経済産業省の近代化産業遺産という部分でお伺いしております、多少それに、直接ではないですが、絡んで、その対象になっている

郷土館に係るのですが、見方によっては裏と言っていいか、横と言っていいか、そこに収蔵庫があります。現状におきましても、美観上大変、裏にあるといいながらもよくないなど。その産業遺産に認定されたからというだけではありませんけれども、常々そんなふうに思っています。ちょっときょう出がけに慌てて、過去に私話したことがあったなど思って調べましたら、平成7年のときに収蔵庫を何とかすべきでないかという一般質問していましたし、それから今から5年前のときにも、何かに絡みまして収蔵庫その後どうなっているのだというふうなことを聞いていたのを、改めてけさになってわかったところなのですけれども、今回についても特別予算がのっかってはおりませんが、町民から寄せられました貴重なもの、または多分町外からも寄贈されたものがあるだろうと思います。それが、ほかの方も見て知っているかというふうに思いますが、今のプレハブとかつてのプレハブというのはかなり違うのだと思うのですが、要するにはめ込み式のプレハブで、私が今から10年前に質問しているということは、もう相当年数たっているのだろうというふうに思います。そんな意味で、いろんな各階層の方から寄せられた善意というものを大切に使い、その後においてそういういろんな価値が出てくるというものもあるかというふうに思いますので、現課としての収蔵庫に対する考え方というのはどんなふうになっているかお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 今委員ご指摘のありました郷土館の収蔵庫につきまして、毎年地元との町政懇談会の中でももっときっちりした収蔵庫にすべきでないかというような要望は出ております。実は、18年にこの収蔵庫、一部移設改修したという経過がございます。私どももこの今のプレハブの収蔵庫がベストの収蔵の仕方だとは思っておりませんが、当面財政的な事情から今の収蔵庫で収蔵するという形で推移してまいりたいということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ちょっと私も聞いていなかったのですが、昨年9月のときにちょっと中をのぞかせていただきました。本当に今一部改修されたといいながらも、従前とほとんど変わってなかったというふうに自分は見えていたところなのですけれども、間に合わせにという、よく言葉で仮末代とか、下手な何とかやすしという言葉があって、私のつたない考えを述べて、後で逆にまずいという場合もあるかもしれませんけれども、私なりに思うのですと、今のああいう相当たっているプレハブから見れば、予算措置上の関係もあるでしょうけれども、スーパーハウスというのですか、そういうものを2棟ぐらい並べると、全部底もきちっとしていますし、仮に将来と言うとあいまいですが、その後において移設するとかという部分でもそっくり移設できるものでありますので、そういうものを当座考えるということも、もしかするともっとももっといい知恵が今お持ちかもわかりませんが、ちょっとそんなふうに思うところなのですが、そういう点についていかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 社会教育課長、中居君。

○社会教育課長（中居 茂君） 先ほどもお話ししたとおり、今の収蔵方法がベストだとは思っておりませんので、いずれにしても予算の絡むことで財政的な裏づけが必要になりますけれども、今委員から指摘のあった部分については検討してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） ぜひとも、先ほどの話のとおり産業遺産に認定されて、また別な角度でその施設等を見られるというふうなことも十分考えられますので、ぜひ検討されることをお願いして、私の質疑終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地君。

○委員（菊地誠道君） （発言席） 私のほうから、先ほど越善委員のほうからも森林についてのご質問ありましたけれども、具体的にカラマツ材の伐採跡地についてお伺いをしたいと思います。カラマツ材については、昨年、一昨年あたりから非常にロシアのカラマツ材の関税の引き上げに伴って年々国内の需要も増して、さらに昨年の夏ですか、秋ごろまではかなり上昇した状況でございました。それで、それに伴って今まで余り手がつけられなかったカラマツ材が町内においてもかなり伐採されて、そこまでは大変よかったのですが、その後がなかなか放置されたままになっているという現状があるわけなのです。それで、その伐採跡地については、いろんなパターンがありますけれども、例えば耕地防風林、それに民有林も含めたもの等々がございます。そこで、町内全部はなかなか把握しておりませんが、その伐採跡地について行政として、例えば跡地の面積であるとか、そういう状態をどのようにとらえているのか、まずはお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 答えいたします。

今委員からカラマツの伐採跡地ということでお話がありましたけれども、後段のほう、伐採跡地ということでしたので、カラマツに限定しない形でお答えしたいと思います。というのは、伐採跡地につきましては森林調査簿でデータを押さえていまして、分類上人工林の伐採跡地と、それから天然林の伐採跡地ということで集計しておりますので、ご容赦いただきたいと思います。人工林、天然林、それぞれなのですけれども、平成18年度におきましては人工林の伐跡が132ヘクタール、それから天然林が214ヘクタールで、合計346ヘクタールが植林行われない状態で置かれていたところであります。また、この数値が平成19年度には人工林が112で天然林が218ということで330ヘクタールになっております。16ヘクタールほど、この中では減少しているような傾向にあります。ただ、毎年伐採が大体50ヘクタール前後ずつされていると。その中で、すぐに植林される面積が非常に少ないということで、なかなかこの330、300ちょっとの数字が飛躍的に少なくなっていくという現状にはないというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） ただいまの説明では、その跡地についても森林の区分けについていろいろ分けられているのだと思います。そこで、身近な点についてお伺いしたいと思います。地元でも結構切り倒されたままの状態が目につきます。そこで、例えば今課長が言われたいろんな区分けによって、民有林であるとか、それから天然林であるとかというようなことがあろうかと思えますけれども、それぞれの区分けによって補助事業とかいろいろありますけれども、現実には、中には耕地防風林などは特に自力で草地にしている方もいらっしゃいますし、枝木もそのまま放置されているというような現状も結構目につくので、それらに対して町としては、いろんな事業については補助制度、21年度は8,000万円ほどの予算がついていますけれども、これは一概にストレートに個人のほうに行くかというのはちょっと疑問はありますけれども、いずれにしてもあのままの状態に放置していくというのはいろいろ問題があると。それらに対して、実際にこれからどのような指導をしてやっていくのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この質問の冒頭に委員からカラマツの伐採が非常に進んでいるという話がありました。それは、委員ご指摘のとおりでありまして、昨年秋までは非常に伐採意欲が高かった。業者さんも積極的に買い取りをしたということがありまして、標茶だけではなくて、管内的にもそういう現象が起きておりました。その段階で見受けられたのは、価格が高くなったので売ってしまおうと。そういう動機で伐採される方がふえたと。その場合、その後の再造林についてはなかなか考えていらっしゃる方が多かったということが伐採跡地の増加ということにつながってきたのではないかというふうに思います。

それから、森林施業計画に基づいて伐採されるケースももちろんあるのですが、その中で伐採後の施業については、植林については天然更新という手法が認められておりまして、これは要は手を加えないで自然に周りの木から種が落ちて入るのを待つという方式なのですけれども、こういった形での施業ということを希望する方がふえてきたというのが1つあります。平成18年度には、天然更新による伐採なかったのですけれども、平成19年度においては21ヘクタールほど天然更新による施業ということが出てきました。これは、もしかするとこの後もふえるかもしれないのですけれども、これについてはあくまでも山主さんの経済行為ですので、伐採後の施業について注意喚起をしていかなければならないというふうに考えております。それから、森林施業計画を持たないところがやはり一番手の届かないところなのですけれども、それらにつきましてはもちろん所有者本人の承諾を得た上なのですけれども、森林施業計画を樹立するように促しまして、計画的な山林経営を行ってもらおうということが一番のとり得る方策だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。あと森林施業計画を立てた場合、補助事業等については補助率がかさ上げになるということで本人にとってもメリットがあるということでもあります。

ので、それらをあわせてPRしながら、今まで以上に造林について促していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） いろいろな補助事業があつて、これからそういったことで努力されるということなので、理解はできますけれども、もう少し具体的にお聞きしますけれども、以前は農家の場合は農林課で松の苗木等もあつせんして、そういった具体的な補助事業というのは過去に行われておりましたけれども、そういった具体的なことは考えていないですか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今委員からご指摘の松の苗の配布につきましては、屋敷林整備事業という形で実施をしておりました。これについては、一定程度の目的を達したということで現在行われておりませんが、昨今の環境情勢ですとか農家環境整備とか、そういうことで農家さん、あるいは酪農振興会連合会、農協等の要望があれば、それについては再開について検討していく余地があるというふうに考えております。その他具体的なものにつきましては、特に伐採跡地の植林に関して申し上げますと、21年度でも組み込んでおりますけれども、造林事業の中で民有林枠がありますので、先ほど申し上げたとおり森林施業計画を立ててもらつて、そしてそれら補助事業にのつてもらつて植樹をしてもらうということが今ある手法というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） わかりました。

次に、標茶ブランドについてお伺ひしたいと思ひます。このことについては、前にも何度かいろいろな方からお話がありました。今回の町長の方針の中にも改めて載つておりますけれども、余り具体的なことは載つていません。なぜ取り上げるかということ、以前から標茶ブランドを言われているのですけれども、なかなか形が見えてこないということで、心配している面もありますし、ちょっと歯がゆい面もございます。そこで、一歩進んだことを何か今までと違つたことを考えておられるのか、町長にお伺ひしたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思ひます。

この件に関しまして、私はやはり標茶で生産されたものをどういふ形で消費者に届けるのか。そのことは、生産者の皆さん方もそのことをやはり重視していかなければいけないのではないのかなということとをずっと申し上げておりました。決して、これは行政が形をつかつて、行政が引つ張つて強引にやるというようなものではなくて、生産者の皆さん方に消費者まで届けることの意味をどう考えていくのかということとを、特に酪農地帯においてはこの意識がやはり一番おくれでいたというのは事実、否めないことだと思ひます。いわゆるこういった社会状況の中でどうやってそれを進めていくのかということとで、私どもも粘

り強くいろいろな提案をしながら、皆さん方の自発的なそういった運動を待っていたわけですけれども、昨年あたりからいろんなところでそういった動きが出てきています。実際には、乳製品を何とかしたいという方たちも出てきておりますし、それから牛肉のブランド化ということを進められている生産者の方もいらっしゃいます。これは、なぜ私そのことに対して固執するかといいますと、やはり再生産を永続的に続けていくということは、生産者みずからがそのことの意味をきちんと理解した上で、そういった姿勢で生産をしていかなければ続かないということでありまして、続くことが大事なわけですから、そういった意味でいろんな情報提供は私どももしますし、いろんなお手伝いはしていきたいと思えますけれども、これからも生産者の方たちがみずからどういった運動をするのかということの後押し、支援をしてまいりたいという考え方でおりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 今までと同じような質問したときに、町長も必ず今のような形で答弁されております。それは、十分に承知しております。しかしながら、最近の酪農家の農業関係全般の経営状況あるいは社会全般の景気後退等々も含めて、なかなか自発的なそういった形が見えてこないといえますか、これないといえますか、そういった状況も十分あると思います。町長の言われたとおり、それは確かに私もそう思います。理想であって、生産者みずからがそこまでやらないと、なかなか結果があらわれないというのは十分承知なのですが、先日のテレビをちょっと見たのですが、いろんなところでそういったいろんな団体の人たちが集まって地場産品を利用した研究会を立ち上げていると。そういったところには、必ず町も予算をつけて積極的に展開していると。そういうことも載ってましたし、何回となく各地区に所管調査も含めていろんな団体の参加でいろんなところを見てきた結果、例えばチーズの有名なところとか、結構北海道でも有名なところございます。そんなところのお話を聞くと、まず人を育てるといえますか、人材の育成に金をかけているのです。あるところでは、1年でしたか、1年半でしたか、ちょっと記憶はつきりしませんが、外国にチーズの研究で町でお金を出して研究に行かせたり、まず人づくりから、いろんなところにお金をかけているのです。私、余りうまく言えませんが、やはり積極的にみずから立ち上がるのを待っていたのでは、なかなか現実として見えてこないと思えますし、町がリーダーシップをとったら、町長言われたのにちょっと反しますけれども、やはり積極的に参加を呼びかけて、そこにはちゃんと予算をつけて、もう少し積極的にやる必要があるのではないかと。なかなかここ2年ぐらい、町長は先ほど動きが見えてきたとは言いましたけれども、なかなか我々にはさっぱり見えてこない。ちょっと歯がゆい気もしますので、その辺もう少しお話を伺いたしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

繰り返しになろうかと思えますけれども、農協さん等々にはいろんな提案もさせていた

だいております。人材育成が大事だということは、私もそのとおりだと思います。かつて、かつてといいますか、何年か前に農協さんが肉牛をスタート、いろいろ本格的にやりたいというときのお話も、私どもとしてはまずそれは人を育てるのが大事でありませんでしょいかと。そういった意味でいうと、こういったルートもありますし、こういった紹介もできますよと。何とかそういった形でいう、そういった提案はさせていただいております。ただ、実際に決定をされるのは農協さんでありますので、それが実現しなかったというのは事実であります。先ほど町内にいろいろな動きがあるというのは、委員もご承知だと思いますけれども、例えば乳製品の加工を模索しているグループの方たちが実際にいらっしやいまして、例えば廃校になった校舎の跡を利用して乳製品の工場を、工場というか処理室を立ち上げたいということで町のほうには要望も来ております。私の考えとしては、皆さん方がこういうことをやりたいということに関して言いますと、例えば一つの形としてはGOGOチャレンジショップという話もありますし、いろいろな振興策、それから農林課が行っておりますいろんな農業施策の中で、例えば研修機会であるとか、いろいろなものについては、私どもとしてはでき得る限りの支援をさせていただいていると思います。本当にいろんなところに生産者グループ、若者、女性含めて視察研修には行かれています。ただ、それが実際に形としてならないということは、先ほどから何回も申し上げますけれども、いろいろな考え方はあろうかと思っておりますけれども、そのことと、それから酪農をめぐる状況が非常に極端に変わっているというのは、これはあろうかと思っております。振り返ってみれば、2年前になりますと、これはもう生産過剰ということで、いわゆる減産ということ北海道として選択をされたわけでありまして、それが現在は増産基調であると。これは、内地府県等と国内のいろんな需給関係等々もあろうかと思っておりますけれども、そういった中で、結局今まではなかなか売れないので加工もと一端思ったけれども、とにかく生乳としてどんどん出荷されていくので、とりあえずそれはまたもう一回生産のほうにという、そういった生産者の意向もあろうかと思っております。ただ、この間私どもとしては、生産者、農協さんに申し上げているのは、いわゆる供給過剰の状況というのは、国内外のいろんな状況のバランスによって、ほんのちょっとで物すごく変わってくるわけでありまして、それを見据えて、いつでもある程度ここで生産したものを消費者にできるだけ近い形で届けることの必要性というのは考えてはどうでしょうかという提案をさせていただいております。具体的には、例えば私どもの財産であります磯分内にあります雪印の工場さんの考え方であるとか、そういったもろもろも含めて、やっぱりこれから先どういった組み立て方をしていけばいいのか等々についてはいろんな提案をさせていただいております。これからの提案をどんどんさせていただきたいと思っております。ただ、今一番懸念をしているのは、私は飲用乳の消費がやはりこの3月以降どう変わっていくのかというのは、これはやはりかなり注視していかなければいけないと思っております。乳価がこういう形で決定されて、実際に小売の価格がかなり上がっておりますので、それと現在の景気動向等々を勘案したときに、飲用乳の消費が落ちた場合に、いわゆる加工乳にどういった影響

が出てくるのか、それもやはり注視して生産地として何ができるのかということに関係機関一丸となって考えていかなければいけないと、そのように考えております。基本的には、先ほどまで答弁したところからは、余り踏み出せない答弁になろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても酪農は基幹産業であり、本町の牽引者であるということの認識には変わりありませんので、皆さんと一緒になっていろんな知恵を出し合って、できるものから着手してまいりたいというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） できるだけそういったことに町も、もしそういったいろんな形になってあらわれた場合には予算をつけてどんどん応援して、早く標茶ブランドと言われる形をつくっていただきたいなと思えます。

次にいきます。次は、大まかに言うと食育なのですが、特に学校給食についてお尋ねをしたいと思えます。このことについては、先日の一般質問の中でも末柄委員のほうから質問がございました。なかなか関心があったたびたび出されますけれども、私のほうから学校給食、いろいろと以前の食の問題から始まって、一時はマスコミ等も取り上げて騒いでおりましたけれども、とにかく最近は熱しやすく冷めやすいような傾向があると思えますけれども、なかなかそういった傾向が出ていると思えます。学校給食については、それぞれそういった問題の後、食材の選び方から家庭、地域とのいろんな問題あるいは地場産品の利用、いろんな衛生管理等々努力されているとは思いますが、その後できるだけ、値段とのバランスもございまして、地場産品を利用するというような教育長のお話もございましたけれども、道内産、米は当然ここではとれませんから無理でしょうけれども、道内産も含めてどのぐらいの割合で活用されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員ご承知のように、学校給食でそれぞれ地場産品を利用するという事で、なるべく地元産をということの基本路線は持っております。それに基づきまして、北海道のほうも地場産品ということで北海道産をどんどん進めているところでございます。主食であります米につきましては、道内産100%、全道の小中学校、学校給食に利用しております。また、小麦につきましても平成19年度から道内の小麦を全学校給食を通じまして利用するという事で現在まで至っております。もちろん本町も小麦粉によりますパンは100%道内産ということでございます。牛乳につきましても、もちろん道内の牛乳ということで利用100%でございます。あと麺につきましては、それぞれまだ道内産を利用している加工業者は全体的でないものですから、100%はなっておりませんので、本町につきましても釧路の加工業者に委託をしております。この業者につきましても道内産はかなり高価な、金額が高いということで、道内産のみにはまだ至っておらないというところでございます。実際には78%の道内産の利用になっております。

それから、その他副食の部分で申し上げますと、大体道内産で46.5%で、すべて主食あるいは副食を含めまして道内産70.9%であります。それで、地元産といいますと、本町で地元産で使える部分が野菜等副食で使える部分が非常に少なく生産されておりまして、なかなか難しいということで、時期的な生産もございしますが、購入に当たっては小売業者にそれぞれなるべく地元産の製品を納入していただくような配慮をしていただくことでお約束しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） なかなか値段的なことも考えて、大変苦勞されているのは理解できました。学校給食に対しての認識なのですが、私こういうことを言うといろいろ批判を浴びると思っておりますけれども、以前にも食中毒、偽装事件とかいろいろな食の問題の後、食材を変えるに当たって給食費の値上げ等々の問題もここで議論されましたけれども、本来は給食に関してはいろいろな見方が確かにあると思いますけれども、私は今問題になっている家庭、給食には限りませんが、特に給食についてお聞きしているの、朝と晩、家庭でしっかりと親が子供にちゃんと十分な食事をとらせていけば、昼の給食ぐらい大した問題ではないと。確かにそう思います。給食の値上げのときも、子供の命を守るとかいろいろ議論されましたけれども、それによって、たしか5円か10円の値上げでしたけれども、そのことについてもそれこそ議論する問題で私はないと思います。子供の命を守るわけですから、そんな親の責任なのです。現場で働いている人は、いかに安く安全なものという、大変苦勞されているわけですから、それによって5円、10円の値上げ、そんなことは親が当然負うべき問題なのです。先ほども言いましたけれども、子供が親の責任のもとで朝晩ちゃんと食べて、ちゃんと睡眠をとっていけば、それこそお昼の給食は標茶のどりむのパンと高校の牛乳だけで私は十分だと思います。教育長、そう思いませんか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

これは、さきの一般質問の中でもちょっとお答えしたのでありますけれども、基本的には食育というのは当然家庭が基本だというふうに思いますし、そういった意味からすると、親の役割としてしっかりと御飯をつくって食べさせるということ。その食習慣、生活習慣がやはり子供にとっては一番大切でありますし、教育基本法の中にも家庭、親の役割が重要であるというふうにイメージもされたところであります。例えば給食につきましても、人が年間1日3回食べますと1,100食ぐらいになるのです。給食について195食ということで5分の1以下ということになって、数字的にはそういうことになります。そういうことから考えますと、やはり食生活というのは家庭が一番大切だということで、これにつきましても委員会としましても学校としましても、保護者、地域等へそういった周知を図っているということでもあります。ただ、学校といたしましても、当然行わなければならないことがありますから、それは食に関する正しい知識とかそういったものを身につけさせるということで、なぜそういったことが必要かという、例えば栄養バランスとか、きちっとし

た食事をとることが体のため、あるいは脳のために学習する上で一番大切だということ、そういった知識を植えつけることも、これは当然学校側の仕事だということ、これにつきましてはやはり両輪で進めていくのが一番大切かなと。そういった意味では、学校給食も、これは当然食育推進をする上での一翼を担わなければならないということで我々も理解しておりますから、そういった意味ではしっかりと指導してまいりたいというふうに思っております。ただ、食生活習慣というのは、やはり6歳ぐらいまでが一番定着するということがありますから、そういった面からしますと、基本的には昔から言われていますつけということでもあります。そういったことで、ぜひ家庭のほうでもしっかりと対応していただきたいということで、これからもいろんな学校給食だよりとか、あるいは学校通信とか、そういったものを活用しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 菊地君。

○委員（菊地誠道君） 私は勝手なことを言えますけれども、教育長は立場上なかなかはっきりと言えないのはわかります。

1つだけ提案があるのですが、時間もないので急ぎます。さっき地場産品を利用した学校給食というような話ししましたけれども、たしかNHKの番組だったと思いますけれども、全国各地、全道各地、給食の中で地場産品を利用した特別な日、これは1年に1度だけというような放送されましたけれども、例えばここは海がありませんので、漁師さんからの提供はありませんけれども、カニの特産のところはカニを提供してもらったり、あるいはホタテのとれるところはホタテを提供してもらってカレーライスつくったりして、食育の一環としていろんな人からそういう、ただでもらっているのか安く分けてもらっているのかわかりませんが、提供を受けて、特別な日としてオール地場産品で子供たちに食育を通じて事業展開しているというような番組ございました。私もぜひ、いろいろお金、確かにかかろうかと思いますが、できるだけ子供たちに、地元ではこういうものがとれるのですよというようなことも含めてぜひやっていただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かにそういった方向ではということで、現在実際にやられていますのは、消費拡大ということで、現在標茶高校のアイスクリーム、それからプリティアですね。プリティアは年10回ほどです。そういったものをつくって提供しておりますし、あと地元産ではありませんけれども、子供たちにトッピングを選ぶことができるような食の提供もできるところでございます。ただ、先ほど委員お話しになりましたように、地元産の食材といいますとなかなか単価的にも高いとか、給食代は日200円ちょっと程度のもので食材を調達しなければならぬという、そういう実情もありますから、例えば標茶のものをすべて活用しながらということになると、この予算の中ではなかなか厳しいものがあるかなというふうに思

っています。できるのであれば、例えば標津町で行っているサケの提供とか、そういったことも考えられるのかなというふうに思っております、できればそういった地域の方も生産者のご支援があれば、そういった方向でやっていける、そんなような考え方もあろうかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、なかなか現状では厳しいものがありますけれども、できる限り地場産品の生産者と、それから消費する小中学生の結びつきを考えるとということでの食材提供と食べることのありがたさですね、そういったことの学習をしながら極力地元産の食材を活用、そして地元産の食材はこういったものがあると子供たちに教えていくというそういう学習をしながらいろんな機会を、委員皆様方のご協力をいただければそういった方向にも向かうのかなんていう期待もいたしながら今後進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員（菊地誠道君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ご質問ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） （発言席） それでは、4点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。

まず始めに、危機管理ということでありまして、先月標茶でも珍しく強盗事件があったということがありまして、この町の中相当緊張したわけですけれども、この辺について私も防犯の理事をやっている関係上、雪の中立たされた経緯もありますし、またそのときに学校に対してはどのような形の中でこの危機管理の情報伝達ができたのか、この辺についてちょっと詳しくお願いをしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

過日発生しました強盗事件に関しての学校の対応でございますが、私どもにこの事件の伝達されたのが弟子屈警察署から12時50分ごろだと認識しておりますが、発生時刻が9時過ぎということで、警察のほうから私どもに連絡いただいたのがいろいろ対応で後回しになったということで大変失礼したということのご案内でしたけれども、学校自体は授業中でございますから、早急に私どもすぐメールで各全校にわたってその状況を報告したところでありまして、それによりまして、各学校の子供たちの安全対策に万全を期するよう通知したところでありまして、各学校でそれぞれ対応したところでありまして、標茶小学校



新年度のお金にもかかわってくるだろうということもありまして、お話しさせていただきたいと思いますが、私が調べた限りは、ちょっとこの間の報告とずれていますけれども、きのうの住民課長のお話からしてみると、鉄の問題が非常に安くなって、正直なところごみみたいな状態になってきているということで、今後この種の問題についてはそう簡単には盗難に遭わないのではないかなというような気もいたします。しかしながら、今後このまま放置をして管理をするということはちょっと望ましくないだろうなというふうな感じもいたします。町長の答弁の中では、ワイヤをかけて固定するようなことを言っていましたけれども、私素人考えでいきますと、ワイヤをかけることによって、ユニックで簡単に逆に盗まれる確率が多いような気もします。正直なところ、ばらばらに畑に放置しておくほうが持っていけないのではないかなというような気もしますが、ただこれは1回ごと持って帰ってきて管理をするということは非常にコストもかかるという面もありますから、そうすると一番近くの農家にでも委託をすれば、こういうような考えはちょっとどうなっているのかお教えいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これまで保管状況でございますが、農家さんの畑を利用させていただきまして、冬期間は設置、そして夏の間は道路敷地あるいは多くは農家さんと道路敷地の間の草を刈らない部分があるところにつきましては了解を得まして置かさせていただいております。今回の盗難の部分で見ますと、1路線で3カ所設置している部分の一番取りつけ道路に近いところが盗難に遭っております。委員ご指摘のとおり、これを完全に盗まれないような形で保管まで持ってくるということになると、コストの上昇は免れない状況でございますので、盗まれている状況が今までワイヤをかけるなりしておったのですけれども、今後そのワイヤをかけるだけではなくて、ワイヤの端っこ、端っこをそれぞれ地中に何らかの形でアンカー等で固定して、より盗まれないような形を模索するのが一番コスト的にはいいのかなと考えているところでございます。また、委員おっしゃられましたように、一部農家さんのご了解を得て、農家さんの近くで夏場も目に届くところで置かさせていただける場所も探していきたいと思っております。より盗難に遭いにくい状況を考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 去年は、中国のオリンピックということもありまして、鉄の高騰ということがあって、そういうことが起きたのだろうとは思いますが、今後そのようなことがないような形をやはりぜひとっていただきたいと思っております。

それと、3点目になりますけれども、去年のこの時期に私がここで質問した問題で野犬の問題なのですけれども、またしつこく言うのかと思われるかもしれませんが、ことしも2月の初めに墓のそばで犬を連れて散歩している人が犬に囲われたというような被

害があったと。そのときには、本人より犬がやられるのでないかということで相当な恐怖感があったというふうに聞いています。また、上御卒別についても子牛の牛乳について、これを飲まそうと思って朝見たら犬に皆飲まれていたと、このような現象が起きているわけです。ただ、今回私も有害駆除に携わっている関係で、犬の駆除が標茶町で95頭ということで、その中に私は5頭とらなければならぬということになってはいますが、この辺について犬は今も、雪が深いとやはり民間のそばにいるというのが多いわけなので、山の中にはなかなかいないと。ただ、これがどんどん、どんどん繁殖していったときにどうなるのかという問題がありまして、まして犬を、今回の報告の中では12頭と、それに注射をしたのが4頭という形になっていますけれども、例えば4頭ぐらいを注射を試みたからといってどうなっているのかなと、正直なところ思うわけです。それと、つかまえてきた犬についても、昨年いろいろ聞いたのですけれども、結果的にはどのような形で、あそこは墓の下に管理しているようではございますけれども、立入禁止になっていますので、私も見に行こうと思えど見に行けないと。どんなふうな状態になっているのかなというような気はしないでもないのですけれども、この辺去年からことしにかけての犬の捕獲だとか、その辺についてどのような対応をしたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） うちの課で所管しております野犬の掃討につきましては、1つは農家等々から家の周りに野犬が出没するということにつきましては、その都度捕獲用のおりを設置して捕獲し、捕獲されたものにつきましては町のクリーンセンターの下のほうにありますおりのほうに一時入れまして、その後飼い主と申しますか、引き取り手があるかどうかということをお知らせをしまして、そしてない場合については殺処分をさせていただいているのが現状です。そのほか、基本的には保健所との協議も申しますけれども、処分をしたいというものもございまして、それにつきましては保健所と協議して、町のほうでしていただきたいというものにつきましてはそのような形の中で処理をしております。ただ、どうしても現在動物愛護法の関係で処分に当たっては必ず基本的に飼い主を探して、そしていない場合についてというふうに国からの通知等もございまして、基本的にそのような形での野犬のつかまえたものについてはそういう処理をさせていただいているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 確かに今言われたとおりなので、保護あるから、なかなかそれ以上のことは進めないのですけれども、ただつかまえてきて、日にちさえ置いて、里親探していなければ殺さなければならぬと。極端な話、そういうことになっているわけなので、すけれども、この里親について、昨年からのどのような努力をしてきたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 里親の探すということにつきましては、町のホームページ、

それから庁舎内等における犬の写真等を掲示して里親探しをしているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その掲示しているのはわかるのですが、何頭今まで掲示して、何ぼ里親が探せたのかと、そういう詳しいことをちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 里親が見つかった頭数につきましては、ちょっと手持ちに資料がございませんが、全く里親の申し出がなかったかといいますと、特に小さな犬の場合ですと里親の引き取り手が、そういう掲示、それからホームページへの掲載によりましているということでございますので、ご理解を願いたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今回報告されている中では、12頭というのは、それは里親に出して、なおかつだめだったということで殺傷処分をした頭数なのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 定例会ごとに出しております行政報告にも畜犬、野犬の取り締まり状況は載せてございます。つかまえた数と……基本的には狂犬病予防の注射と登録につきましては毎年春先にやっております、途中で登録注射される頭数につきましては、他のところからもらってきたものもありますけれども、そういう里親を探した結果、登録注射をしていただいているという頭数も入っております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今回4頭ばかり狂犬病の注射をしたというのは、つかまえてきて注射をして、そのまま放したということなのか、それともその犬については里親がいたということなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 登録と注射につきましては、飼い主がするという事になっておりますので、里親等の飼い主がきちっといるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、そうすると何頭ばかりあそこにいるのか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 例えば昨日までの頭数ということではちょっと押さえていませんけれども、現在も捕獲したものを含めて数頭いるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ただ、今言われるように、頭数はよくわからないけれども、ずつといるというのは、どういう管理をしているのかと言われても仕方ないのではないかと思いますけれども、昨年も言ったように、えさ代は幾らかかっているのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 里親を探すために留置している犬につきましては、順次入れかわっておりますので、その都度頭数が変わっているところでございます。えさ代としては、年間大体1万3,000円から4,000円程度かかるということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 年間1万二、三千円で済むということなのですか。私も犬は飼っていますけれども、相当金はかかりますけれども、それだけ連続してやっていて、その辺については当然昨年の段階ではえさ代が幾らかかるかということはよくわからない状態だったのですけれども、今はどんなところへ行ってもレシートがありますから、それなりの金額がはじき出せるはずなのではございますけれども、この辺についてはおおよそでなくて、はっきりはわかりませんか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 20年度につきましては、まだ年度が終わっていませんので、その金額についてはまだ集計していないということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そのえさの関係についてはわかりました。

ただ、昨年も言いましたけれども、これについて土曜、日曜日のえさの対応については、今はどうしているのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年のときにもお答えしましたけれども、土日につきましてもえさ、水につきましても職員が行っております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そのとき超勤を払っているということなのではございますけれども、昨年1年間でどの程度の超勤を払っているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 土日につきましては、1回30分程度でございます。そして、月ごとによって土日が、それから祝日がありますので、金額そのものは押さえていませんけれども、時間数にしては大体そういう計算で月4回土日があるということであれば4時間、その12カ月の48時間プラス祝日分というような形になるというふうに押さえております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 当然えさやりに行かなければならないわけではございますけれども、ただそのときに超勤を払うのがいいのか悪いのかということ、ちょっといまわかりませんが、ただ昨年に比べて町のほうの対策としては全然進んでいないような気がするのです。ことしもつかまえてきた、また里親探した、あそこに入れておいた、えさやった、この繰り返しばかりやっているような気がするのですけれども、この辺については全国的に

も犬の問題というのはある程度問題にされているわけですが、ただ、今この北海道の中では標茶町が非常にこういう窮地に立たされているということを見れば、やはり支庁のほうなり道のほうに話をして、町の条例でも道の条例でもいいですから、何とか変えてもいいから早急に、やはり有害駆除で鉄砲で撃っても構わないわけですから、そうなるのであればこれにふえてきたときにだれが責任とるのかという問題が出てきますから、今の段階では、先ほどの強盗ではないですけれども、犬に通学路でかじられたということになってきたら、どういう対策をするのかということが当然言われてくると思います。私もこうやって2回ほど言っていますから、そのときになったら大変な目に遭うので、やはりしかるべき対応をしていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをいたします。

一般的な野犬の部分と、それともう一つは特定した場所におけるところの、いわゆる畜犬登録されていない部分の犬の問題についてのご指摘かなというふうに思います。人間と犬のかかわりの中で、この標茶町だけではなくて、全国的に野犬の問題については非常に手をこまねくといえますか、困っている問題であります。正直言って、標茶町ができてから掃討した頭数は相当なものではないかなというふうに考えますけれども、依然としてなくなるというのが今日的な現象であります。

それと、もう一つは、畜犬登録をしていない、いわゆる頭数の多い部分の扱いでありますけれども、この部分含めてでありますけれども、動物愛護法が、あるいは北海道のペット条例ができる前までは、総じて言いますとかなり手荒い形で掃討することができました。私も三十数年前に麻醉銃を持ってトラックで追いかけてながら掃討したこともありますけれども、今はそういうことができない状態になっています。そういう中で、どうやってこの問題を解決するかということについて言えば非常に難しい問題、いわゆる飼われている方々の常識といえますか、そういったものに期待するしかないのでありますけれども、出てきた部分については、いわゆる通報を受けて、それを先ほど住民課長が言ったような形で捕獲をします。捕獲したものについては、動物愛護法の趣旨に沿って告示をして、いわゆる里親を探す。里親の方には、畜犬登録と注射をお願いすると。その繰り返しをいずれもしなければならぬというのが実態であります。

それから、多頭飼育している部分についてでありますけれども、これは委員からただいまご指摘ありました。私ども長時間かけて道のほう、具体的には釧路支庁の動物愛護の担当、それから保健所での、いわゆる狂犬病予防の担当、それぞれとびっしり協議をしていただいて、何とかほかの府県でやっているように北海道においても都道府県の責任で処理をしていただきたいということを申し述べていますけれども、それぞれただいま申し上げました2つの行政上の立場から何とか今の段階で努力をしてほしいというのが見解であります。

もう一点は、警察当局の考えでありますけれども、実は畜犬登録、狂犬病予防法におけ

るところの法が遵守されていないという状況については、これは警察当局もほぼ確認しているものというふうに思われています。ただ、それを実行に移っていないという事情について言えば、私どもも何ともその辺については理解ができませんので、いずれにしても一定の調査、捜査は終わっているものだというふうに解釈をしております。したがって、我々からすれば、余り被害が出てからでは遅いので、被害が出ないようにするためには警察を含めて都道府県が、都道府県というか、道がそれぞれの立場で措置をしていただくのが一番いいのだろうなということでもあります。引き続き関係機関に対して事故の起きないような形での対処を申し入れはしていきたいなと思います。

以上であります。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ぜひそのような対応をしていただきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、町の給食宅配事業についてということでもちょっとお伺いをしたいと思います。現在ボランティアの方々、それから日赤の方々含めて、毎週木曜日ですか、弁当を配付していると。個人負担が300円の町負担が200円ということで、食事をつくる段階ではボランティアの人が2人の日赤の人たちが4人と、6人でつくって、現在大体四十四、五食までいっているということなのであります。その辺について、私も調査をいたしましたけれども、ふれあい広場の調理場の中でつくっているわけですが、大体置く場所についても限度があるということもあります。それで、この辺について、ボランティアの人たちが一生懸命やってくれているのはありがたいのですが、町としてこれからボランティアだけに頼っていて、これから相当数の老人が出てくるだろうと思いますので、これらについてこれをどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 給食宅配サービスの今後の考え方ということでございますが、補正予算のときにも数字等につきましては若干お話ししましたが、2月末現在で登録されている方が69名ということで、平成20年度、12月までですと平均、そのうち利用者が42人程度になっております。この業務そのものにつきましては、社会福祉協議会に委託して行って、社会福祉協議会が今委員ご指摘の奉仕団ですとかボランティアの方にお手伝いをいただきながら実施しているという状況でございます。今委員ご指摘のとおり、現在調理を行っているふれあい交流センターの場所等々からしますと、現在のこのサービスが限度に近いということは現実の問題としてあります。それで、本年3月に策定いたします第4期の保健福祉計画、介護保険事業計画の中にもものせてございますが、社会福祉協議会だけの力では今の数字が限度に近いのかなというふうに考えています。そういう面では、地域の力ですとか民間の力を活用しながら今後増大する希望に対処していけるかということは今後検討していくということで計画にものせてありますので、その方向で検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町のほうでも、これは聞くところによりますと、アンケートをとっているというふうに聞いておりますけれども、その辺についてはどうなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回第4期の高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画策定に当たりまして、高齢者の方々からそれぞれアンケートをとったということでございまして、特に給食宅配についてのアンケートをとったということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、これからまだふえるのでないかと予想はされますけれども、だからといって1週間に1回でいいというふうな話を聞いているわけでもないので、この辺のところを、例えば今この地域に配って歩いておられる方、ボランティアの人たちがいるわけですが、例えば虹別、塘路、茶安別、これらについては食堂の方々の協力いただきながら、それとまたボランティアと協力しながら、何とか対応していければというような話もちろほら聞こえているのですけれども、この辺についてはどのような考えを持っておられるのか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 先ほどお話ししましたように、つくるところ、それから配食する地域、そういうことも勘案しながら、今委員ご指摘のように、先ほどお答えいたしましたけれども、配るといふ部分では地域の力を借りていかなければならない部分もございまして、給食をつくるということになりますと、食品衛生法上の問題もありますので、今委員ご指摘の民間の食堂等の利用等々も考えられるということで、それら含めて今後検討していきたいというふう考えております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） これから、先ほどから私何回もふえるというようなことを言っていますけれども、この件についての町民のそういう方々のアンケート、金額が安い、高い別にして、それから1週間に2回でいいのか3回でいいのかというようなことも含めて、町民の要望を聞くような考えは持っていますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年度、先ほど申し上げましたように計画策定のときに高齢者の方々のアンケートを実施して、その中に給食宅配についても意見を聞いているということで認識しておりますので、改めて聞くということは、する考えは今のところございません。ただ、給食宅配サービスにつきましては、社会福祉協議会に委託しているということもございまして、それから民生委員等々のご意見もいただきながら、第4期については進めていきたいというふう考えております。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） ということは、宅配の部分については全然、今のところそれなり

にやっているのだからそれでいいだろうというふうに聞こえてくるのですけれども、これから先についてはもう少し突っ込んだ形の中で年々ふえていくわけですから、この辺について先ほどから何回も私も言っているように、週に1回でいいのか2回でいいのか、もう少しどうなのか、いろんな調査をもう少し強くしたらどうなのか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 計画の原案等でも厚生文教委員会のほうにお示ししております。確かに委員ご指摘のとおり回数や地域の拡大要望等は上がってきているということでは私どもも認識しております。そういう面では、今後の方向といたしましては、ここに書いているとおり、先ほど申し上げましたが、地域等々の関係機関、それから民間の食堂という部分含めて、先ほど申し上げましたように今後回数、それから地域の拡大等々含めて、利用者数を増大させるということで協議をするということで考えております。計画書、原案にも載せてありますけれども、20年の実績では1回当たりの42件というのを、利用実績数も今後ふやしていきたいということもございますし、配食回数についても1,800から計画終了時点の23年度には2,400ということでの増大も考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） そうというような前向きな話であれば、それはそれとしてよろしいのですけれども、ただもう一点、それに宅配を配る人たちが6人ほどおられて、この人たちが週に1回程度、1,000円足らずの金額で配達をさせていただいていると。そしてまた、弁当を持っていく女の人たちが老人の体の状況だとか、いろんな面を聞いてきて報告をする。非常に大事な役割を担っているなど、つくづく私も調べてみてわかったのですけれども、やはりこういうような問題については積極的に進めていただければなというふうに考えております。

それと、宅配に使う車が、見たところ非常に老朽化しているということも考えられます。これでふれあいセンターにある車を2台ほど、その日にだけ借りて宅配をしていると。そして、後ろの座席に板を敷いて、それに乗っけて歩いていると。何か見るところ、非常に間に合わせ的な形にしかとれないので、できれば、例えば軽4のボンゴ車でもいいですから、きちっとした形の中でこれから、たとえボランティアに頼るにしろ何にしろ、きちっとした形の中でこれからそういうことを進めていただければなというふうに思いまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

林君。

○委員（林 博君） （発言席） 私のほうから、病院に関係することを二、三点ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

さきに新聞報道等、総務省のほうから産科、小児科、また僻地病院等に係る件、交付税

が増額されるというような新聞報道がされておりましたけれども、その件について、本町についてはどのような形になるか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

その部分では、不採算病院分については該当となりますけれども、小児科医の部分でいきますと専用病棟が必要になってくるというのがあります。それから、産科の部分でいきますと基準がありまして、特殊な施設といいますか、集中治療等の、そういうものの条件がありまして、本町の病院施設の部分については、その点では該当してこないというふうになってございます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 今回の関係で全くないというわけではないとちょっと聞いているのですけれども、総額どのくらい増額になるか。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えを申し上げたいと思いますが、今委員からご指摘のありました病院設置分に係る地方交付税、普通交付税と特別交付税がございますが、昨年の12月に総務省のほうから概要につきまして公表となっております。それを受けまして、担当であります私どものほうで実は試算をさせていただきました。平成20年度の普通交付税、特別交付税合わせての総計につきましては約1億8,000万円程度。それと、その概要を受けての中身であります。来年度、21年度につきましては、新聞報道もされておりますが、特別交付税におきます不採算医療分の病床割、この単価が現在の68万円から120万円に増額となるということでございまして、これにつきましてはご承知のとおり本町におきましては標茶町立病院が唯一の医療機関であるということでございまして、その中での要件である直近の別の病院まで15キロメートル以上離れている場合120万円となるということでございまして、それがかなり増額のウエートを占めてございまして、対20年度比で6,200万円ほどの増となるということで、これにつきましては22年度まで継続されるのではないかとということで試算をさせていただいております。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） ちょっと期待していたのですけれども、産科、小児科等については該当にならないということでちょっと残念なのですけれども、1つ確認、きのう予算の中でもしかしたら話されたかと思うのですけれども、確認のためにちょっとお伺いしたいのですけれども、今回のこれも入れて、病院費の中で約4億2,500万円、ことし予算づけされておりますけれども、実際その病院が設置されていることによって受ける交付税があると思うのですけれども、その4億2,500万円のうち交付税に値するのはどのくらいで、実際一般会計から出されるのがどのくらいなのかなと、確認のためにお教え願いたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 仮に病院設置分にかかわる地方交付税が病院会計予算のほうに、いわゆる相殺をさせるということとした場合、一般会計からの繰出金、これが今年度でいいますと4億3,000万円台ということで、4億3,000万円程度ということでございますが、そのうちの地方交付税が1億8,000万円ですから、2億5,000万円程度が町の持ち出しということになろうかと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） わかりました。

次に、今住民の健康管理とか病気の早期発見のために住民総合健診が行われているところでございます。年齢の幅を広げまして、多くの町民の方々が受けれるようになっているところかなと思っております。実施に当たりましては、特に国保の方を中心のお話になろうかなというふうに思っておりますけれども、地域で行われております、これから4月からですか、始まりますけれども、その総合健診と、あと地元の町立病院で受ける健診、人間ドック等あるのかなというふうに思っております。先日の病院の会計の中で、収入の中で健診料、診断料といえますか、集団健診、人間ドックの検査料とか……特に人間ドックの検査料が昨年は約800万円以上の予算を見ていたのですけれども、今回減額になっておりますけれども、その主な要因について、まず伺いたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

ドック検査料が前年度より、いわゆる減少しているということでのご指摘でございますが、このドック検査料の647万6,000円の内訳につきましては、国保ドックの健診料、それと特定健診が含まれております。それと、女性であれば、希望される方についてはあわせて子宮がんの検診も含めて行っているということでもございまして、それらの合計が647万6,000円ということでもございますが、予算要求に当たりましての、いわゆる見積もりに当たりまして、前年度、前々年度の決算状況も把握をした上で計上させていただいておりますが、実は人間ドック検査料が前年度の19年度実績の決算額でございますが、420万円程度でございまして、委員ご指摘の、来年度から国保ドック74歳までの引き上げということも勘案しながら、418万円の決算の額において、人数もちょっと増加をさせた見積もりの中で子宮がん、特定健診含めて647万6,000円ということで計上させていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） まず、去年の実績から計算されたということなので、実績を言われるとちょっとつらいかなと思えますけれども、今事務長のほうから話ありましたとおり、また昨日の説明でもありましたとおり、ドックについては5歳、年を上を上げて、多くの方々に受診いただくというような体系もとっておりますし、また改革プランにおいても、人間ドック受診の増とか特定健診受診による増収ということでもうたっておりますので、私はこの辺の数字がもっとふえてくるのかなというふうに思っていたのですけれども、実

績はそれでも努力してこの数字に上げていきたいということなのかなというふうに思っています。ただ、特定健診の場合は、多分私の計算ミスでなければいいのですが、我々の年代であれば多分総合健診で2,500円の自己負担で、病院のほうで人間ドック受けると多分5,000円ということだと思います。もし間違ったら訂正していただきたいと思いますが、若干個人負担の差はあるわけですが、町立病院で受けることによって総合健診で受けられないこともあるだろうし、また町立病院で受けることによっていろんな面も多分あるだろうというふうには思っております。そういった面でもっとPRして利用していただくということも必要ではないかなと。それによって、一つの足がかりとして町立病院を少しでも多くの方に利用していただける体制が整えてくるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺についてちょっともう一回考え方を伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 今委員が申されました部分については、私も病院として、医療機関に勤務しておりますので、住民の命と健康を守るという立場では同じ考えでございます。これまでの経過を申しますと、定例的に開催をしております病院運営委員会並びに国民健康保険運営協議会の中でも国保ドックの関係は議論されておまして、もっとPRをして、住民の皆さんに多くご利用いただくことをしていこうということで確認をされておまして、これまでも広報「しべちゃ」等を活用しながらPRをさせていただいたところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国民健康保険にかかわる部分で私のほうからお答えをしたいと思います。

昨年、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健診という40歳以上の方に受けていただく義務の健診が入りまして、本町では総合住民健診ということで今まで保険者に関係なくやってきて、現場、それから町民の皆さんにもいろいろと受ける上で非常に混乱があったということがありますが、本年度につきましては昨年やった経過を踏まえまして、総合住民健診で特定健診を受けられない方については、どうしても仕事の都合等ございますので、これについては町立病院のほうで受けていただくというように私どもPRさせていただくということでご理解をいただきたいと思っておりますし、それから国保の人間ドックについては従来秋の時期に希望についてご案内を差し上げておりましたけれども、本年につきましては5月ごろをめどに早い時期に国保のドックにつきましてもご案内をさせていただき、病院のほうとの打ち合わせの上で年間通した形で国保加入者の皆さんに国保ドックを数多く受けていただくというふうにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） わかりました。

次に、医師の負担軽減という点でちょっとお伺いしたいというふうに思っております。今回の定例会の冒頭、町長の行政報告の中で外科医の派遣が決まって、21年度も現体制が維持できるようになりましたということで報告を受けております。派遣に当たりまして、町長はご尽力いただいたのだろうというふうに思っておりますので、敬意を表したいというふうに思っております。現状の体制維持ということは、緊急の診療も体制の維持も確立できたのかなというふうに思っておりますけれども、始めに町立病院における緊急外来の数をちょっとお教えいただきたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 私の手元に16年度からの、今年度につきましてはまだ1カ月ほど残っておりますので、実績は出しておりませんが、16年度から19年度の数字ですと約1,200人前後の、いわゆる土日、祝日、それと夜間含めた救急外来、受診患者数の状況でございます。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 相当な数だなというふうにちょっと思った。多分それらが医者、どこでも今全国的に言われているのですけれども、勤務体制といいますか、重荷になっている点かなと思っておりますけれども、本町において医師の軽減ということについて、現段階でどのような考え方、どのような方策等をとろうとしているのか、もし今現在で考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 医師の負担の関係でございますが、委員ご承知のとおり4名の常勤医師につきましては大変厳しい勤務環境下にあるということは事実でございます。先ほど私が申し上げました1,200人程度と申しますのは、救急車による搬入、それと自家用車含めましての、徒歩も含めましての数値でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。本議会で町長のほうから来年度の診療体制につきまして検討しましたということで行政報告もしていただきましたが、その中で昨年の広報「しべちゃ」4月号にも実は救急外来受診における、いわゆる時間外の受診について、緊急の治療を要する方以外につきましては、できるだけ時間内の受診をお願いしたいということで、先生方の負担増大も含めてのこの記事掲載もさせていただいております。また、来月号の広報「しべちゃ」におきましても、来年度の診療体制の決定の記事とあわせまして、再度救急外来の受診に当たってのお願いという形で記事掲載をさせていただいております。

また、特に救急外来におきましての当直業務が先般町立厚岸病院の記事も常勤医師が研修医を除いて4人体制になるということで、4日に1回の当直業務に従事しなければならないということで厳しい状況にあるということも載っておりましたが、標茶におきましても常勤医師4人の中では4日に1回の当直業務。いわゆる通常の時間内の診療業務も行っておりますので、かなりの負担だということで、このことでかなり先生方の来年度に向けての、いわゆる業務の体制という要望もございまして、昨年4月からは、ご承知のとおり

北大第一外科の医局のご理解、ご協力のもと、現在北大第一外科の医局長につきましては過去に町立病院に勤務された医師でございまして、標茶町立病院の実情も十分理解をいただいている中で、昨年4月から肝移植で有名な古川教授初め、第1週を除く第2週から第4週までの週末の当直業務をしていただく医師の派遣をしていただいています。実は、その上で医局のほうには、まだご返事をいただいておりますが、来月から、いわゆる新年度からの当直業務につきまして、年末年始もあわせてでございますが、全週末においての当直業務に従事していただける医師派遣をいただけないでしょうかということですので要請してございます。先生方の要望もそういうことで強いわけございまして、少しでも先生方の負担を軽減するために、そのような改善の努力も今後してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） 一種の大変厳しい状況にあるということで、少しでも軽減してやればいいなと思っているのですけれども、今回3月の広報「しべちゃ」、小児科といたしますか、子供相談窓口みたいな電話の開設といたしますか、しますよというのが広報に載っていたのですけれども、一つの手法ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、せっかくこういういいものがあるのであれば、もう少し広く周知させる方法をもうちょっとやるべきではないかなと。大したことではないかもしれませんが、例えばこれだけ載せてもわからないので、シールみたいのをつくって電話の縁に飾ってあげるだとか、特に一番心配なのは、やっぱり子供たちを持ったお子さん、お母さん方かなというふうに思っておりますけれども、こういう状況になったときはこういうふうにするばいいのですよとかというマニュアル小冊子みたいな形をつくって配付するとかという方法もあるのではないかなというふうに思っているのです。だから、そういった病院内の体制も当然そうですけれども、住民サイドの協力体制をとってもらうためのこちらからの提言をしながら軽減をしていくという方法もあるのではないかと思いますけれども、そういった方法についてはどのように考えますか。

○委員長（平川昌昭君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） いろいろご心配していただきまして、本当にありがたいことだなと思っておりますが、小児の救急含めて対応、マニュアルの作成等ということでもご指摘ございましたが、週に1度、旭川医大から小児科医に来ていただいておりますし、今ご指摘のありました点について看護師長も含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 林君。

○委員（林 博君） そういったことだけにはとどまらず、例えば各1歳、2歳健診とかと、いろいろとあると思っておりますけれども、そういったときにも少しずつ提供、いろんな情報提供しながら、お母さん方が安心できるような体系づくりをとっていただきたいなと思っております。詳しく知っている人に助言いただくと結構安心するものではないかなと

いうふうに思っておりますので、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

実は、これちょっとよその病院の話なのですけれども、新聞に載っていたのですけれども、内地のほうの山口のほうの話なのですけれども、人口が9万人ということで、我々の標茶町には即そのまま対応にはならないというふうに思っておりますけれども、小児科の話ばかりで申しわけありませんけれども、小児科の派遣が厳しい状況になって、大学のほうからもう派遣できないというような話があったと。そんな中で、地域と病院と、また標茶の場合はこしありませんけれども、その中の病院で連携をとりながら時間外等の勤務体制について連携をとり合ってやっていったと。そしてあと、当然住民にも理解をしていただかなければならないので、大変こういう言い方はどうなのかなと思いますけれども、世間で言われていますので、いいかなと思うのですけれども、俗に言うコンビニ受診というのが大変医師の負担になっているということで、そういったものをなるべくしないような方向で住民にも理解してもらおうと。そういった取り組みが評価されて、大学のほうも喜んで継続して派遣していきたいと。地域でそういう取り組みしているのであれば派遣していきたいというようなことが新聞に載っておりました。そういったことも一つの、これからの医師確保のことにつながってくるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後ともそういった面、住民の理解を得ながらやっていただければありがたいなと思っております。

最後に、これからの標茶町立病院のあり方といいますか、運営方法、金銭的な面も含めまして町長のこれからの町立病院の運営について所見を伺って私の質問を終わらせたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員のご指摘の部分については、非常に重要な問題だと思っております。私もこの間、何回かお答えをしておりますけれども、今一番緊急に解決をしなければいけないのは、いわゆる医療現場の労働状況をどう改善していくかだと思っております。そのためには、一番の近道というのは、これはもう言うまでもなく医師の確保であります。ところが、現実問題としては、それが非常に難しいということでありまして、先ほど事務長からもお答えをいたしましたように、現在4人の常勤の医者負担軽減を図るために何とか週末の当直業務だけでもお願いできないかということで、昨年からも少しその辺については前進をしておりますし、また引き続き要請をしております。その部分と、それから今委員がご指摘になりました住民サイドの問題としての考え方というのはあろうかと思っておりますし、やはり一番大事なのは住民の皆様方の不安をどうやって解消していくのかということでありまして、その一つの手法として、いわゆる若いお母さんとお父さんの不安をどうやって取り除くかということになると、いきなり救急車ではなく、その前の相談体制が有効であるというのは、これは例えば内地府県の例もありますし、札幌市の産科の問題等々あったときに非常に有効であると、そのように私も考えております。いずれにいたしましても、その町

立病院が住民から信頼される地域、唯一の病院として任務を果たしていくためには、お互いの信頼関係、それをやはり住民もご理解をいただきたいと思ひますし、病院は病院としてやはり住民の皆さんの不安を取り除くための努力をしていく、お互いが努力をしていくことが大事だと思ひております。いずれにいたしましても、今後も医師の確保というものについては最大限の努力を続けてまいりたいというぐあいに考へておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○委員（林 博君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

館田君。

○委員（館田賢治君） （発言席） 住宅の建設、公住の建設に当たって聞いておきたいと思うのですが、10月の1日から住宅の瑕疵担保の履行法が施行されますね。その段階で、いわゆる建物に対する保険を掛けるというのですか、これらが一般の経費に積み上げをされるのだと思うのですが、当町においてはもう既に始まる公住の建設だとかいろいろありますけれども、などなどについてのこの瑕疵担保履行法の保険料の加算分の考へ方はどのようなになっているのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 住宅の瑕疵担保にお答えいたします。

今私どものほうで把握している状況につきましては、公共性のものについてもこの保険が適用されるという理解でございまして、これらにつきましてはの経費につきましては、設計の中の経費の中で織り込んでいくということで指導を受けていると情報を受けております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この保険料のパーセンテージはもう既に決まってきたのでしょうか。

それと、例えばうちの公住を対象とする場合、分離発注などが出てくるわけですが、そのときにこの瑕疵担保の関係についてはどのような考へ方に立つことになるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） パーセントにつきましては、現在資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

分離発注のことにつきましては、詳細につきまして今調査させていただきます。恐らくは、本体工事のほうにかかってくるものと思われまますが、確認させていただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） あわせて、例えば建具だとか畳だとか、そういう場合出てきますよね。これらもあわせて考へ方をお聞きしておきたいなど。

質問を変えます。住民課のほうにお聞きをしたいと思ひますけれども、今回妊婦健診

の関係でございますけれども、5回が14回まで無料だという考え方で、これはいつから…  
…4月1日になるのか。それと、大体対象というか、うちの場合どのぐらいの人数になる  
のかお聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 妊婦健診の回数の、5回から14回までの回数のふやす部分に  
つきましては、4月1日からふやすということで現在考えておりますし、妊娠期間がござ  
いますので、4月1日現在妊婦である方、それぞれ月数が違いますけれども、基本的には  
4月1日現在で妊婦の方につきましては、各週によって受診回数が違いますけれども、本  
人の不利益にならないように4月1日現在の妊婦に対しては残りのその月数に応じた形で  
の助成を4月1日からするというように考えております。

それから、受診者数の予想でございますが、平成15年から17年までは70人台の、いわゆ  
る受診者数、妊婦といえますか、母子手帳を発行した人数ですけれども、18年の81人を除  
きまして、平成19年には46人と急減しています。本年、平成20年につきましては58人とい  
うことになっていますので、大体年間、今までの推移を見ますと60ないしは65人程度、期  
待も含めてですけれども、その程度の人数ということで考えております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それと、あわせて第2子の子供のことについてもお聞きしておき  
たいのですが、3歳から5歳までの3万6,000円ですか、いわゆる子育ての応援をするとい  
うことで支給することになるわけですけれども、これも今の妊婦健診のほうと同じくいつ  
ころから、これも4月1日なのか、そして人数的にはどんなものでしょう、どのくらい対  
象者が出てくるようになりますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 子育て応援特別手当の支給につきましては、定額給付金と同  
じく時期、それから案内も含めて給付をしていきたいというふうに考えております。です  
から、今現在事務作業をやっている最中でございます。

それから、対象になる人数でございますが、2月1日現在の住民基本台帳に登録されて  
いるということが原則になりますので、現在のところ117名程度ということで押さえており  
ます。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 給付の関係、事務の手續等の関係がありましたので、関  
連ありますので、お答えいたしますけれども、案内等につきましては本日発送となっております。  
そして、受け付けにつきましては3月18日からということでありまして、これは  
定額給付の部分でも含めてになりますので、早ければ3月30日に給付できるものはしたい  
と思っておりますが、非常に金融機関との口座の確認等々がありますので、そういう部分  
で結構時間がかかるかもしれません。本格的に3月30日にできる分は給付いたします。そ  
して、4月6日以降に月2回程度で給付をしていくような形で事務を進めているところで

ございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 何か住民課長のところばかり行って悪いなと思うのですが、これ最後になりますけれども、出産時の一時金、1月から3万円ふえて今38万円ですか。それから、10月からふえて、4万円ふえることになって42万円になりますね。これに合わせて、いわゆる施設分娩の関係出てきますね。これ国保が1万2,000円ぐらい払っているのです。社保は6,000円。この関係の整合性はどうなりますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 前段の出産一時金の4万円の増額につきましては、現在厚生労働省で健康保険法、それから国民健康保険にかかわる部分の4万円増額についてのパブリックコメントをとっている最中でございますので、適当な時期にほぼ4万円を増額するということにはなってくるというふうに私ども押さえております。それに合わせまして、後段でありました施設分娩につきましては、現在健康保険並びに国民健康保険のほうでも38万円限度ということで同額になっております。そういう面では、ご指摘いただいた点については国保並びに健康保険が4万円増額になった時点で整理をさせていただきたいというふうに考えておりますし、一部まだ具体的に私どものほうに通知等は来ていませんけれども、今回の増額になる出産一時金につきましては直接医療機関に支払う形になるというような報道もございます。そういう面では、そういう施設分娩の差の問題含めて10月のときに整理をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 整理をするということで理解をしたいと思います。

それから、農林課のほうにちょっとお聞きをしたいのですが、ピルカの関係なのですが、まだ委託先が決まっていないというふうに私は理解しているのですが、委託先はまだ決まっていないという考え方でいいのでしょうか。ただ、ほぼ委託先が決まったよということなのか。それと、この三千百何ぼの委託料、今までと同じような考え方で契約していくという関係の中で、3,100万円の委託料というのはどういう根拠でこの数字が出たのか、それもあわせてお願いをしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、委託先の関係なのですが、先ほど申し上げたのはまだ契約をしていないということで決定しておりませんということでありまして。現在公募型の入札に準じた形で、この先随意契約に入る対象である業者の選定を終わっているということでありまして、この先何もなければ、よっぽどのがなければ、そこと契約をするということであるので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、契約の内容、委託料の金額の根拠なのですが、きのう款項のところ

ご質疑受けておりますけれども、基本的にはこれまでの契約の考え方については変わっておりません。それで、18年、19年の実績、そして現在選定した相手先の経営計画に基づいて客数を算定しまして売り上げを設定して、またあわせてかかる経費についてもその客数をもとに算定をしまして、委託料から控除するものは控除する、加算するものは加算するという作業をした上で出てきたのが今回予算計上しております3,190万円ほどの金額でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 委託料の関係で、この前の年は2,500万円ぐらいの予算、それからその前は2,000万円なのです。それで、今回3,000万円、3,180万円は特定財源の何かその他の収入で見えておりますけれども、金額多少違っていいのですけれども、いわゆる3,180万円の使用料収入を見たという、この3,180万円というのはどんなような根拠で、今まで3,000万円の数字が出ていないものだから聞いているのです。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、21年度の使用料収入、委託料については、今までと比べると確かに多いというのは事実でございます。これは、先ほど申し上げたとおり、18、19の実績、それから相手方の計画書に基づいて算定してございます。年度途中で不足が来することがないように、それから現実的な部分だけではなくて、期待値も含めて算定してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） しつこいようだけれども、余りしつこく聞きたくないのだけれども、その3,180万円がいいよと、わかったよというのは、今までの契約よりも多い考え方の、そういう何かがあったと思うのです。売り上げが上がるという何かがあったと思うから、そういう算出したと思うのですけれども、答えといえば、私のほうからいえば、それ相当のノウハウのある人がやられるのだろうかから、こういう数字も積み重ねてきたのかなと、こんなふうに思っていたのですけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりというふうに考えております。18、19の実績と、それから相手方の計画というのは、先ほどのご質疑でも答弁申し上げましたけれども、この間標茶の中でホテルレストラン業を営んでいると。その中で培ってきているネームバリューがあるから何とかやれるのではないかという計画になっておまして、当方としてはその部分にも期待をして今回の金額を出しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これ町長にちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、将来まだわからないかもわからないけれども、この種の施設というのは将来的には指定管理

者制度か何かののつとることがいいのかなとは思いますが、その辺含めて将来的にはどんなふうを考えておりますか。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

将来的にといいますか、この間基本的な考え方として皆さんのいろいろな思いを実現する形である施設をつくったわけでございますので、その施設をいかに有効に活用していただくかということ町民皆さんで知恵を出し合って進めてまいりたいというふうに考えておまして、当然指定管理者制度というのをそのうちの選択肢の一つだというぐあいに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 先ほどの関係でお答え申し上げます。

保険の分につきましては、一般管理のほうに上乗せすることになるのですけれども、北海道のほうからの数字が公表されていかどうかという確認がとれていませんので、私どものほうで考えている、およそ間違いでないだろうと思っているのですけれども、0.3%弱ぐらいのパーセントで一般管理費に上乗せされる形になるかと思っております。分離発注された部分なのですけれども、うちの部分でいいますと本体、それから機械、電気を今別発注、例年どおりに考えておまして、これらにつきましてはそれぞれ一般管理費に0.3%弱が上乗せされるというふうに考えられます。なお、建具等が分離される場合、うちの工場の場合には今その状態にはならないかと想定しておりますが、建具等が分離された場合につきましては、これらについてはそちらのほうに上乗せされない。本体のほうに上乗せされて、そちらのほうで保険が掛けられるという形になるかと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） これは、標茶町の場合はどの建物から入る予定でいるのでしょうか。道のほうのお話ちらっと聞くと、もう既に道のほうは、法律は10月1日だけれども、既にこれからの対応に、この制度にのっていつているようなのですが、標茶町はどういうふうに考えているか、それをお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 私の認識といたしましては、先ほど委員おっしゃられましたように、10月1日以降の引き渡し以降、工期等が延長されても、9月いっぱい工期であっても引き渡しそのものが延びた場合には適用になるということでございますので、今のところ標準工期がそのあたりに、ぎりぎりのところにいるものについては、もう既に設計の中には織り込まざるを得ないのかなと。または、状況が変化した場合には、設計変更等が可能であれば設計変更の処理をして上乗せ、または外すというような、設計変更取り扱いになることも考えられます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） できるだけ、この制度にのれるものであればのっていただきたい

と、こう思います。

それでは次に、また農林課長のところに行ってしまうのだけれども、緊急雇用対策事業の672人区、支払いは1万円ですと。そうすると、672万円になるわけですが、昨年森林組合と随契をされている金額は1,182万1,950円が随契になっております。事業まだ終わらないからわかりませんが、組合さんのほうも恐らく考え方は私どもと同じかなと思うところあるのですが、そうすると500万円からの、直接の場合、引くと500万円ぐらいが差額出てくるわけですが、これが経費ということになると、これを割り返してみたら何%ぐらいになるのですか。結構な経費になるのですが、これでは少し利益率が高いのでないのかなと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのかお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まだ工期を残しておりまして、正確な数字は申し上げられないのですけれども、ご指摘のとおり人件費については大体想像がつく部分であります。

それで、利益率と申しますか、が高いのではないかというご指摘なのですけれども、人件費以外にかかるのは労災保険料ですとか、それから現地に向かう車両の手配、それから女性の雇用もありましたので、トイレの手配等があります。それから、さらに今年度においては、ご案内のとおり降雪等が相当ありましたので、現場に行くための作業路の確保等に相当な経費がかかっているというふうに考えております。内容については、工期終了が近づいてまいりましたら、詳細な部分確認してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長が今お答えになったとおりで結構だと思います。

ただ、今の段階で見てみたら、ちょうどいいところで終わるのだろうけれども、車だとか労災保険だとか、いろんなものをやっていったらいいところで終わるのかもわからないけれども、今のきのうまでの人工数で逆をすると70%以上の経費率になるのかなと思うものですから、ちょっと質問してみたと。ただ、これが後の精算の段階でどういう形になるのか。また、機会があればお聞きをしたいなと思っております。

次に、もう一つだけ農林課長のほうの担当で、畜産担い手事業の標茶西部地区についてお伺いしておきたいと思っております。まず1つは、この事業参加戸数、どのような参加戸数になっているのかお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

標茶西部地区の事業参加戸数につきましては、個人が59戸、法人が2つ、利用組合1つで合計62となっております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 今法人というのは、今現在既にもうあるという解釈でいいのですよね。それで、西標茶地区といいますとどの範囲になるのでしょうか。391挟んで、いわゆ

る厚生、栄、磯分内の小林部落、あちらのほうを指しているのでしょうか、西標茶という  
と。その辺どうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 標茶西部地区の範囲についてお答えしたいと思いますけれど  
も、まず磯分内、そして久著呂、御卒別、沼幌と、それからそれにつながる磯分内、それ  
から標茶周辺地区ということで、委員のご指摘のとおり厚生も入りますし、磯分内小林あ  
たりも該当してくると思います。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それで、事業量なのですが、21年から24年までの事業ということ  
ですから、全体事業量が、いわゆる草地であれば基本施設だとか、農業者の施設であれば  
農業の施設ですか、そういうふうに分かれると思いますけれども、事業量的には21年から2  
4年までボリュームとしてはどのくらいの事業費になるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

全体の、まず事業料なのですが、草地造成が32.7ヘクタールあります。それから、  
草地整備改良が705.2ヘクタールです。それから、家畜保護施設、搾乳舎のことなのですが  
けれども、こちらは3棟ございます。それから、排せつ物処理施設としてスラリーストアが  
1基、農機具が2台ございます。事業量については以上でございます。

（「事業費」の声あり）

○農林課長（牛崎康人君） 全体のですか。

事業費につきましては、基本施設ということで草地造成、草地整備に関係する部分で申  
し上げますと4億1,223万6,000円になってございます。それから、家畜保護施設、機械を  
合わせますと3億9,123万7,000円で、事業費合計については7億8,772万円となってござい  
ます。なお、これに公社の附帯事務費等、あとそれと建設利息が加算された金額が総合計  
ということになっておりますが、事業費という部分では今申し上げたとおりです。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） この予算書にある債務負担行為、これ22年から24年までですよね。  
そうしますと、債務負担行為の分の事業費が幾らになるのでしょうか。これを抜いたもの  
がことしの単年度事業ということですか。ことしの債務負担行為のやつは、3億2,000万円  
の中の事業量というのは何ぼになるのでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 債務負担行為の額と、それから今年度予算のかかわりについ  
ては委員ご指摘のとおりでございます。債務負担については22年度以降の部分で計算を  
しております。それで、債務負担にかかわる事業量、事業費の関係についてなのですが、  
平成22年から24年までの間の部分で申し上げますと、草地造成については17.5ヘク  
タールで3,085万3,000円になっています。それから、草地整備改良については454.4ヘク

ールで、2億246万2,000円になってございます。それから、家畜保護施設については3棟で2億7,903万3,000円。それから、排せつ物処理施設につきましては3,337万7,000円、農機具については2台で7,115万5,000円というふうになってございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 農林課最後の質問に、今お話しされた、計画立てた時点で牛の頭数を押さえたと思うのですけれども、この事業完了年度で牛の頭数よりも生産高でもいいのですけれども、押さえていたら、事業目標が完了した時点で乳量なり生産額がどの程度のアップになるのか、そういう計画はありますか。ないのならいいぞ。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

この数値、これまでも資料提供の部分でいろいろやりとりをさせてもらっているのですが、現段階でまた素案ということで、最終的に印刷されたものではございませんので、今わかり得る数値ということでお答え申し上げます。

それで、標茶西部地区の牛の頭数、現況は61戸で7,802頭というふうになっております。それが目標年では同じく61戸で9,548頭というふうに見込んでおります。また、それにかかわる生乳生産量につきましては、現況3万1,437トンが3万6,833.4トンになるという、そういう計画で事業が形づくられております。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 非常にこうやって生産がこの事業で上がっていただければ本当にすばらしい事業だなと、このように思いますので、ひとつ事業の応援を町挙げてさらにまたしていただきたいものだと、こう思います。

それから、今回の議会にいただきました資料、委託料の中を、これ全部私見ていないのですが、たまたま委託料の関係で見せてもらって、すべて見ていなかったのですが、たまたま受託者名のところが、いわゆる標茶地区連合とあるのです。どこの仕事しているのかなと。管内の清掃等、標茶町の勤労者会館管理委託と出ている。この地区連合というのは一体何なのですか。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

標茶地区連合の部分との委託契約でございますが、勤労者会館の中で事務所を構えてございます。その部分で、今管理人につきましては不在でございますので、朝、夜の施錠、それと清掃、そういう部分をあわせて、あそこで勤務しておられます事務職員の方にその施錠なり勤労者会館を使うときの準備、それと終了時の点検、その他をお願いをしている部分でございまして、その方に支払われる委託料ということで従前から、その当時は地区労という組織の中で行っておりましたが、それが現在まで委託契約が続いているということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（舘田賢治君） たまたまこの名前が出てきたから、本当に何なのかなと言って、ここに来て聞くちょっと前にその話は聞いたのですけれども、いわゆるこの契約146万4,000円、これ予算の金額と同じなのだよ。出ている予算と、この随契しているお金が同じなのです。だから、何らここで何かの競争があったわけでもなければ何でもなくて、予算書に出ている数字そのまま契約になっているのです。また、こうなると、今こういう時代ですから、これまたちょっと注意もしなければいけないと思うのと、地区連合ということになると、地区労関係ですよということになると、そこしか委託できないのかどうか。それとも、例えば富士町の町内会にお願いするか、どこかにお願いするかということにはならないのかどうか、あわせてお聞きをしたいなど。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 今ご指摘のありました金額につきましては、一月にかかります、今私ども商工観光課で担当しております最低賃金に基づきます、最低賃金を勤務、勤務といいますか、委託する時間帯に合わせた最低金額を契約単価としてございますので、その部分についてはご理解をいただきたいと思います。

また、契約先の関係でございますが、町内会等の部分でも契約、基本的には可能かと思いますが、今おられる方につきましては、地区連合のほうで携帯電話等、その他も所持させていただいているようですし、緊急の場合にもその部分の処理をしていただけるということで、基本的に組織としての対応をお願いしているということでございますので、どなたかが何かの事故で不測の事態については、その組織が対応してくれるということで、今までのとおり有効な管理をさせていただいているということでございますので、当面地区連合との契約を実行していきたいと考えてございます。

○委員長（平川昌昭君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） ただ、私のほうで気にとまっているのは、いわゆる地区労だとか地区連合だとか連合だとかという政治色もいろいろあるものだから、そういう段階の中でなっていくと誤解も、いい意味で、今課長の言った意味では理解できるのです。けれども、そういう話を聞くとそういう誤解も生まれてくるので、内部でよく話し合ってもらって、町民から誤解の受けのないような方法を選べるのなら選んだほうがいいと、そういう思いで質問をさせてもらったのです。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

契約についての疑義を持たれるのではないかというご心配をいただきましたことにつきましては、感謝を申し上げたいと思います。経過等については、課長のほうから説明ありましたけれども、実は連合標茶地区という組織につきましては、これは課長のほうからも説明ありましたように、地区労働協議会という形で、長い間この勤労者会館が労働会館と呼ばれる時代からそれぞれ標茶の勤労者福祉の向上のためにその施設等々を使いながら活躍をされてきたということとあわせて、勤労者会館に変わった時点でも、それぞれその

管理について、たしかそれぞれの方々に一応当たった結果、現在の地区労のほうしかなかったということで、では引き続きという形の経過があらうかと思います。そういう経過があつての話でありますから、ある日突然、それでは入札にということにもならないのではないのかなという思いもあります。そういうことを前提に、連合のほうとしては何らかの体制整備をしているかもしれませんから、そういったことも含めて損害の与えないような形で、あるいは町内会のほうとの協議も含めて、その辺については検討したいなと思えますけれども、過去の経過があることだけはぜひご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） その辺は、今副町長の言われたとおり、本当に理解をしていないわけではなく、していた上での話をして、今副町長言ったようにそのような方向で検討していただければいいなと思えます。

やすらぎ園の関係でお聞きをしておきたいと思えますが、私も概算で数字を出しているのですけれども、19年は、いわゆる交流センターから含めてやすらぎ園の関係、通所、短期、それから居宅も含めて、19年度の決算のときに総括でもお話ししておけば決算もわかりやすかったかなと思うのですが、あの時点で19年の決算では、これが全体で1,900万円ぐらいの赤なのです。ところが、20年に入りますと、大体今交流から通所全部入れまして、施設まで入れまして、大体7,000万円ぐらいになってきています。そして、今年度の、21年度の段階では8,000万円超える。これは、このままいけば、それは一般会計からどんどん入れていけば済む話なのですけれども、こういう経過をたどってきているものですから、担当の園長さんとしては当然この辺の推移というものはつかんでいるという前提で、この辺をどうとらえているのかお聞きをしておきたいなと、このように思えます。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

私どもの施設の経営方針としては、利用者の皆様に生き生きとした潤いのある日常生活をしていただけるよう、質の高いサービス提供を目指しているところでございます。そのためには、その背景には利用者の尊厳を守る、そして利用者本位のサービスを提供していくというのが前提になっております。そういったサービス提供に当たっては、専門的な知識や技術を持った職員が必要だというふうに思っています。そうした職員を抱える中でさきの理念を目的を達成をしていきたいと考えて、日々努力をさせていただいております。そういった状況の中にあつて、先ほど経営的にはそれぞれありますが、例えば全体でいうと3施設、私が管轄をさせてもらっている通所サービスと短期入所サービス、そしてやすらぎ園と、この3施設だけちょっと申し上げますけれども、平成18年度以降、これは介護報酬、単価が引き下がったということが大きな背景だというふうに私は踏んでおりますけれども、18年度以降赤字経営が続いて、今年度の予算においても前年度から見ると約3施設で1,100万円ほどの収支バランスが悪いというような状況に至っているような状況です。この辺については、今までもできるだけ経費についてはコストを下げていくというような

ことで配慮をしてきております。光熱水費等々、そしてまた食材費の問題についても、できるだけ安くというような形でご協力をいただいて仕入れをしているなど、そういった部分で経費のコストについてもそれぞれ努力をしてきておりますが、これに満足してはおりませんので、今後ともコスト面の削減に向けては、これからもいろいろと努力をしていかなければならないなというふうに思っているところであります。

ただ、この背景に、ちょっと言いわけになってしまうかも知れませんが、やすらぎ園、通所者の部分については、短期入所については黒字経営がずっと続いているのですが、通所介護サービスとやすらぎ園に関しては赤字がどんどん伸びているというような背景には、例えば通所サービスでいうと定員1日25名、平成20年12月現在の数字で申し上げますと、定員25名に対して利用率が20名を下回るような状況に至っています。そういった意味でいうと、歳入面でちょっと当初の計画より下回っているというような状況もあります。また、やすらぎ園に関しても、平成20年度当初予算では収入の見込みとして入園者100名に対して、入院された場合については介護報酬が入ってきません。ですので、20年度予算では95%のベッドの稼働率というふうに見込んでいました。それと、ことしの21年度の当初予算では、これを稼働率92%、これは実績に基づいた数字を一応はじかさせてもらっておりますが、そういった意味でいうと3%、この収入面でいうと落ちるというようなものもあって、コストはちょっと、人件費がちょっと、平均年齢が上がっていくに従いまして、どうして人件費が上がっています。歳入面ではそういったことで、入院者がちょっとふえてきているというような状況で、歳入面がちょっと落ち込むというような状況の中では、先ほどのご指摘のような赤字経営というふうになっております。

このようなことを踏まえながらも、コストの軽減については図っていくというような考え方をこれからも努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 園長のところの通所、デイとショート、それから施設の関係は園長言われたとおりだと思います。しかし、通所、デイについては、ことしあたりは3,000万円から赤になる。これは、非常に大きいな。この辺も少し議論したいところですけども、また時期を見て、短期はまた利益を出している。それから、施設のほうは、これも5,000万円からマイナス出てきている。この辺は議論の要るところですが、園長行って、まさに努力をしている最中ですから、結論めいたようなことは私もお話ししたくないけれども、やっぱり経営的な努力については私どもも頑張っているのを買っておりますから、ひとつ住民に余り負担のかからないように園の運営をお願いしておきたいと、このように思います。

最後の質問になるわけですけども、商工観光課長……

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） ただいま老人介護施設等の経営状況についてのご指摘がありました。ご指摘いただいた数字については、そのとおりだというふうに理解しております。ただ、園長のほうから特に説明をしておりませんでしたけれども、実は介護保険制度がス

スタートした年は黒字であったわけでありませぬ。その後、ご案内のように介護報酬が改定されまして、一気に赤字に入っていくという。実は、1年目で黒字にした数字を介護報酬改定された後に黒字で残っていたものですから、それを2年次目に入れるという形でしのできたのですけれども、結果としては、これは私どもの施設でなくて、全国民間施設含めて大変な窮状になっているのはご案内のとおりであります。園長のほうも当然経営としては好ましいことではないので、いろんな面での改善努力を今しようとしておりますけれども、私どもも湧水のごとく一般会計から繰り入れを続けるということにはそう簡単な話ではないわけでありませぬから、何とか二面性を持っていきたいなと思っております。

1つは、介護報酬の改定をやっぱり叫んでいかなければならないということが1つだと思ひます。

もう一つは、いわゆる利用状況等々緩和した上で一般会計が最低限負担しなければならぬ。先ほどもちょっと説明ありましたように、入院している方の分、ベッドが実はあいているのですけれども、入れるわけにもいかないと。そこでその分の収入が落ちてしまう。そのたびに職員をカットするわけにもいかないと。この事情がありますから、そういった不都合な部分については一般会計からの繰り入れは当然考えていかなければならないということと、もう一つは公共の施設ですから、働いている人たちについての労働基準法的なことも考慮しなければなりません。無理に、例えば泊まりの人数を、職員を減らすとかということもできませんから、その辺も含めて通常の場合よりも多少人員の配置がしなければならぬ部分については、これはちょっと経営努力を超えるものもあるものですから、その辺も含めて一般会計から多少繰り入れをしなければならぬ。

もう一つは、先ほど園長言いましたように施設内でのいろんな面でのコスト削減をしていく。私も園長にはかなり厳しいこと言うのですけれども、園長、当初の答弁にあるのですが、利用者さんのことを一番考えていかなければならないということで、実は食事の材料費もそうなのですけれども、非常に値段的には、コストを下げるという意味では町外から、そういった専門のところから仕入れればよろしいのですけれども、それでは地元のものなかなかとれないということで、非常に高めになっているのですけれども、材料も町内から全部調達するという努力を続けています。この辺のことも含めて、努力を一応3本柱でなければならぬなというふうを考えておりますので、今後この努力成果がどこまで出るかというのはあるかもしれませぬけれども、3本に分けて努力してまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） それでは、商工観光課長に、私も仕事上特にかかわってきたということは、社会福祉協議会の事務局長を商工観光課長がされたときから直接かかわってきたわけでありませぬが、何か今後こういうようなチャンスがないわけでありませぬから、最後に佐藤商工観光課長にお聞きをしておきたいなと思うのですが、課長は自治体の職員として、私も見ていると腰が本当に軽いというか、すぐ仕事をやってくれる。そういう意味で

は、非常に佐藤課長に合ったポストだったのかなと思うぐらいお似合いのポストだったなと思います。

そこで、商工と観光と労働と水産というものを担当してきたわけですが、商工についてはGOGOチャレンジだとか、それからまた中小企業の利子補給の関係の創設だとか、いろいろと佐藤さんには実績を上げていただきました。また、観光面については、いろんなイベント、セールの関係から、それから広域的な観光においてもいろんな心配を佐藤さんにはしていただいたと。その辺は、私どももしっかりと見ておりますから理解をしているところでございますが、ましてまた観光開発公社、私ちょっと書類ひっくり返してみたら、平成14年の決算から常務でもって入っていたのかなというふうに見て、14年からですから、あのころの決算書見たら、いわゆる3,800万円から約4,000万円近いお金がマイナスだと。それを今非常に経営のいいところまで持ってきていただいたと。それから、労働対策についても、冬期の雇用対策、これなど本当にご苦勞をかけたな。水産についても、塘路のホイヘルペスの関係、思い出すところでありましてけれども、これらを総合して、最後に課長に今後私どもの標茶が、例えば商工に対しては現状さらなる発展するには何が必要なのか自分なりの考え方があったら、水産についても結構です。思いがありましたら、佐藤さんのお考えをお聞きしておきたいなと、このように思います。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） ただいま館田委員のほうから本当に身に余るような言葉をいただきまして、感激しております。貴重なお時間を与えていただきましたことに厚くお礼申し上げます。

思えば昭和42年4月に、本当に統一地方選挙の真っ最中に役場職員となり、以来42年、長い月日が経過いたしました。高島町長から現在の池田町長まで6代の町長のもとで地方自治の一端を担わせていただきました。日本の最も華々しい高度成長期の突入から日本列島改造論の土地ブーム、その時期におきましては税務課に勤務しておりましたが、その後のオイルショック、それから総務係におきます釧路沖地震、東方沖地震など、大変な時代や厳しい状況の中におきまして、本町は力強く歩んでまいりました。このことは、町民各位の努力はもとより、本議会と行政が現状課題の共通認識とその解決へ向かうための情報の共有が本当に活発な論議を生み、すべての町民が本当に住んでよかったと言える標茶町を現在も構築しつつあるのだと考えております。職員として十数回の事務分掌の異動の中でよき先輩、よき同僚に恵まれ、微力ながらですが、与えられた任務に携われたことに感謝しております。

私ごとにはなりますが、国鉄職員の父に伴い転校が多くて、特に中学校は学年ごとに学校が違う状況でありました。中学3年生になる3月に釧網線に新得から釧路駅で乗りかえたときでございますが、多分左側に座ったのだと思います。釧路駅を出てからほとんど人家がなくて、荒涼とした雪原が続くばかりのところを約1時間、SLに引かれながら標茶の駅に着いた記憶がございます。本当に町の名前を一度も聞いたことのないところへおや

じに連れてこられたと。大変不安だったことを思い出しております。しかしながら、当時私を涙目にしたその荒涼とした雪原も、委員、今ご発言がありましたように日本で28番目であります釧路湿原国立公園に指定され、多くの人々が水と緑と自然の豊かさの中で野生の動植物との出会いに心等をいやしに求めて訪れています。

町職員としてこの終盤をこのフィールドを中心とした観光行政に携わる中で多くの出会いと感動をいただいたこと、また議会の皆様から商業、雇用、観光、労働、温かいご指導をいただきありがとうございましたことに心から感謝申し上げます。さらには、指導いただきました諸先輩、またここに議場にお並びの同僚、また他の同僚の皆様にもこの場をかりまして厚くお礼を申し上げます。本議会におきましては、今後も活発な議論の中から、なお一層町民本位の制度、政策が生み出されるものと確信しております。

終わりになりますが、何にも増して人間健康が第一でございます。皆様におかれましては、今後もお体ご自愛されますようお願いいたします。貴重な時間をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

最後になりますが、一言、私はこの標茶町が大好きであります。

○委員長（平川昌昭君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 課長には、大変ありがとうございました。

私ども万感込めて、今まで課長が標茶町に尽くしていただきましたこと、本当に心からお礼を申し上げる次第であります。そして、本当に今までありがとう、これを言って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 先ほどは、感動的な質問と答弁でやりづらいのですが、私8番目の今日は質問で、できるだけ目の覚めるような質問をしたいなと思っているのですが、よろしく願いいたします。

始めに、保育問題について3点質問します、全部で。始めに、保育問題なのですが、家庭的保育事業ですね、いわゆる保育ママについて伺います。これは、昨年11月でしたか、児童福祉法が改正されまして、一昨年に比べたらびっくりするほどその条件が変わりました。それで、内容的に言えば、都会の非常に人口が密集したところで、ともすれば保育所がなくて、それにあふれてどうしようもないということを解消するという。その反対に、非常に過疎地で人数が少なくなって、保育の機会が危ないぞというようなところと、この

2つに焦点をどうも合わせているようであります。今回みたいに保育ママを法律に位置づけるとするのは、今日的必要性からして非常に僕は意味があるのでないかなというふうに思っています。ただ、11月の国会の中で舛添大臣も言っていましたけれども、だからといって保育が、やっぱり集団的な保育に意味があって、そのよさというのは失いたくないというような答弁をしていましたけれども、そういう意味では集団保育であるのは変わらないという答弁でしたが、これはこれで大事にしていきながら、このいわゆる保育ママについて、町の今後の方向性ということで幾つか伺いたいというふうに思います。

昨年の11月の、いわゆる児童福祉法の改正の第24条では、児童の数の減少とやむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業、いわゆる保育ママによる保育を行うというふうに書いてあります。標茶町では、今言った条文に当てはまる状況が現在出ているのかどうか、そのことを伺います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現状では、へき地保育所においてそういう現状が出てきております。現在平成21年度につきましては、上御卒別保育所につきまして、年度末では1名、3名が1名になるという状況になってございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、これはいろいろ制約はあるのですが、かなり使いやすい条件になってきたということなのですが、この場合の、いわゆる保育ママが扱えることのできる人数、これはどういうふうになっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 正式な通知は、私どものところに厚生労働省からまだ来ておりませんが、現在私どもが入手している情報によりますと、保育ママ1人について3人まで自宅で保育ができるということで、保育時間については1日8時間を原則とするということの情報のところまでしか現在のところ持ち合わせておりません。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 加えて、補助を置けば5人まで扱うことができるというふうになったように聞いています。それで、そのほかに見ますと、今まで保育士の資格がなければだめだったのだけれども、保育士の資格がなくても、幼稚園教諭とか、あるいは子育て経験者であれば、一定の研修を受講した人はなれるというふうに非常に緩和されてきたというふうに思います。それで、この面では道の、ことしの第2次補正予算、本年度の中で約1,000億円お金を投じて、この問題についての基金を創設してこの事業を進めようとしていると。それで、北海道にはそのうち約44億円おりてきているということで、この中には幾つかあるのですけれども、今私が言った中では、いわゆる子育ての経験があるお母さんでも一定の研修を受講すれば、やることのできるのだということにかかわって、研修費用、この事業を行うというふうになっているのですけれども、これは町村のほうでも適用になりますか。具体的にもうおりてきている予算だと思うのですけれども。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の国の第2次補正予算に基づきます、いわゆる安心こども基金ということだろうというふうに……お答えをさせていただきますが、基金につきましては20年度から22年度までの間に実施する限られた事業ということで、実績には21年度、22年度ということになろうかと思えます。その中では、保育所と整備事業3つほどありますが、それ以外にも家庭的保育改修等事業ということで、いわゆる委員ご指摘の研修に要する費用、それから家庭的保育事業を行う実施場所に係る改修費の補助ということで、これらにつきましては市町村においても使えるということで、私どもとしては押さえております。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それでは、この問題の最後の質問ですが、先ほど課長のほうから言われたへき地保育所の実態というのはかなり切迫しているかのように思えます。それで、保育ママ、いわゆる家庭的保育を行う準備という点では、きちっとこの事業にのって研修を進めて、準備だけはきちっとしておくということが私は必要でないかなというふうに思うのですが、その点、見通しの点ではどうですか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 特に標茶の場合、産業が酪農で農家が非常に点在しているという意味からしますと、特に現在のへき地保育所の設置しているところについては、児童数の減少によって、いわゆる保育ママのあり方というのは保育を確保するという部分では非常に有効な手段ではあるというふうには認識しております。そういう点につきましては、本年度におきまして、へき地保育所の児童数の非常な減少がここ数年続きますので、どういう保育を確保していくかという観点の中で対応等を検討してまいりたいというふうに考えている次第でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その最後、舛添大臣が答弁の中で言ったように、基本は保育所での集団保育だということを十分考慮に入れながら、ぜひ進めていってほしいなというふうに思えます。

2点目の質問に入ります。2月に一部事務組合のほうでし尿のくみ取り料金の変更が決定されました。ピラも出ていまして、それはそれで進めていただくわけなのですが、1つ問題を私は提起したいなというふうに思うのですけれども、結局業者がくみ取り料金を上げざるを得ない背景というのはあるわけで、これはもう二十数年間も値上がりもしないでやってきて、どんどんお客が減ると。それは、市街地域の水洗化がどんどん進むにつれてお客が減るわけで、そのおかげでだんだん経営が厳しくなっている。法律の中でも、そういう業者はきちっと市町村の責任で保護していかなければならないという法律があるわけのですけれども、詳しくはここでは言いませんけれども、私はこの関係について、やっぱりちょっとおかしいなというところが1点だけあるのです。それは、市街地域が

非常に便利になると。私も桜町に住んでいて水洗化が初めてなって、水洗トイレになったときは感動したものなのですけれども、今回は磯分内でそれが今進められているわけですが、この地域で水洗化が進む、そして文化的な恩恵にこの人たちはその恩恵を受けるわけです。これに標茶町も大きなお金を投じているわけです。だけれども、そのツケは水洗化にならないところの人たちがそのツケを払うというか、俗な言い方すれば。それで、くみ取り料金がその人たちは上がると。この辺の関係というのは、やっぱりちょっとおかしいのでないかなというような気がするのです。そういう業者を保護するというのは、市町村の役割である意味ありますから、法律でも言うように。であれば、その責任を、水洗化が進むことによって業者の経営が苦しくなる。これを保護するためには、どうしてもお金を、くみ取り料金を上げなければいけない。その上げなければいけない地域に住んでいる人たちは水洗化の恩恵にはあずからないというこの関係ですよ。その点では、私は一定程度低所得者の対策を含めながら町も財政を投じるべきではないかなというのは……これは一部組合の中では議論できませんから、それぞれの自治体の財政がありますから。というふうに私は思っているのですけれども、この点ではどういう考えをお持ちでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思います。

衛生処理組合での料金の値上げについては、先ほど委員からもお話ありましたように、それぞれこれまでの経過含めての料金値上げだというふうに思います。構図的に言いますと、ただいま委員から指摘されたような構図に見えるかもしれませんが、後段ご指摘ありましたように、自治体のそういった業者に対する負担の問題と申しますか、対処の問題でありますけれども、私どももいわゆる国会の附帯決議があるということは十分承知しておりまして、これまでも本町のし尿くみ取り業者に対する措置は当然とってきたものだというふうに考えております。今回の値上げについては、時間的な経過が主な理由でありましょうし、特に緊急的な背景としては非常に業者さんのほうがやりにくい状況になっているのは、ご案内のように原油の高騰等による事情がそれをプッシュしたかなという状況があるかもしれませんが、総じて言いますと衛生処理組合としてのくみ取り料の改正については、当然これは時間の経過に伴うところの必然性からのものだというふうに考えていまして、業者に対する対応は委員も言われたように地元自治体できちんと対処すべき問題だというふうに考えます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ということは、くみ取り料金の標茶町での減免の問題については、考える余地があるということなのではないでしょうか。それとも、これは時間の経過とともに、こうならざるを得ない状況なので、それはこの値上げについては応分の負担なのだという考えなのではないでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 基本的には、くみ取り業者が下水道処理の進展に伴って、業の

縮小すると。この縮小については、料金の手だてを地元の自治体が負担するという法律的な事業背景にはなっていません。あくまでもくみ取り業者が強制的に業務が減少する部分について地元の自治体が十分配慮すべきだということになっておりますので、料金について自治体が配慮するということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そのことは否定していません。そのとおりだと思うのです。

それで、ただ業者の、いわゆる普通のサービスとは違って、この問題については附帯事項がなぜわざわざつけられたかという、この手の業者はやっぱり保護しなければならないということで、さまざま町もやってきたと思うのです、今まで。問題は、そういう業者の保護を住民のストレートなくみ取り料金の値上げだけに任せていいのかということなのです。だから、その点ではやっぱり僕はきっと、詳しく調べたわけではないのですけれども、市街地域でおのおの下水が敷設されて、そしてその恩恵を受けているわけですが、そうでない、下水が完備、これからはしないようなところの離れた地域のところの方々というのは、結構お年寄り、高齢者もいると思うのです。そういう点では、自分たちはそういう恩恵を受けないのに、市街地域で下水が敷設されたことによって自分たちの料金が上がるということは、それは否めない事実なので、その点については町としてもある程度配慮をするべき事項ではないのかなと思うのですけれども、その点はどうですか。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 料金設定について言えば、これは衛生処理組合としてし尿処理業者の認定をして、その業者にどういう料金でやることが妥当かということでの議論の結果として料金が定まっているということが原則であります。その中で、いわゆる収集量に基づいて、それぞれ組合が助成する方式もっておりますから、その助成というのは、実は構成自治体の負担によって賄われるという状況になっています。ですから、本来的には衛生処理組合としてし尿処理の処理に当たって、いわゆる利用者負担が幾らにすべきかという原理原則論はそちらで既に整理されていると解釈するのが妥当な考えだというふうに思います。あくまでも自治体、いわゆる標茶町であれば標茶町が措置しなければならない法的環境といいますか、法的な背景というのは、し尿処理業者が標茶町の下水道の普及に伴って業の全体がべらぼうに縮小すると。そのことによって、その事業者が事業の運営ができなくなることによるし尿処理の、いわゆる収集とか、そういう始末が万が一できなくなったときに社会不安になるということを排除しなければならないという観点から、地元自治体は業者の育成を考えていくという、いわゆる義務が法的な環境としてあるということですので、下水道整備の恩恵を受ける受けないの話ではなくて、し尿処理組合として料金をどういうふうに負担をするかしないかという議論が本来の議論だと思います。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この議論はこれで終わりにしたいと思います。

私が主張したいことはわかってもらえたかなというふうには思うのですけれども、この

まま推移していくと、極端に推移していくと、下水道がどんどん進んでいくところ、その政策を進めていけばいくほど業者は厳しくなると。その一部をくみ取り料金として負担をしてもらうという構図でありますから、だからその辺がやっぱり僕はちょっと納得いかないということで質問したのです。でも、そこは町のほうでははっきり分けているわけで、これ以上やりますと約束もだめになるので、やめます。

最後に、学力テストの問題で質問したいというふうに思います。今回の教育行政の方針見ますと非常に積極的に、平成21年度も全国学力・学習状況調査に参加するというふうに非常に積極的に書いてあるので、それはそれで結構かなと思うのですが、その点で幾つか質問したいと思います。

まず、2回目やったわけですが、その成果とどう生かしたかと。その結果、どういう状況が把握できたのかということについて、簡潔に答弁願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） お答えします。

全国学力・学習状況調査につきましては、平成19年度から始まりまして、20年度、今年度2回目の実施となります。ご承知のように、本町の学力状況調査の結果につきましては、全道と比較して知識の部分では若干小学校の部分では低いと。中学校の部分につきましては、知識、それから活用につきましてもほぼ同様か、ある部分については若干高いという結果でありました。しかしながら、一番の成果として挙げられるのは、小学校、中学校においても国語、それから算数、数学が好きだという子供の割合が非常にふえているということが挙げられると思います。新しい教育基本法の中でも学力に関しては学習意欲が非常に大事であるということが述べられているところから、本町において学習意欲が上がったということは大変大きな成果であったかなと考えております。それで、どのように生かしてきたのかということにつきましては、町でデータを分析いたしまして、例えば学習意欲を高めるための指導法のあり方はどんなことがあるだろうかと、あるいは家庭と連携して、食育のときにも出ておりましたけれども、早寝早起き朝御飯と学習意欲というのは大変かわりがあるということで、そういったことの啓蒙活動だとか、そういったことをしてきたところであります。

以上でございます。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、国語や算数が好きだという割合がふえた。これは、全国学力テストの結果ではないですね。このためにこうなったということではないでしょう。それから、学習意欲の問題もそうなのですが、日常の標茶の小中学校の教育活動、学校の中でこれは十分行える内容でないですか。ましてや、早寝早起き朝御飯が子供の学習につながっていいのだということは何十年も前から言われていることで、きょうも出ましたよね。別に全国の一斉学力テストやらなくたって、こんなことはわかっていることではないかと思うのですけれども、その基本的なことについてちょっとどうなのでしょう。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） 全国学力・学習状況調査を受けまして町として分析をして、その後学校改善支援プランというのを作成します。平成19年度に作成した支援プランの中では、学習意欲を高めるためのことが非常に重要であるということをおっしゃっておりまして、その中で例えば私も学校訪問したときに学習意欲を高めるための指導法のあり方の紹介をしたり、あるいは先生方の取り組みについて、ほかの学校でよかったところを紹介したりというようなことで普及してきたつもりでいます。その成果として、19年度に比較しまして20年度は学習意欲が伸びてきているのだというふうに私自身は押さえていたところです。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、それは日常の教育活動の中で先生方がご努力なさってつくり上げたものでしょう。それと全国一斉の学力……文部省も去年の場合62億円ですか、お金かけたの。文部科学省の分析でも、今回の学力テストの結果を見れば、知識より活用する力に課題が見られたと。知識はそこそこあるのだけれども、活用する力がやっぱり課題だとか、それから都市部や僻地といった地域の規模ごとに大きな差はなかったという、こういう結論出しているのです。これは、学力テストやらなくたってわかることでしょう。そのことを僕は言いたいのです。余りこういうことばかり言っていると時間がたってしまうので、それでなぜ僕はこのことを言うかといったら、学校の教育というのはその地域に応じて行うでしょう。どこの学校の教育方針でもそうになっていますよね、経営方針でも。この地域のこの学校でこそその教育だというのがあるわけですよ。だから、僕はそれで十分標茶の教育はやっていけると。全国の一斉のテストなんてやったら意味がないというふうに思うのです。どうですか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） 全国学力・学習状況調査の主な目的というのは、教えたことがどれだけ身につけているのかということを確認するということにあるのだかと、こんなふうに考えています。

それで、19年度の分析の仕方も、例えば知識と活用に分かれているということは、例えば知識と活用を一緒くたにして平均正答率を出すだけであれば、順番とかということにもなるのだと思うのですが、知識と活用を分けているということ、そして例えば分析の仕方でも項目たくさんあるのですけれども、誤答の種類だとかというようなこともあるのです。そして、公表は都道府県でとめているのですが、例えば市町村、それから子供一人一人の個票というのがあります。その中に、子供一人一人の個票というのは、例えばよかったところ、もう少し課題が見られるところというような個票まであるのです。そのデータを生かしながら、例えば学校でいけば、委員もご承知のことだと思うのですが、通信簿を渡すときにここよかったねと、ここもうちょっと課題があるねと、こここうやったら伸びるのではないだろうかというようなところまで実は渡せるようなデータがあるのです。それをもとにしながら各学校では、標茶町の場合は小規模校が大変多いですから、データをもと

にしながら個別に指導することも考えられるということになっています。そして、全国、それから全道の平均正答率というのも出ているのですが、これについては一つの基準として比較することも可能であるということで、比較すれといっても基準というものがなくなかなか難しいところもあって、そういったふうに見るといようなことで活用はしているところなのです。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この問題をだらだら続けるわけにいかないのですが、教えたことがどれだけ身についているかというのは、教えた先生が自分で調べて調査して、そういう力持っていないといけないわけでしょう。当然その人がやれるわけなのです、自分が教えているわけだから。それから、私もよく頑張ったねというふうに通信簿渡した記憶あります。だけれども、これは自分が教えて、その子の頑張りを日常見ている、そして通知せんを私が書いて初めて言えることであって、今おっしゃった個票というのは、民間の教育機関がデータをばあっとやって、電算でつくってやる個票なのでしょう。違うのですか。これは、やっぱりおかしいのでないかなというふうに私は思うのです。

それで、1つだけ例を出しますと、なぜ全員に対する調査で毎年やらなければならないのか。例えば5年に1度の試験として、その間をサンプル調査として抽出して経年変化を追ったらどうかとか、サンプル調査にしてコスト縮減すべきとか、各児童生徒の学力は各校や各自治体レベルで把握すれば十分だ、こういう意見があるのです、まとめとして。私が今言った意見と同じです。これは、今の政権政党である自由民主党の無駄遣い撲滅プロジェクトチームのまとめです。そうなのです。この自民党無駄遣い撲滅プロジェクトチーム、私インターネットで座長のホームページ開いて見ました。そうしたら、本当にびっくりするのですけれども、独立行政法人とか、それから教育研修センターとか、さまざまな今無駄遣いだと言われている中に全国学力テストが入っているのです。自民党が、余り自民党のことを言うとなれなのですから、さっきは舛添さんのことを言ってしまったし、自民党自身のプロジェクトチームが無駄遣いだと言っているのです、まとめで。だから、その点でいうと、私はやっぱりだれもが無駄遣いだなど、やっても意味がないなというふうに私は思っていると思うのね。その点はどうか。

○委員長（平川昌昭君） 指導室長、川嶋君。

○指導室長（川嶋和久君） この学力・学習状況調査は、抽出ではなくて悉皆で行うと。つまり全員が受けるということになっている背景は、先ほどもお話ししたように、町村ごとのデータ、それから個別のデータを子供に関して一人一人の学力を確実に上げるということが目的となっているのです。私自身は、活用の仕方が一番大事だろうというふうに考えているのですが、全国の基礎データと比較しながら、例えば本町の子供たちにおいてどこが落ちているのだろうかということを把握するということは、ひとつ大事なことなのだろうなど、そんなふうには押さえているところです。

○委員長（平川昌昭君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後ですけれども、今おっしゃったことは、僕は十分標茶の学校の中で、学校の先生方の力でできるし、またしなければいけないと。そのぐらいの力を持って教育をやっていかなければならないというふうに思うし、それが不足であれば研修をきちんとやればいいと思うし、そのことを僕は言いたいです。同時に、この町のこの学校の教育は、この子たちの教育はこの町が作り上げるのだという気概を持ってほしい。それは、僕は恐らく、これ無かったらしないと思うのです、国でこういうことを計画しなかったら。仕方なしにやっている部分が多々あるのでないかというふうに思うのですけれども、そういう意味ではもう少し突っ込んだ議論をしたかった。本当でいうと、こういう側面では今この学校で標茶の教育ではこういうところに力を入れていると、全国学力テストの力を借りなくたって、ここまで標茶の教育は力を持っているのだという、そういう突っ込んだ議論が欲しかった。一番大事なのは、この地域の教育というのはこの町のこの学校の教育力が試されているわけですから、この学校でなければできないものがほとんどなわけですから、そこの力をつけるために、ぜひ教育委員会も学校も自分たちの教育としての意見を持ってほしいと。あるから仕方なしにと、私が質問するとつじつまを何とか合わせて答弁しなければならないというようなことではなくて、それはそういう立場はわかるけれども、それなら議論にならないから、やっぱりこの次また続ければまたしたいと思うけれども、ぜひそういうことを考えてほしいなというふうに思います。

終わります。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） 深見委員の考え方もそれなりに私も理解をできますけれども、ただ今年の第1定でもお話あったのかなというふうに思いますけれども、おつき合い程度でやっているのかというご意見もあるかもしれませんが、私自身はせっかくこうやって国がお金かけてやっているのですから、それを活用しない法はないということです。先ほど室長言ったように、それを少しでも、学校は学校でそれはもう当然きちっと、ふだんの授業から検証からすべてやってきています。それは、もう委員がおっしゃられる以前にちゃんと気概を持ちながら、当然標茶の教育としてはやらなければならないこととしてやって、委員会もその下支えをしながらやっていますから。それと、ただこの基本的な考え方としては、全国的に法律、当然学校教育法もありますから、国総体でどこの地域にあっても学力を一定程度の保障しなければならないということ、法律でもうたわれているのです。そういった意味から、当然そういった検証の仕方もあるということなのです。活用の仕方もあるということです。そういう一つの方法だということで、なお一層子供たちが学力を定着できるという、そういったことにつながれば、これはもう別に労を惜しんでやらなくてもという話にはならないです。やっぱり労を惜しんでやるべきだということです。惜しまないで、しっかりやるべきだと。そういう考えから、私どもは学力・学習状況調査にも参加していますし、またその詳細がわかることによって改善されてきているのです、実際に室長言ったように19年度、20年度の比較してみると。そういった意味から、早寝早

起き朝御飯なんて、そんなものは40年前から言われているみたいな話はあるのですけれども、ただ逆に悪くなってきているのです、これはこの前の一般質問で答えたのですけれども。これは、何かといたら、学校だとか子供ではないのです。保護者とか親、地域です。そういった生活習慣を含めて……

(「テストと関係ない」の声あり)

○教育長(吉原 平君) いや、これははっきり申し上げまして、そういったしっかりした生活習慣をつくることによって学力に必ず響いてくると、これは調査でわかっていることなのです。そういったことから、しっかりと地域も支える、あるいは保護者も支えるという、そういう体制を子供たちを育てるためにつくっていかなければならないということを進めているということで、そういう内容もわかってきたということで、我々はこれからも文科省がそういうことで調査するとなれば参加しながら、少しでも子供たちのために役立つのであれば対応していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

田中敏文君。

○委員(田中敏文君) (発言席) よくできましたと、5を余りもらったことのない議員が総括質疑ということで、よろしく願いいたします。

まず、1番目にGISについて町長の執行方針の中にも2点ほど入っておりましたので、農業振興地域整備計画の中に使われるGISシステムの作業を進めてまいりますということで、どのようなGISを使った作業が進めていかれるのかお聞きしておきたいと思えます。

○委員長(平川昌昭君) 農林課長、牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君) 答えいたします。

農業振興地域の整備計画の見直しにつきましては、これまでも何度もご指摘を受けておりました、取り組みをしなければならないという、そういう課題であるというふうに認識しております。

当初予算の中では、まだ具体的な詰めまでいっておりませんでしたので、当初予算の中では見ておりませんが、今GISを使った、パソコン上で図面の管理をする、農業振興地域を明確に見ながら管理をしていくためのシステム導入を今図っているというところでございます。

また、パソコンの環境ができればすぐにできるというわけではありません。現地の状況を確認したりとか、そういうことも必要になってきておまして、それについては一部緊急雇用創出事業等を活用しながら人員の手配をしながら、パソコン環境ができ次第、できるだけ早く作業が完了するように進めていきたいというふうに考えております。

○委員長(平川昌昭君) 田中君。

○委員(田中敏文君) まず、出発段階で情報量を集めてからの出発になるのかなと認識

しております。

また、このGISについては、先ほど林業関係についても課長、民有林なり町有林の形の中で細かい数字が出ておりました。これを林業関係のほうにも使われる予定はないのかお伺いしておきます。

○委員長（平川昌昭君） 管理課長、今君。

○管理課長（今 敏明君） まず、GISの担当部署としてお答えを申し上げたいというふうに思います。

今委員ご質問の、いわゆる林業部門でございますけれども、既に今現在導入されている統合型GISの、いわゆる通常職員が使っているのはコミュニケーションGISと言われるものですが、その中のレイヤーという、専門用語でいうとレイヤー、データの引き出しの話ですが、そこには施業区域、図等のデータは既に整備してございますので、そういった意味での環境整備は整っていると。ただ、具体的にそれをどう活用していくかというのは、またこれ林業政策の中でございますし、もう一つの問題としては、いわゆる林地全般に言えることが地籍調査事業、それそのものが実は進捗していないといえますか、費用対効果の問題もございますので、そういった正確なデータとの組み合わせの中で始めて生かされる部分でもございましょうから、その部分ではデータ管理している、あるいはシステム管理している立場から、今そういう状況であるというお話をしておきたいというふうに思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 行政報告の中にも職員向けの操作研修会の開催されておりますので、これも標茶町の後に残るデータとして蓄積されて、今後住民サービスの一環になればと思います。

次の質問に移りたいと思います。予算の中にクリーンセンターの補修という形の中で上がっておりました。修理箇所等について伺っておりますので、内容について伺いたいと思います。まず、建てられてからかなり経過しております。それと、今回修理される部分は、高温部分に直接雨が当たるといった状況の修繕かなと思いますけれども、その状況についてお伺いしておきます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 内容審議のときにお答えしましたスクラバーにつきましては循環ポンプを交換するというので、これは耐用年数を超えているということで交換いたします。

それから、ごみクレーンのクラブバケットの整備につきましては5年ごとに、ワイヤ等を使っておりますので、定期的に点検しないと壊れるかわからないということもございますので、思わぬ事故、故障が起きないように定期点検、部品の交換等含めて整備をしたいということでございます。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 雑入の関係できのうご説明いただきまして、かなり町民の方々のご協力を得ながら分別が進んでおります。分別を進めると、どうしても残される部分は生ごみが主流になってくるのではないのかなと思うのですけれども、年間生ごみをどの位処理されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 生ごみということで特に押さえないで、可燃物として集計しておりますので、特に生ごみということでは押さえたいということでご理解をいただきたいと思います。

それから、ちょっと手持ちに、去年の数量そのものについては持ってきておりませんが、ご理解をいただきたいと思いますが、ただ新年度予算でも燃料費につきましては487万9,000円の減と。単価等の関係もありますけれども、ただここ19年度、20年度含めて炉の運転日数が非常に減少してきているということにつきましては、いわゆる資源物としての分別が進んできているということが1つと、それから今回の燃料費の減につきましては、炉を毎日運転しないことによりまして、いわゆる生ごみ等の水切り、家庭でも十分していただいておりますけれども、ただクリーンセンターに持ってきた後にでももう一度約1日、水分を出すことができるということで、そういう面では非常に各家庭の皆さん等々含めて生ごみの出し方についてはご協力をいただいているということで考えている次第でございます。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 生ごみも分ければ、今叫ばれている環境に優しい部分も、生ごみが資源になり、地産地消の肥料にも変わり、エネルギーにも変えるという今時代になってきております。水に油をかけてCO<sub>2</sub>を出す処理の仕方も、もう本町としても考えていかなければならない状況になってきているのではないかなと思いますけれども、今後の補修費なり一般廃棄物、また事業系から出てくる生ごみについて、今後の計画等があればお教え願います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一般廃棄物の中では最後委員ご指摘の、いわゆる焼却処分することによっての二酸化炭素の排出というのがやっぱり問題になってくるという現状での環境問題もございまして、そういう面では生ごみ含めて、一般廃棄物ばかりではなくて、産業廃棄物も含めて、これからは従来の焼却処分ばかりではなくて、どう他の資源に転用していくかというのが大きなごみ処理の課題であるというふうには認識しております。そういう面では、今後現在のクリーンセンターがもう耐用年数をそのうちに迎えるということもありますし、それから今回の予算委員会でも、越善委員だったと思いますが、CO<sub>2</sub>削減に向けての町としての取り組みということもございましたので、そういうことも含めて、やっぱりごみを資源にどう変えていくかというのがこれからの廃棄物処理の根本的な基本であるというふうにご考えておりますので、今後クリーンタウン推進員と、それから関係商

工会、それから消費者協会等々と減量化の会も持っておりますので、関係団体等との意見等も含めてご意見いただきながら、長い目でやっぱりそういう方向に向かっていくということ考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 次に、道営の基幹水利の施設補修という形の中で多和地区で落差工の工事があると思いますけれども、今回は1基という形に出ているのですけれども、以前並びに今後の計画等があればお教え願います。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

過去に国営事業で整備されました落差工が地震等、経年によりまして老朽化が著しく、クラック等が見られるということで、道営事業で今整備をしているところであります。現在までのところ、7基の計画中20年度までで5基の整備が進んでおりまして、21年度で1基、22年度で1基で完了する予定であります。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 整備状況をお伺いしましたが、落差工なり砂防系の部分でいけば、やはりそこに住まれる動植物系の、落差工ですから、魚道の確保等が行われているのかいないのかお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今回対象になっている7基の落差工につきましては、当初魚道がない形だったのですが、後に魚道だけ追加する形で整備されておりました。今回新たにつくり直しをしているわけなのですけれども、それらにつきましては従前同様、魚道もあわせて整備をされております。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） また課長のほうなのですけれども、定例会の予算説明書、21年度、工事請負費の中で造林事業で新植、施工地コッタロという形で上がっていて、ミズナラ、ヤチダモを2,000本、ヘクターあたり2,000本を植えるという事業をやられるのですけれども、この地図なり見たときに、トドマツ、カラマツ系は食害は余りふかはないのかなと思うのですけれども、どうしてもミズナラ系、ヤチダモ系はシカに……植えた当初筋刈りもして、シカも歩きやすいし、食害が懸念されるのですけれども、シカの対策等も考えられての事業なのかなということをお伺いしておきます。

○委員長（平川昌昭君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

21年度の新植の対象地は、説明資料でもおわかりいただけると思いますけれども、釧路湿原に隣接している山の斜面でございます。そういう意味で、まさしく環境に配慮するという立場で針葉樹よりかは広葉樹のほうがふさわしいということで選定をしておりますの

で、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 去年度と今年度、AED、除細動装置が各教育施設並びに公共施設に配備されました。これは、大変喜ばしいことだと思いますけれども、この指導要領等について各配備されたところ、どういう仕様、体系、計画等があればお聞きしておきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） AEDの件に関しまして、私のほうから答弁させていただきます。

AEDに関しましては、19年度を皮切りにトレーニングセンターのほうに常備をしまして、21年までの間に41個の計画を実は内部的に持ってございました。既に昨年まで16基が設置されておりまして、今般20年度の地域活性化交付金事業でも12基の前倒しの部分が成立をさせていただいております。残り部分につきましては、ことし予算要求を21年度要求で20年度補正と重複している部分が実はございまして、保育園の部分について20年度補正というふうに合致しましたので、その分について来年残っている部分を、できればことしじゅうに、21年度中に全部導入を終わらせていきたいものだなというふうに考えております。

以上です。

（「使用方法」の声あり）

○総務課長（玉手美男君） 使用方法の普及関係につきましては、昨年も教育委員会のほうで、議会の中でも答弁がありましたけれども、使用方法については消防署のほうでそれぞれ学校の先生方もしくは職員、保育所の先生たち、それぞれが講習会を受けて資格をいただくというふうになってございますので、ことし21年度についても昨年同様、未受講者の職員、まだおります。それから、学校の先生たちもいると思います。その部分について追加をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 最後に、広報でも募集しておりました、こちらでは基金として3,450万3,000円ほどついてはいるのですけれども、3月ということで入進学があるという形の中で、例年この基金を準用されながら進めている事業だと思いますけれども、大体わかる範囲内でここ数年来の実績等がわかればお教え願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

育英資金の状況でありますけれども、これまでそれぞれ育英資金を活用していただいております。平成20年度につきましては、大学で7名、専門学生で4名、高校で3名で計14名活用して、貸し付けをしております。最終的な部分での残高が昨年の年度末で1,500万円

ありますので、通常育英資金の貸付条例に基づいてする上では21年度は多分足りるというふうに現課では考えております。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 日本だけでなく、世界的な大不況ということで、学校教育に、子供を学校に上げたくても上げられないという標茶の状況はつくりたくないなということで、基金もありますし、この教育育英資金の借り受けに対しましては、条件等、広報見ながら危惧したところがどうしても所得の制限がありということがあります。それと、学業優秀であることということもこの貸し付けの条件にあります。やはりこの条件に見合わなくても、学校に本町が出せるという考えはないのかお伺いしておきます。

○委員長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長、島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 育英資金の貸し付けについての要件等につきましては、貸付要綱に基づきましてそれぞれ決めております。実際には、委員ご指摘のように所得の制限あるいは健康状態、人物、学力、家庭と、すべての部分で要件はつけておりますけれども、実際に育英資金の運営委員会のほうで、審議委員会のほうで決定されることでございます。所得に関しては、通常の所得の部分ではかなりの所得の部分では拾われて、これまで育英資金申請者に対して貸し付けしなかった事例は私は記憶してございませんので、また学力についても過去にその学力の評定の部分では議論された経過はございますが、特におおむねということで委員さんのそれぞれの決定等に基づきまして、一定程度の目安ということで判断していただいておりますので、必ずしもおおむね3.0というのは一つの目安ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 田中君。

○委員（田中敏文君） 先ほど深見先生も教育委員会には大変熱い思いを持っていますので、私も余計なことをしゃべらず、退陣したいのですけれども、本町の後継者、未来をつくる子供たちのために、本町が後に住んでいてよかった、生まれてよかったという状況をつくっていただければと思います。

ただ、商工観光課長にする質問が先に、何かできなくなったような思いがありますので、個人的に後ほどさせていただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時40分

○委員長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君）（発言席） まず、第1次緊急雇用対策といたしまして、今現在最終段階に入っているかと思えますけれども、これは釧路管内というか、北海道で一番最初にこの予算がつけられて執行されたということは、大変町民、それからまた関係者に喜ばれているところでないかと考えております。また、本年度、新年度予算では、さらに第2次の対策として4月、5月分の雇用対策ということでございますが、そのメニューについて、まず伺っておきたいなと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

冬期雇用対策事業の部分、21年度におきましても前年度と同じ650万円を計上してございます。町長の施政方針の中にもありますように、4月、5月前倒しということで、今現在4月早々業務が発注できるように各課にメニュー出しをお願いしているところでございます。最終的に全額前倒しですという状況にはちょっと予算の関係上無理かと思えますので、どの程度の金額を前倒しにすれば、その期間終了して、また通常の建設事業であるとか、そういうところに就労できる時期まで何とかつなげる業務をとということで、今各課をお願いをしているところですので、メニューの、どういうことをどのぐらいかけるのかという部分については、今各課をお願いしている段階でございますので、項目で今報告することはちょっとできないので、ご了解いただきたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） いずれにしても、予算化されて、また季節労働者等の雇用対策に意を配されていることは高く評価をしたいと思えます。

それから、妊産婦健診も館田さんのほうから若干ありましたけれども、これまで20年度からでしたか、2回から5回に拡大されまして、このたび4月1日から14回にさらに拡大するということになりました。それで、これは全額助成となるのか。妊婦の負担はないのか。これは、あくまでも町の負担はないのか。国の交付税措置で行われるのかを聞きたいと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 5回から9回に妊婦健診の回数をふやすことに対する本人の負担につきましては、本人負担はないということで、すべて助成するというところでご理解をいただきたいと思えます。

それから、今回の9回の増加分に対する財源でございますが、これは国の第2次補正予算で手当てされておまして、半額につきましては国から都道府県を通じて市町村に来ます。それから、残り2分の1については町村負担になりますけれども、交付税措置がされるというふう聞いていただいております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） これまで5回に拡大されたのに伴いまして、エコー検査のほうも、健診のほうも同じ回数で実施されてきたと思えますけれども、そのエコー健診の回数

はどのようになるのか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 14回のうちエコー検査にかかわる回数でございますが、妊婦健診の一般健康診査における標準的な受診時期と内容ということでの標準的な扱いがございます。これに基づきまして、今回9回を回数としてはふやしますけれども、エコーにかかわる回数につきましては6回ということで、トータル14回中11回が超音波のエコー検査について助成するというところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） それで、妊婦がいわゆる里帰りをして、町外で妊婦健診を受診した場合の助成は、町内にいるのと同じ扱いになるのかどうかを確認したいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今回の妊婦健診の回数増につきましては、従来から行っておりますけれども、北海道が代表いたしまして、北海道の参加の医療機関と北海道町村会、市長会がそれぞれ契約を結ぶことになっております。それで、基本的には道内で受ける健診につきましては、里帰り出産しても無料で受けれるということになるということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 次に、人口減少時代に入りまして、少子化対策としてこれまで町は不妊治療の公費助成はされてきたのか、現状はどうか、その点を聞きたいのと、今後この人口減少時代、少子化対策としまして、実態調査なんかをして公費助成を含めた対策をすべきと思いますけれども、その点はいかがでございますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 不妊治療につきましては、実態調査を町として独自でやったことはございません。また、私どもの課の健康推進係におります保健士等についても直接的な不妊治療の相談等を受けたということは今のところ聞いておりません。なぜかといいますと、不妊であるということ自体が他人に知られるということが非常に個人の秘密に属するというので、なかなかそういう体制をとるということには現在なっていないというのが現状でございます。ただ、女性の健康サポートセンターということで、これ去年の12月に道が開設、保健所にそれぞれ開設をしたということでございますが、現在不妊治療等の相談に関しては、市町村というよりも、非常にそういう個人的な問題がございまして、保健所のほうで行っているというのが現状だというふうにご理解をいただきたいと思いません。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 次に、このたびの緊急経済対策というのが町有施設とか、それから公住、そういう町が設置者という部分につきましては、火災報知機が設置されるということになっております。ただ、私が懸念することは、公住とかに入っていない、自分の

持ち家で生活保護を受けている世帯、1人ないし2人、いろいろ家族構成はあると思いますが、1個約4,000円するのか、今少し下がっているのかわかりませんが、火事災害の防止を図るために、この世帯の、大体ひとり暮らしだと寝室が1つだと思いますので、1個程度かなと思いますが、私はできれば助成をしてあげたいなという気持ちでございますけれども、その辺についてはどんな見解を持たれておりますか。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 生保受給者で住宅が自分の家の場合、委員ご指摘のように消防法の規定によりまして火災報知機をつけなければならないということになっております。これにつきましては、担当の支庁のほう等々にもちょっと照会をしておりますけれども、基本的には通常の生活保護の扶助の中で設置をしていただくものという見解でございます。ただ、補助した場合、現物支給ということで扶助がその分削減されるということ等もあり得ますので、その辺は今後火災報知機の設置の期間がまだ若干ありますので、その辺含めて、本来的には保護を受けている方についてはそういうものを含めて保護をしていただけるということが基本的に私ども考えておりますので、その現物支給の問題等々含めて、支庁のほうとも協議しながら考えていかざるを得ない問題なのかなという気はしております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） テレビ放送も地上アナログから地上デジタル放送に移行することに伴い、国はたしか生活保護世帯はその受信機というか、そういうものの補助もするというようなことがあったように記憶しております。それで、なぜこの火災報知機を義務化するかという、全国の火災の死亡原因で65%以上が煙を吸い込んだことによるとのデータがありまして、それでもってうちだけでなく自分の命も、住んでいる人の命も失うというのが多発しているということからだと考えますので、できるだけ善処を図っていただきたいと思います。

次の質問に移っていきたいと思います。国道274号線のコッタロ沢の改良工事については、数年前の議会でも他の議員からも要望が出ていた経緯がありますが、その後の進捗状況はどのようになっておりますか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 国道274号線、沼幌と久著呂を結ぶ通称コッタロ沢、または大沢とも呼ばれたりもしているところでございます。カーブが連続して勾配も急なところがございます、これらにつきましては地元、地域要望を受けまして要望を続けてまいりまして、一定程度進んでまいっております。まだ国の事業における平成21年度の計画の発表につきましては、公式な情報で届いている状況にはございません。現在私どもで非公式の情報ですが伺っているのは、新年度では、いわゆる21年度ですが、何らかの工事には着手したいというやりとりの中で感触を受けました。着工しますと、連続的に特に問題がなければ進むと思いますので、予算との関連もございましょうが、国の事業でございまして、2年から3年程度で工事が進捗するものと私どもでは想定しているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 今課長のほうから説明がございましたけれども、引き続き早期実現に向けて改良工事の早期着工を要望していただきたいと思います。

次に移ります。これも国道391号線なのでございますが、昨年の夏ころと言ったらいいか、春ころと言ったらいいか、五十石橋付近から標茶寄りのパーキングエリアまで新式というのか、防雪さくが施設されました。本当に冬の交通安全からいけば、もっとももっとこちらの南標茶の集会所近くまでやっていただければなというのが私の気持ちでございますが、設置延伸についての、21年度の、その辺の情報とかそういうことにはどのように担当課としては把握されているのか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 以前の猛吹雪で町議会においても質疑がありまして、その後町といたしまして、例年行われております期成会要望になるのですけれども、主要懸案事項要望がございまして、開発のほうに要望しているところでございます。

委員、先ほどご案内のとおり、平成20年度におきまして五十石橋側から市街方向に向かひましてネット式の吹き払いさくが設置されました。これもまだ非公式情報でございますが、このまんま延長の市街地に向かって一定程度の効果のあるかについて検証の上、延長されてくる予定とはなっているようでございますが、今入っている、私どもが伺っている情報では、21年度については、いわゆる効果、これは標茶の五十石の部分だけではなくて、ネット式に関しての道東地区における効果等、検証を行うというような情報も伺っております。21年度については、場合によってはちょっと見合わせる可能性もあるというような情報も伺っております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 今説明されたように、21年度は設置した状況の効果を見るということで、もしかしたら21年度ではその他の設置延伸はできないのかなということでございますけれども、引き続き関係機関に要望していただきたいと思います。

それと、町道における防雪柵の新設、また要望もあると思いますけれども、既設の設置の見直し、これあたりも課長のところでは鋭意努力されながら、町道の防雪柵の把握をされてきていると思いますけれども、その辺の進捗状況についてはどのようになっていますか。

○委員長（平川昌昭君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） 平成17年度から点検作業を本格的に実施しました。雪が少なく、ちょっと調査の対象に、判断材料と、検討材料としてはちょっと無理だなと思われます。平成19年度につきましては実施はしませんでした。18、19、そして今年度も雪のたまりぐあい、それから効果等について、具体的には1カ所ずつカルテをつくりまして、雪のたまりぐあい、それから雪のたまっている状況、延長と高さ幅ですね、そして前、後ろ、どちら側にたまっているかというような状態、それから位置的なものの確認をカルテ

に落として、昨年度等との比較の中でどの点で効果が一番あるのかなというのを検討材料とさせていただいております。これは、仮設式防雪さくにつきまして、この検討に基づきまして、いわゆる地主さんと、それから沿線にお住みの方、場合によっては地域会等の協力も得まして、それから除雪作業の方のご協力を得まして、より効果の高いところ、効果的な場所等も考えた上で地主さんにご相談させていただいたりもしてきています。これに伴いまして、より効果の高い場所への移設も行ってきております。ただ、一定程度効果のある場所というのは、なかなか年によっても違ってくる部分もございますので、数年間見た上での相談とさせていただいているところもあります。調査を行っての印象なのですが、私どものほうでこの場所よりもこちらのほうがどうなのかな。今までの長い経過の中でというのは地元の方が一番わかっている部分もございますので、ご相談させてもらったときに私どもとちょっと想定が違っていたのが、いざ撤去というご相談をさせていただくと、別な意味でかなり不安を持たれるケースが多いようでございます。やはり不安を解消する部分というのでも十分説明したり、原因になる部分を解消する方法等もご相談させていただきながら、カルテを利用してご相談させていただいて、結果的に20年度と18年度の状態で比べますと、その間でいろいろと転用、移設しているところもございますけれども、現在のところで約100メートルぐらい、18年度と比べると不足している状況にあります。減ってきている状況にあります。ただし、ことしの状況につきましても、新たに防雪柵を設置してほしいと、畑の中の防雪柵を設置してほしいという要望もございまして、そこらあたりについても新たな場所としてストックの状況を理解していただきながら効果を私どものほうで検証させていただいて、仮に一部設置させていただいた場所もございまして。今後も点検等含めて継続して、より効果の高いところへの設置を努力していきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） ありがとうございます。地味ではあると思いますが、引き続き努力をしていただきたいと思います。

先ほどAEDの部分で田中委員からも質問がありました。私もこれは質問しようと思っていたのですが、重複しますのでやめたいと思いますけれども、ただ気になっている部分が1カ所ありますので、確認の意味で聞いておきたいと思っております。ほとんど小学校、保育所、幼稚園、それから各公民館と、それからプール等に設置され、大体約30台、二十七、八台ぐらいになるのかな、合計すると。それで、町立病院だとか、あと役場庁舎、それからこの議場、議場は特にエキサイティングな場所でもありますし、我々はどっちかといったら議員の中でも若いほうですけれども、改選後、これは議員には年齢がありませんので、80代の人も出てくる可能性もありますし、90代の人が出てくる可能性もありますので、そういう備えもしておいたほうがいいのかという思いもいたしますけれども、その辺はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 総務課長、玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

先ほども田中委員のほうからのご質問がありましたけれども、重複する部分もあろうかと思えますけれども、20年度の補正で保育園関係が重複している。その部分については、既に議決をいただいておりますので、21年度予算については小中学校の9台、この部分については交付金事業には入っておりませんから21年度と。6台の保育園については、今委員の質問のありました役場の庁舎、それから幼稚園、図書館等についての新設について行っていきたいというふうに考えておりますし、病院については現状では既に配置をされているというふうに聞いておりますが、ただし役場の施設に、1階のフローリングにというふうに実は考えておりますから、各公共施設1カ所1台というふうな基本的な考えを実は私どものほうでは持っておりますので、台数が多いことにはもちろんこしたことがないのでありますが、1階に1台、2階に1台、3階に1台というふうになりますと、ほかからの注文が逆にふえてくるのではないかなというような心配も実はありますので、1台ということで承知をいただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

次に、2008年度第2次補正予算が3月4日に再可決され、衆議院で成立しまして、定額給付金の財源が確保されまして、5日に全国のトップを切り、青森県の西目屋村と北海道の西興部村でもう給付が始まったということでございます。本町も説明がありました、12日、あしたあたりから通知をして、19日くらいから口座振り込みができるのかなということのを伺ったような気がしましたが、新聞報道では3月30日にという考えがあったようでございますけれども、再確認しておきたいと思えます、この点について。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

申請書等の発送につきましては、本日発送をいたしましたので、地区によっては標茶局から直接でないところもありますので、若干時間がかかると思えますけれども、遅い地区でも16日までには到着するというふうに郵便局のほうからは聞いております。そして、18日から受け付けを開始いたします。役場では、18日から4月4日までは夜7時までの受け付けをさせていただきます。酪農センター、それから各地区館につきましても専任の職員を派遣して、応援体制を組みながら強化日を設定して受け入れ態勢を行っていきたいというふうに思っております。そして、その後口座の確認をいたしますので、その確認が終了後、早ければといいますか、3月30日にできる限り1件目を出したいというのはありますけれども、ただ期間がない中ですので、すべてというふうにはならないこともぜひご理解いただきたいと思いますし、この分では一度受け付けをしまして、金融機関にそのデータを渡しまして、金融機関で今度振り込み先のほうの確認をいたします。そうしますと、物理的には3週間ほどかかってしまうというのがあります。そういう部分では、4月6日以

降に本格的な口座の振り込みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） この定額給付金につきましては、国政レベルでは野党の方たちはばらまきだということで、受け取らないということに何かしているようでございますけれども、与党の総理でもあります麻生さんは最終的にはいただくという表明されましたけれども、本町の町長、副町長、教育長さんは受け取るのか受け取らないのか、まず聞いてみたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

個人レベルの話でありますので、お答えするのはいかがなものかなと私は思っておりますけれども、基本的には国で決まったことであるので、国民として適正な処理をしたいと考えております。

○委員長（平川昌昭君） 副町長、及川君。

○副町長（及川直彦君） 法律含めて、趣旨含めて定められたものでありますので、その趣旨に従って対応したいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） ただいま町長、副町長お話しされたとおり、私もそのように対応していきたいというように考えております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） それで、本町にはDV被害者といひますか、そういう人があるかいないかわかりませんが、例えば入院している方だとか体が不自由で金融機関に行かれないとか、そういう人のための対応、そういうのも十分考えられていると思ひますけれども、そういう人がある場合は、例えばその地区の民生委員さんをお願いして、本人のかわりに行ってもらおうというようなことはあり得るのかあり得ないのか、その辺確認しておきたいと思ひます。

○委員長（平川昌昭君） 企画財政課長、森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

そういう部分では、DVの世帯の対応、それから今委員がおっしゃったような対応については、対応可能ということで通知を受けています。個別の困難な部分については、適正にご相談をいただくような形で進めていきたいと思ひています。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） これも新聞報道で私も知ったわけでございますけれども、21年度の釧路市の予算編成の中で広域医療対策でドクターヘリの道東配備が2月8日に決定いたしましたして、釧路市は7月からの運航予定として1億6,780万円を計上したということが報じられておりました。また、厚岸も新年度予算の中で105万7,000円を計上したとの報道が

ありましたけれども、本町も釧路管内の一員でありますし、本町の運航負担金というのは現在時点でどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ドクターヘリにつきましては、今委員ご指摘のとおり、釧路管内と、それから根室管内がドクターヘリの搬送範囲ということでもありますので、それぞれ基本的には釧路、根室管内のそれぞれの市町村でドクターヘリの運航に対する負担ということではなくて、ドクターヘリの運航そのものについては国、道の補助金がございます。ただ、ドクターヘリに乗る医師、看護師等の確保、これは今回新聞報道でございますけれども、釧路市立病院が救急救命センターを持っているということで、釧路市立病院が基幹病院ということになります。それで、広域医療の対策負担金につきましては、現在も2次医療の部分で広域でやっています、補正予算では医師確保の部分での減額措置をさせていただきました。これは、根室管内入ったということもございまして、減額させていただきましたけれども、現在のところドクターヘリ運航にかかわる広域医療の、いわゆる医療対策ということでは、標茶町では155万円程度というふうには押さえているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

それで、7月以降の運航になるということでございますけれども、本町でも重篤な緊急を要する患者が発生した場合、例えば町内で、町場であれば消防とか、それから町立病院の屋上は着陸できるのかできないのかわかりませんが、どの辺に着陸をさせるようになっているのか。そういうシミュレーションというか、そういうのはできているのか。また、地域、虹別とか奥沼地方だとか阿歴内、塘路、中茶安別の方面で発生した場合に、どの辺に着陸をしながら患者を搬送していくのか。その辺の計画化、シミュレーションというか、そういうものはできているのかできていないのか伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ドクターヘリが運航するに当たりまして、基本的に航空機が離着陸するところですから、航空法による臨時離着陸場の事前の許可等も必要になってきます。そういう面では、関係市町村からどのような場所に離着陸ができるかという一応リストを釧路市が現在中心に、今市立病院が中心になって、その辺の取りまとめをしているところであります。本町につきましては、ちょっと数字は今押さえておりませんが、一応公共施設で、例えば河川、消防裏にあります防災の拠点、市街地であれば防災拠点、それから郡部であれば小中学校等をリストアップして報告しているところであります。ただ、それら緊急の病気の場合と事故等の場合でございます。それにつきましては、一時的に搬送する各消防署との連携も必要になってきますので、それらについては別途協議をするということになってございます。ただ、交通事故等で予定している場所より交通事故の発生地点においては、事前に登録している離着陸場でない場合もあり得るということでご

ございます。ただ、小中学校を使う場合、授業中等々の問題もありますので、それら含めて、これからそういう部分での理解をいただく部分でのPR等々は必要になってくるのだろうというふうには考えております。

○委員長（平川昌昭君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。ありがとうございました。

最後に、余り聞きたくないのだけれども、聞かなければならないなと思っているのですが、標茶町の町営の火葬場の管理者、予算にも人件費も出ておりましたけれども、その場長が今1人体制でやっているようには見られますし、その場長が重篤な病気やけがをされた場合に本来の業務ができないということになりますよね。そういう場合の対応はどう考えているのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町営の火葬場の管理につきましては、予算書にも載っているとおりに囑託ということでしております。

今委員ご指摘の重篤な病気等々の場合については、直接私ども職員もしくはそういう経験がある方に臨時的にお願いするというような形で対応を考えているということでございます。

○委員（川村多美男君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

小林君。

○委員（小林 浩君）（発言席） 私からは、やすらぎ園全般についてなのですが、先ほど館田委員のほうからも園の経営だとか予算についての質問がありまして、園長の答弁と副町長の答弁の中でその部分についてはよく理解をしました。

たまたま先日ちょっとやすらぎ園を見学する機会がありまして、やすらぎ園と軽費老人ホームの駒ヶ丘荘とデイサービスで使っております通所の部分をちょっと見学させていただいたのですが、その中でちょっと感じたことや、また僕の希望も兼ねまして質問をしたいと思うのですが、まず軽費老人ホームの駒ヶ丘荘なのですが、軽費老人ホームの改正がありまして、今までB型という非常に縛りのある軽費老人ホームで自立した方しか住まれないということで大変不自由していたのがAとBという冠が取れまして、中で介護サービスを受けることもできるという施設になったと聞いているのですが、当然そうなったからには、今までと全然形が違うわけですから、施設の方針というのがまた変わってきているのかなと思うのですが、その件についてはどうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおりでございまして、昨年法律改正がございまして、軽費老人ホーム、表看板についてはケアハウスというタイトルメニューになってきております。ただし、今現在既存で運営しているA型、B型というのは、法律上はまだ経過措置で残ってござい

すので、そういう状況にありますということでもあります。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） 状況が変わっただけで、今の説明では中身は変わっていないというふうに僕は今とらえたのですけれども、軽費老人ホームの中も実はちょっと見学しました。非常に段差があって、これは本当に老人施設としてはどうなのかなというような印象を受けたわけですが、そういう縛りがなくなったということは、またいろんな意味で施設を生かすことができるということなので、やすらぎ園の中にいつも問題になっております待機者120名がいるということは、ちょっと前の施設というふうに利用することもできるわけですから、もう第4期の介護保険計画がほとんど決まっていると思うのですけれども、今後施設をどういうふうにご利用するかということを真剣に考えていって、できるだけやすらぎ園の待機者の軽減になることにつながるように考えていただきたいと思っております。

駒ヶ丘荘のことはそれだけなのですけれども、何かあれば。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

今現在の駒ヶ丘荘の利用者は32名いらっしゃいまして、年齢的な問題で申し上げますと、74歳以下は11名、75歳から79歳までは5名、80歳から89歳までは15名、それと90歳以上が1名というような状況であります。平均年齢が年々高まってきているという状況にあります。今現在B型で運営をしているのですが、自活、自炊をできる方というのが基本なサービスメニューとなっておりますけれども、今やすらぎ園入所待機者120名いらっしゃるわけですけれども、そういった部分のことも含めて、今後の軽費老人ホームのあり方については、やっぱり今後また検討していく必要があるというふうに考えております。こういった機能を持ったものにしていくかについては、ケアハウスがいいのか、それとも介護保険法で定められている特定施設入所者生活介護、こういったサービスメニューもございます。こういったいろいろな今後の機能のあり方については、検討していく必要があるというふうに思っております。具体的な検討時期については、委員ご指摘のあったとおり、第4期の介護保険、高齢者保険福祉計画、平成21年から平成23年のこの期間内の部分でございますが、この期間内において今の現在の駒ヶ丘荘のあり方の機能について検討をしていきたいなというふうに考えているところであります。なお、この検討に当たっては、施設の改修等も伴ってくる必要があるというふうにも考えられますので、この施設改修に関してはそれなりの改修費が出てきますので、その改修費の財源確保という問題も一方ではございますので、その財源確保では国、道の補助金等々がそのメニューとして今後その辺も探していかなければならないというようなこともあわせながら検討を深めていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） わかりました。

次にですが、通所型のデイサービスなのですが、たまたまちょっと見に行ったときに知

り合いのおじいさんがいまして、ちょっとお話をしたのですが、遠くから通っている方だったので、非常にいいところだと。ただ、曜日が指定されていて、この曜日にしか来れないのだと、そういう話をしていました。本来ここに通っている友達に会いたいのだけれども、その友達は曜日が違うと。会うことができないのだと。その日にしか送迎ができないという実態だと思うのですが、送迎に委託している部分もあって、社協で送迎をしている部分もあると思うのですけれども、今回送迎のバスも新しいバスが今度入るということで予算にもなっていますが、標茶には民間の通所型もあります。非常にその送迎の部分で苦しんでいることも聞いております。例えば虹別、塘路、1人でも自家用車というか乗用車で迎えに行っているのも現実です。釧路市内、管内の通所のそういうデイサービスのどこに聞いても、やっぱりその送迎の部分に関しては非常に大変な思いをしているというのが現実なのです。先ほどこちょっと利用者数が減ったという話をしていたので、それも一つの手なのかなと思います。また、昨年日曜日でも営業するようにするというので、それも経営面も考えてということだったのですが、その後稼働率というか日曜日の、それでも利用者数が減っているということなのですか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えいたします。

デイサービスについては、まず送迎体制については現在3台で車を運行しながら対応しております。なかなか曜日の問題でいいますと、ある程度地域的には広範囲というか、遠距離の部分がございますので、その際には高齢者にはやっぱり配慮しなければならないものとして、車に乗っている時間は余り時間をかけたくない。やっぱり短い時間の中でセンターまで来ていただきたいという基本の考え方を持っておりますので、そういった部分で効率的な運行体制という形を今とっておりますけれども、なかなかその曜日を希望どおり受け入れできないというちょっと実情があります。それは、運行体制がなかなかうまく組めないというようなことが原因であります。

それとまた、日曜日の営業の話でございますけれども、平成20年度からは祝日も今度営業するようになりました。ですから、今現在利用できないのは日曜日と年末年始などがございます。ですから、年間307日営業するという今計画を持っておりますけれども、今現在は1日当たり定員25に対して利用者が20名から21名というような形で減っている。それは、体調不良や入院等によって需要者が減っているというような状況なのです。日曜日の問題なのですが、今後の問題として検討していかなければならないというふうになっておりました。一応平成20年度において、私どもで事業者さんの声を聞くということによって意向調査、アンケート調査を実施をいたしました。解答率は65%の解答率でございましたが、日曜日の利用についてどのくらい希望があるかということで把握をさせてもらったのですけれども、毎週日曜日を利用したいというのは10名程度でした。そのほかに利用したいという方も6名ほどあったのですが、それは必要なときに時々というような形の利用の仕方という希望の内容でございました。毎回利用される方が10名程度、今現在の中での10

名程度となれば、経営的なことでいうと赤字の状態がまたさらに赤字が広がっていく可能性があるかなというふうに思っていて、平成21年度、日曜日開設というところまではまだ至ってはいませんが、この辺の問題については、なおこれからも研究、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） わかりました。

質の高いサービスを提供していきたいという、さっきの舘田委員の質問の中の答弁にもありましたが、質の高いサービスというのは業者さんや家族が望むことも一つの質の高いサービスだと思いますので、その曜日については、何曜日はどここの地区となるべく決めないで、利用したいときに利用できるような方法をとっていただければと思います。

それと、最後です。やすらぎ園の園の中なのですが、園の中をちょっと見学させてもらったのですけれども、リビング部分があって、非常に元気な方もおりました。あいさつをすればあいさつをしてくれるおじいちゃん、おばあちゃんもいましたが、どんどん奥に行くにつれて、正直ちょっと言葉が悪いのですが、病院のお見舞いに来ているような雰囲気がちよっとありました。前から僕言っていましたが、ユニット化ということも言っていましたが、状況的に言うと本当に入院ベッドが置いてあるような、そういう雰囲気だなというふうに率直に感じたのですけれども、あの中にまた短期のショートもくつついているのですけれども、この中で初めて来たおじいちゃん、おばあちゃんがショートで利用したら本当に嫌な思いをするだろうと僕は率直に感じたのです。寝たきりの方もおりますし、元気な方もおりますけれども、そんなことを思いながら行ったわけですが、前に何回か質問したユニット化というのはなかなか厳しいと。職員の体制もあれば建物のこともあるので、今回やすらぎ園の改修工事資料が出ていましたが、中身ではなく、今ある既存の建物を改修するというような図面が出ていたのですけれども、提案というか希望というか、ちょうど建てた年数が違うのか、西と東というふうに分かれて同じことをやっているという。多分50、50ぐらいの利用者さんで、程度にすれば同じような程度の人たちをうまく振り分けているのかどうなのかというのはよくわからないのですけれども、改修をするに当たって、部屋の数が変わったりなんなりということはないでしょうが、例えば症状によって分けるだとか、ショートの部分だけをちょっと部屋を分けるだとかということは可能なのかなというふうに見ていたのです。それと、前からのときにもちょっと話が出ていましたが、病院の空きベッドを利用しての分煙というか、本当にそれができると、100人以上の方を収容すれというのではなくて、そこから20人、本当にそっちに移っただけでも、80だとまたスムーズに部屋の使い方がうまく使えるのかなというふうに感じたのですが、そんな考え方というか、そういうことについてはどうでしょうか。

○委員長（平川昌昭君） やすらぎ園長、山澤君。

○やすらぎ園長（山澤正宏君） お答えします。

まず、部屋の割り振りの仕方についてであります。北棟、南棟と私たちは言っており

ますが、それぞれ50人、50人という定員の状況で現在運営をしております。居室割については、経管栄養などの完全に寝たきりになっている方とある程度自立をされている方という、その辺の健康、身体状況によって、そこら辺も配慮しながら部屋割はさせてもらっています。個室化という部屋については、3つしかありません。あとはもう2人部屋、あとはもう4人部屋というような部屋の構成になっておりまして、委員ご指摘の個室化をもう少しふやしていくという状況をつくるとすれば、今の施設を拡張するという形になるかと思うのですが、それはなかなか今現在の中ではちょっと難しいというふうに私自身は思っています。そういった中で、今委員からもご指摘がありましたように、今後ベッド数の関係がどうなるのかちょっと今後のあれなのですけれども、そういったもし空きベッドがうまく私どものほうの利用者さんが利用できるということになるのであれば、そういったところをご利用させてもらって、そして私たちの今現在のやすらぎ園の個室化を少しでも多くしていくというような方向も、そういった方向ができれば望ましいなというふうには思っているのですけれども、今現時点ではこうできますというふうにはちょっとならないというようなことで、私の答弁はこのぐらいの程度しかちょっとできないというようなことをご理解をいただきたいなと思います。

○委員長（平川昌昭君） 小林君。

○委員（小林 浩君） ぜひそういうふうに見えるように思っています。

また、最後なのですが、120名の待機者に関してなのですが、これもちょっと言葉失礼なのですが、僕が中を見た限りでは、この120名、この園の人気というのは間違いなく利用料だなど僕は思いました、率直に。この管内どこを見ても、個人負担料がこれだけ安い特養施設というのはめったにないと思うので、それが実はほかの町内にある民間を圧迫しているというのも、これ現実なのですけれども、これだけ利用料が安く使いやすい、そういう特養を持っているというのは、これは本当に町の特徴として、これもまたいいことだと思っているのですが、その120名の待機者を何とかしていかなければならないので、ぜひ駒ヶ丘荘の後の利用だとか病院の空きベッドを利用した分園だとかというのを進めていっていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（平川昌昭君） 住民課長、妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 今小林委員からいろいろとご意見いただきました。そういう面では、先ほどからやすらぎ園長からも答弁しているとおおり、駒ヶ丘荘の問題、それから病院改革プランに基づく病院の削減したベッドの利用につきましては、今後課題であるということばかりではなくて、標茶の高齢者人口が現在からそんなに大幅にふえないという中で待機者が120名もいるということと含めて、第4期の計画の中で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（小林 浩君） 終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

末柄君。

○委員（末柄 薫君）（発言席） せっかくの機会でございますので、質問させていただきますが、商工観光に限って、もっと厳密に言えば佐藤課長に限って質問させていただきます。

先ほど、余談ですけれども、皆さんにお聞きしたら、佐藤課長と質疑がしたいという人ばかりたくさんおられました。これは、ひとえに佐藤課長のやはり人格の、人間性のなせるわざかな、改めて見直しております。そんな中で、同級生ということで私が最後の質問をせよということで、非常に光栄に思っております。

それでは、質問いたします。中小企業振興融資資金貸付金、これについて質問したいと思います。昨年9月の定例会で議決された一連の緊急対策、これにおいて中小企業振興融資資金、これが設けられました。また、平成21年度1億5,500万円という金額、これは昨年から比べると2,000万円増額されております。これらの現在の利用状況というか貸付状況をお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

また、お褒めをいただいた後の答弁ということで大変恐縮しておりますが、委員ご質問の資金についてですが、2,000万円ふえた、その要因ですが、経営環境の再生資金貸付金ということで2,000万円増額をして、8,000万円の枠で緊急に貸し付けをします。これは、商工会サイドでいきますとお助け資金ということで各事業所のほうにPRをしている部分でございます。この部分については上限が500万円で利子補給を実施するという新たな取り組みをさせていただいた貸付資金でございます。今まで中小企業の特別融資の部分につきましては1月末現在の数字しかございません。銀行から報告が上がってくるのに二月ほど期間がかかりますので、1月末現在で中小企業の実施件数が39件ございます。その中で、このお助け資金を使ったものは6件、3,000万円ということでございます。この3,000万円の部分につきましては、議決をいただきました債務負担行為の中で利子補給を継続してやっていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 貸付限度額が500万円ということですが、これらについての利率、これも議決したのでしょうか。ちょっと記憶がないものですから、利率どのようになっておられるか。また、この貸付枠に不足などが生じるおそれもないのか、その辺をお伺いします。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 貸付限度額につきましては500万円ということで、委員ご指摘のとおりでございます。利率の関係でございますが、今現在5年間の期間で2.5%ということで貸し付けを行ってございます。貸付枠の8,000万円の枠に不足が生じないかということでございますが、金融機関両行と綿密な連絡をとって、今現在8,000万円の枠に対して

3,000万円の実行ということでございますが、ただこの8,000万円の枠がオーバーした場合についてはどうするかということなのですが、6億2,000万円の総体枠がございますので、両金融機関さんの理解を得ながら、この制度の趣旨を理解して、緊急な部分についてはその枠の中で対応していきたいと。そして、資金に不足が生じた場合については、私どものほうでまた議会のほうに補正の提案をさせていただくという運びになるかと思えます。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） よくわかりましたが、北海道において実施されているセーフティーネットの利用状況、何かこれ似たような制度だと思うのですが、このセーフティーネットの利用状況とかその内容及びその利用状況についてお伺いいたします。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

道で行っておりますセーフティーネットの部分につきましては、古い話でいきますと不況業種という言葉がご存じかと思いますが、今は特定中小企業者という言葉であらわしております、その認定が基本的に必要になってまいります。大幅に売り上げが落ちたとか、そういう部分が道の資金を使えるという条件でございまして、それには認定が必要でございまして、標茶町がその認定に当たるということで、今現在新しい部分ですけれども、39件の相談の中で実際に中小企業の信用保証組合のほうに報告をした部分につきましては、39件中認定が37件ございます。そして、最終的にはこれが先ほどありました39件の実行の中にあるのですが、道の部分については町村に報告がないというのが現状でございますので、町が融資しています39件の中にあわせて道のセーフティーネットも使っているところもあるのかなという感じはしますが、39件から町の部分、実際に町内で両行で借りている部分が27件ございますので、10件程度は他の町の金融機関が道のセーフティーネットを利用しているのでないかということで、推定の域を出ませんが、今現在はそういう数字を押しえております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 非常にこの資金についても中小企業にとっては大事な資金かなと、非常に印象をまた強く持ちました。

それから、貸し付けの利率、これは今年度と同じく21年度についても同様の貸付率2.5%ですか、これでもって運営していられるのでしょうか、その点。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 今年は2.5%ですが、先の話ですが、3月の23日に金融連絡会議といたしまして、2つの銀行と商工会の金融委員長、それと私どもとで、この利率について協議する場を毎年この議会が終わった段階で実施することになってございます。金融情勢については、まだまだちょっと不安定な部分があるのですが、私どもとしては今委員がご指摘のとおり少しでも借りやすい制度にしたいということを念頭に、2.5%以下を念頭に協議に参加していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） この貸付金制度ですけれども、これは全道の部分、セーフティネットの部分も含めて、この中小企業の融資資金貸し付け、これは本当に業者にとって大事な融資貸付金ではないかな。これからも中小企業の血肉となる資金でございますので、できる限り利用しやすい制度、そのようになってほしいものだと思います。今後の見通しについて、再度お聞きします。

○委員長（平川昌昭君） 商工観光課長、佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） 21年度予算におきましても1億5,500万円、6億2,000万円の枠を予算化させていただいておりますので、この利用の部分については、21年度以降につきましては今の商工労働係が担当する部門でございますが、企画財政係に統合されるということでございますので、しっかりと事務の引き継ぎを行って、遺漏のないようにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（平川昌昭君） 末柄君。

○委員（末柄 薫君） 中小企業対策にしましても、先ほど館田委員のほうからも大変お褒めありましたが、佐藤課長がこのように理解し、しかもその支援を一生懸命行政としてやってこられた、非常に私どもも心新たにその存在感というものを改めて認識したかなと思います。本当に42年間、ご苦労さまでした。これからも健康に留意されて、また標茶のまちづくりのためにご尽力いただきたいと思っております。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

終わります。

○委員長（平川昌昭君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） 討論ないものと認めます。

これより議案第21号から議案第28号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（平川昌昭君） 以上で平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託され

平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

た議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成21年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 5時54分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 平 川 昌 昭